

- 一、營壘相成而、分地之外、妄不可通交往也、各堅守其所而、晝則設遠候、夜、則出伏兵、專攻守之備而、可停止無用之他出也、若至夜中、有急用則、可持燭行也、
- 一、或誼諱口論、或放牛馬、失火而莫驚駭營中、及敗亡矣、
- 一、備之是非、不顧思慮、可諫諍也、或不知其得失、或雖知之、默而不言、凶豈出來之後、誹上之失、益己之智、此倭人也、語曰、既往不咎、
- 一、采薪芻牧者、五人組而、副警固、示方角、定往還約束、不可有遲疾也、
- 一、或主人、或與首、在戰死之場則、其衆、一所、可死於敵、若遁逃者、於立所可誅之也、亦莫捨忘士卒之難矣、故曰可與之死、可與之生、而不畏危也、
- 一、在於軍中、則節衣食之用而、專可蓄積兵器玉藥矣、莫催違與、莫佚樂也、雖有佳賓上客、一汗三來、酒者不可及醉飽也、
- 一、貪小利而、莫輕戰、求虛譽而、爲氣勢、專勇力而、爲暴亂伐軍功而、爲奢侈、侮有司而、犯法禁、奪人忠、而爲己威進退共不顧大豈者、是非仁義勇者、慎而莫爲友相近矣、

- 一、輕卒者、馳引之鍛鍊千要也、其疾如衝風其輕如浮雲而、往來狹路微徑、圍周前後左右、爲之呼號奮發而、可使敵失氣勞力也、若彼進來則、輕引而、如鳥散、又退去則、暴馳如雷擊而、可退追之也、幾度如此待自破時、而莫卒兩挑戰矣、故太宗曰朕觀千章万句、不出乎多方以誤之一句而已、
- 一、夫鉄炮者、平生習玩、可以手熟、未手熟則、臨于不虞而、難用、則、攻守備不利、則、其軍破却玉藥火繩等、能拵持而、縱雖遇風雨、濟深水、不可不得、而用也、無遠無近、必料當與不當而、莫向虛空放矣、就中臨鐘下其、外大豈之虎口、則先跪而、靜心、治氣、休息、開眠、而大將、又進表者撰之而、可擊也、
- 一、總人數、三分而、其一者、撰武勇、而可使爲正兵、其一者、撰丈夫而、爲奇兵、其一者、撰輕足、而爲前鋒也、
- 一、追逃則、量窮寇之還擊、而後軍者整行列而、可以相屬也、人馬之力、地之遠近、日之長短、不可不知矣、是勝者非勝、在於慮敗而已、
- 一、士卒相會而、語莫以密、使傍人生嫌邪、伸我之不利、舉敵之美好矣、說妖災不祥、以虛言無實、失衆之氣勢矣、欲陷堅陳、破強敵、致忠節、發名譽而、爲少

弱、可激勵、膽勇氣力也、

一、營中四方之門、定約束符信、而可改來往也、不改則安、則擊疊虛、則彼來、而制於我、所制於人者殆矣、亦彼使間諜、而別異於其內、出盜兵而擾亂於其外也、豈可不慎乎、

一、雖戰勝、不可驕、雖少弱、不可侮、陣勢已固、常戒而莫有罷怠矣、其行列者若初戰、其威武者、若臨大敵剛強、然也、故曰、敬勝意則吉、怠勝敵則滅、

一、陣則先堅守禦之備、而可以爲擊疊、安莫雜散勢衆也、

一、諸勢三分而、其一者、夜白共、堅甲冑、而可以待不虞也、營中雖有失火以下之騷動、專虎口之防戰、而可出備、揜勢也、

一、或号討捕敵、或号引除手負死人、而末勝負相果以前、不可去其虎口也、自始到于終、不離其手、可抽軍功也、武勇之甲乙者、主人与頭達、亂明、無私可言上者也、

一、合討者、敵動則、雖助救、於首者、可付与初太刀之者也、爭於死人而、莫構比興矣、

一、夫士者、在於治國則、專法度、禁邪偽、以修其身、在於危難則、勵勇氣、盡忠節、

而、以無二心爲名譽也、必莫見吉凶、變貞心義理也、

一、騎者審、知別徑奇道之利、而可進退也、未知地形、則以敵之往來驅馳、乃料廣狹險易、則無所不知也、

一、兩軍相對、則陣處干要也、敵之所進者險、我之所進者易、而可處於不破之地也、雖有新草水便之利、不可因天隙之地也、若敵處戰地之利、則引而可避之也、

一、臨戰、則撰英雄豪傑、而爲左右、大將居中、而老弱可爲後軍也、戎馬僮僕等、者付武主、可置後軍之次者也、

一、臨戰、則先能整內、擊前後左右之備、而治氣、靜心、休息、開眼、跪、而可以待也、小筒爲正、鎗下、中筒爲奇、百步大筒爲握機、貳百步、各專其處、而不可空放矣、敵堅守、而無挑戰者、發我之輕卒、可襲之也、知敵之可擊、知我之卒、可用、知地形之利、則急擊而莫疑矣、三者一闕、則莫挑戰也、

一、向敵城、而相動、則見道橋之惡處、而即付奉行、可作之也、知道之左右、可以立備處、深草林木、之可以設伏兵、巷、可得歸軍之策矣、

一、入敵國、則先宜察地之形勢、遠近廣狹、兵之多少、彼与我孰勝矣、是謂、地生

度、と生量、と生數、と生稱、と生勝者也。

一、治衆者、自伍到十則、雖百萬不難矣、鬪衆者、使旌旗鼓貝、定進退之約束、則易行矣。

一、將士吏卒明其法、而各專所用、可以常戒也、審其令、而指示所、雖水火不可避也、當其勢而不懼、大敵剛強、可設奇正之備也、量其機、而見可勝、則速擊而莫敢爲、猶豫也。

一、戰法者、不若奪敵人之氣、と心矣、奪氣也、有旌旗五采鉄炮、奪心也、有奇計知謀矣、蓋非治己之氣、與心者、何以得奪人之氣、と心乎。

一、物在於始、則氣盛而銳、在於中、則氣微而惰、在於末、則氣衰而勞矣、雖起一日之軍、豈無始終慮乎。

直江山城守重光作

大日本古文書
上杉家文書

第四章 上杉氏の民政

この題下に、主として直江兼續の干與した、景勝以來の民政の事蹟を記して見たいと思ふ。

第一節 制 度

戦國時代より、封建期の初に於ては、政治は各領主の意の儘に行はれたから、折に觸れ、時に應じて、發布せられた、掟書・覺書等によつて、其意の存する處を推察する外致方がない。

上杉景勝が、天正六年、謙信の後を受くるや、直ちに御館亂と稱する上杉景虎との繼嗣の亂があつたが、天正七年三月廿四日、景虎の自刃に依て一段落を告げたので、天正八年二月十七日、柏崎町の掟等を定め、又同三月には、三佐島郷民が兵亂の爲めに困窮せるを憐み、明九年に至る迄、諸役を免除した。

掟

- 一 町中公事沙汰爲私與不可有落着候、細事之儀候共奉行中へ相違、大途之是非可成之事。
- 一 博奕之儀於其人者六親成敗并宿之儀、隣三間可相拂事。
- 一 町屋職其者退口候與而、猥不可爲沽却事。
- 一 人休業并總休之奉公人、其外無道之族於有之者、抑其人奉行中へ可相違事。
- 一 喧嘩口論、理非を不爲謂、双方共可處罪科事。
- 一 諸商賣、謙信御在世之時分有之様ニ可申付事。
- 付、器物之儀、以私法之由、甚曲子細候、所詮賣買共に可爲同前候、權之儀、是亦可爲同篇事。

天正八年

(景勝)

朱印

二月十七日

廣居善右衛門殿

岩井民部少輔殿

上杉家記、市川
記間太所藏文書

當地三佐島之郷、去々年就錯乱、百姓等怠轉之由、依之來年迄諸役御免許之條、此旨早々可

被觸之由、被成御印判者也、仍如件。

天正八年

(景勝)

朱印

三月 日

上村兵部奉之

上杉
年譜

天正九年七月、及び同年十二月、再び柏崎町に諸取締令を發布した。

制札

- 一 當町中におゐて、無道狼藉いたすもの、これあらは、當座に擲取、可令注進事。
- 一 押賣いたすもの、これも擲取可申上事。
- 一 博奕並諸勝負、これをいたすもの、宿以下儘に承届、注進申上におゐては、速に可有御成敗事。
- 一 夜行を相立、ちやうちんをともし可令往復事。
- 一 付、火をともし、令横行ものあらは、はなしうちに可成之事。
- 一 宿送、御印判なきにおゐては、不可致承引事。
- 右條々違犯之輩、忽擲取、以交名早速可令注進之由、仰出、被成御朱印者也、仍如件。

天正九年七月 日朱印(景勝)

奉行中

柏崎

市川記問太
所藏文書

定

- 一 傳馬宿送、可爲御朱印次第事。
- 一 付賄之事、一兩人之於飛脚等者、可爲一汁一菜事。
- 一 町人等於致他出者、退屈之子細聞屈、可申上事。
- 一 不案内なる者、盜賊之宿いたし候者、左右三間(軒)可爲同罪之事。
- 一 他國之舟著岸之時、無益子細候者、舟頭召捕注進可申事。
- 一 號公方人爲無御朱印等、我儘之儀申懸族於有之者、召擗可爲引上事。
- 一 御料所之内、不可有他被官事。
- 一 公事沙汰之儀者、不及申、於何事も、代官指置、別人に而不可致訴訟事。

以上

右御定之處、爲一事令違犯者、可有御成敗旨仰出、被成御朱印者也、仍如件。

天正九年極月十日(景勝) 朱印

奉行中

市川記問太
所藏文書

此の文書は宛名を闕くが、柏崎町であらう。

御館亂に續いて、新發田征伐あり、又、天正十年には、織田信長及び北條氏直の侵略を受け、越中信濃兩方面に出兵し、實に上杉氏の受難期で將士皆南戰北馬席暖まるの暇もなく、連年合戦に苦み、上下共に疲弊窮乏が甚しいので、天正十一年七月、國中に令して徳政を施き、御館亂以後の貸借を無効としたのである。此の時、兼續は山城守となり、執政となつて居つたのだから、此の發令も、専ら彼の畫策に出でたものであらう。上杉古文書、上杉年譜

此外、景勝時代の上杉氏の施政は、凡べて兼續の關係せざるものは無いといふも過言では無い。

徳政

一 御一亂以來之借物可爲徳政事。

付、或男女或太刀、らさき其外衣類等いさゝあ比物、乃至(諸寶)珍寶ことくく相返せし、但四五年こ比らさ、年々之志ち物相からし徳人も不及催促、借物比人も無其沙汰、

五通行候者、可爲其分候、當春申さしをき候、ち物、并年季之男女を、は、可相返事。
 一 田島等書入候借狀、是も亦可返事。
 一年季の借狀、是も右可准事。

付、永代をらきり、賣券買券比儀あらは、奉行處へ相届、可有其沙汰事。

一 郷部上下之商人、并國中、之あき人、武具絹布其外之物、商賣之未進等者、右ニ不可准。
 但、是も經年月、借物之約束仕、利倍之儀あらは、可爲德致事。

一 さいふかへハ各別之事候間、右ニ准ましく候、是も月日を限、約束之所令相違、其以來、借物之沙汰、および倍々之儀あらは、可爲德政事。

右條々被相定、被成 御朱印者也、仍如件。

天正十一年

(登勝) 朱印

七月 日

奉行中

上杉古文書、
歴代古案

天正十八年、秀吉の小田原征伐、尋で、奥羽平定、天正十九年、陸奥征伐、九戸政實族誅後、海内始めて一統し、人心も稍々安定したので、天正十九年十月、景勝は、覺書七箇條を發

布し、地頭の正邪は、直ちに農民に反映するものなれば、聊かも怠慢あるべからずと諭示し、苛斂誅求・徵稅吏の粗暴を戒め、常に忠孝貞節の道を教訓せしめ、又、百姓は國の寶として務めて寛政を行ふべきも、苟くも土地に關して不法を申募らば、斬に處するも差支なし、凡て誣事は、決して片言を以て獄を斷じ、又は依怙の沙汰あるべからずと、上杉氏の治民方針を示した。竹俣文書

覺

- 一 地頭の正邪に依り、百姓善惡、こうつり候ものにて候、聊たりとも油斷有之間敷候事。
- 一 年貢諸掛り等は、なる程勘辨いたし、惡作の年ハ、前年より小分たるへき事。
- 一 何事も古法をまもり、利慾のために新法を立て、百姓を苦しませ申間敷候事。
- 一 忠孝の道理、常々教訓可致事に候、女共へは、貞節の道理、自然相分り候様、肝要に候事。
- 一 年貢諸の等、取あつめに相越させ候役人共、百姓へ對し、かさつ(租暴)の儀無之様、可申付候事。
- 一 百姓は國のたからに候間、なる程堪忍可致候、弥々不法申募り、ちめん(ちめん)に拘り候は、討捨可申候事。

一 訴訟は、双方共能々聞糺し、可致沙汰候、必ず依怙最良いたす間敷候事。
右の條々、堅く相まもり可申候、以上。

天正十九年辛卯十月 日 景勝花押

地頭大名中江

竹俣
文書

文祿三年八月十六日、兼續は出羽國庄内二郡の法度を定め、立岩喜兵衛・志駄修理亮に命じ、各其一郡を管せしめた。當時、兼續の將、本村造酒丞・下治右衛門等が、大寶寺を守つて居つたので、是等をも監督せしめ、又、淺野長政が、秀吉の旨を以て、吏人を遣はし、庄内の金鑛を採掘中であつたから、其の吏人に不法あらば、啓申すべき事を命じた。立岩文書、與
羽編年文書

覺

- 一 庄内二郡之内、何こても一郡請取所納方可申付候事。
- 一 在城給人らさゝらべも、代官所に付而、指引可申付之事。
- 一 下同心并下遣之者、半分可請取之事。
- 一 地下人有付村里相増荒地等可令開作之事。

一 大寶寺町藏屋敷以下互自由候之様、半分宛可請取之事。

一 舟着之儀、是亦半分宛可請取之事。

一 指當用所之砌、自他之きらいなく可申付候。若名除之者ハ、知行可召放之事。

一 (造酒丞)(次右衛門)本村下其外同城之者、惡事候ハ、達而可令異見候。其上無承引者、可申越候事。

一 其方手ニたゐて、何事にてても氣遣不可有之候、一筋に奉公之心ろけ專一候事。

一 扱の内、公事沙汰出事候時分ハ、自雙方存分々々を書付させ、名判まですへさせ、其上令

糺明、非分之者成敗に落着候は、其所之む(大人式)となしきものめしよせきかせ、もと自(より)あま

多く人のまゐり候やうニ可申付候事。

一 闕所物以下、それ〴〵ニ可始末之事。

一 土貢らたニ取候蠟漆布、綿(紅)くれない、其外赤赤、赤、京着利分之者、もとめ可爲上之事。

一 其方爲給分百五十石之所、手前代官所之内にて可召遣之事。

一 地下人、金堀に出田地荒候ハ、則可成敗之事。

一 金堀奉行、我儘申候共、相構ましく候。若其所〴〵にて非分之儀申候ハ、しるしおきたし、しかニ可申越之事。

右條々堅可相守者也。

文三八月十六日 兼續花押

立岩喜兵衛殿

奥羽編年史料、
立岩文書

此の覺書中に今日の陪審制度の濫觴とも稱すべき一項「非分之成敗に落着候はゞ其所のおと(大人式)なしきものめしよせ、きかせ、もと自(より)あまきく人の老り候やうに可申付候事」があるが、公平を尊ぶべき用意が窺はれる。

文祿四年十月二十四日、是より前、關白秀吉は、監吏増田長盛等をして、信・越兩國の上杉領内を檢地せしめ、景勝は、大石播磨守綱元に命じて之を奉行せしめたが、今回其完結を見るに至つた。

- 一 兩國御檢地ニ付而、万事御苦勞察入候、併無異儀相濟、各被召上満足候事。
- 一 越信兩國之御檢地帳目錄、一紙以下御藏被相渡候由、尤候事。
- 一 分一之事御藏方同前に御催促候由、亦可被入御念候事。
- 一 駒井御檢地心持之事、一々(兵左衛門)、今城申爲聞候事。

一中氣再發候由、能々御養生可有之候、倍又、伏見御家敷普請過半出來候間、可御心易候、猶重而可申入候、恐々謹言。
(文祿四年)
十月二十四日 直江

兼續

矢野文書、讀
史堂文書

(大石播磨守)
大播

御返報

慶長二年二月十日、兼續は、京都或は他國に詰めべき詰人夫の割當及び手當、其の歸村の時、の處置及び道中の手當等を定めて、是が施行を、丸田周防守に命じた。

京都并他國に詰夫立歸之事。

一定納五百石ニ付て詰夫登人、但其所より出候者五人も三人も人(指)さし候て申付、あひたかはりニ詰候様ニ可申付候、京著よりハ登升宛扶持方可出之候、其在所のもの、外、日ぞやうにて、他所よりやとひ候儀、可相止事。

一立歸之儀ハ、右之領分、其外家數次第見計、用所之時分可頼候。京田舎上下臺飯、一日登升宛於其地可相渡事。

一山中并所々地方ニ有子細人足立付たる所は、如前々可相立事。右條々、在々へ堅可申付者也、仍如件。

直江

慶長二年二月十日

兼續(花押)

丸田周防守殿

丸田文書
歴代古案

慶長三年、上杉氏會津移封の際は、奉公人を悉く伴はしめ、檢地帳面の百姓は、一切同行を禁じた。

今度會津に國替ニ付而其方家事侍之中者不及申、中間小者ニ至る迄、奉公人ニするもの一人も不殘可召連候、自然不罷越族於在之者、速可被加成敗候、但當時田畠を相拘年貢令沙汰、檢地帳面之百姓ニ相究ものハ、一切召連間敷候也。

(慶長三年) 正月十日 (秀吉朱印)

羽柴越後中納言とのへ

大日本古文書
上杉家文書

此の轉封に依つて上杉氏の所領は二倍強に増加し、家臣の知行は越後時代の二倍に増加せられた。而して轉封時の景勝所領目録は、左の如くである。三公外史、上杉家記

目録

- 一四万四千四十石八斗八升
- 一二万九千九百九石八斗七升
- 一七万五千廿一石二斗
- 一七万八千八百四十二石四斗五升
- 一二万四千廿四石八斗二升
- 一一万七千七百八十七石六斗九升
- 一九千六百七石三斗七升
- 一三万九千九百廿石四斗八升
- 一三万百廿七石九斗七升
- 一五万四千四百十四石三斗二升

第四章 上杉氏の民政

- 稻沼郡
- 但津川迄
- 河沼郡
- 大沼郡
- 山郡
- 猪苗代
- 南山
- 伊南伊北
- 白川郡
- 石川郡
- 岩瀬郡

- 一 三万六千四十石七斗七升
- 一 三万三千四百六十五石九斗四升
- 一 八万七千六百八十二石八斗七升
- 一 三万五千二百石八斗八升
- 一 六万九千六百四十四石六升
- 一 三万八千六百四十六石三斗一升
- 一 十七万七千九百卅三石七斗六升
- 一 五万三千九百九十四石五斗二升
- 外ニ庄内三郡佐渡三郡
- 一 二万六千八百二石三斗七升
- 一 六万八千八百廿九石一斗一升四合
- 一 四万六千二百四十三石九斗七升四合
- 一 拾三万八千四十八石八斗四升

- 安積郡
- 二本松
- 田村郡
- 安達郡
- 伊達郡
- 菊田郡
- 長井郡
- 信夫郡
- 田川郡
- 榊挽郡
- 遊佐郡
- 羽茂郡
- 雜太郡

加茂郡

之を總計すれば百十九万七千二百石四斗五升八合である。

慶長三年、蒲生氏の宇都宮へ轉出に際し、兼續は、石田三成と協議し、二月十六日、領中に左の控書を發布して、地下人及び旅人の不法と、士民の退去を禁じた。今津舊事類考

掟(檜原)はら村

一 今度藤三郎殿國替ニ付て、諸侍被罷上候砌、或ハ駄賃手をつかへ、或ハてんまと、こほり此邊ニ足をやせめ申折簡、地下人として、宿かりニたいし、いわれざるやうらうせきあらハ、糺明をとけし(從類)ゆるいとものに、くせ事にをこのうへし、又にもつ(從)あつらい置くやから在之ハ、念を入ち、そういたすへき事。(馳走)

一 たひ人として、地下人にたいし、宿ちん不出、或ハをしうり、をしかい、其外いわれざるやうを、申おくる夏あらハ、したまて申こと不仕、其所の奉行よそせう可申事。(先方)

一 今迄藤三郎殿かゝえの領分(在々)、田地田畠、少もつくり申候もの、せんほう業、めしつき罷上ともから、かたくちやうし(停止)のあいさ、自然めしつき候とて、參候ものあらハ、

其身の事ハ不及申(部類)いくせ事たるへし(借錢)又さいせん(未進方)のみしんかたとこふし又はを
んちんをんまいとかうし百姓めしつれられ候事ちやうし畢しよせん前々よりのほ
ふこう人の外相上事可爲曲事者也。

慶長三年二月十六日

直江山城守(花押)

石田治部少(花押)

會津舊
事蹟考

景勝の會津に移るや、滿願寺仙右衛門・山田喜右衛門・松木内匠・宇津江藤右衛門等に會津
四郡を宰せしめ、關右京亮・石栗將監・舟橋名兵衛・安江五郎左衛門・小田切備前守・跡部外
記・河田平左衛門等に仙道七郡を、春日元忠に長井郡を宰せしめた。會津塔寺八幡長帳、歴代古
案、直江古案、上杉家記
慶長三年十一月八日、兼續は侍中借米・買入米・堀氏借米に關する事、漆税、足輕の扶持等
に付いて、山田喜右衛門に種々指示する所があつた。

去月廿一日之書狀、昨九日披見。

一其元給分、其外帳共相改、やゝて可被指越候由、尤候事。

一侍中御借米之儀、來年中迄之借之致候而、一札を被取、尤候事。

一買米無之由、如何共相調候様、可被申付事。

一(堀秀治)久太殿借米入念請取、尤候、奉行之儀、兩人可然候事。

一久太殿借米一札、披見候事。

一漆之儀、惡をハ、永樂を以召置候由、尤候、但、兼日五度三度相觸候處を、致難澁惡仕候事、無

曲子細候條、成敗をさすへき事、候へ共、餘多之由候條、不及是非候、然者、爲課役、一倍宛

可召置候事。

一其元萬事無油斷可被入念事、肝要候事。

一爰元へ被召連候足輕鐵砲之者、拾五石宛可出置候、但、罷上砌取替之永樂、又御立以

來妻子、出置候扶持方も、右拾五石之内たるへく候、其上此方にて、壹人扶持宛出置候

へとも、よろつこ不自由之由申候條、又取替可出候、如何様出候、ハんもしれ候條、拾五

石之内永樂取替分、其外爰元にて取替之替分程引、殘所少宛漸々之、妻子共、ハへ可遣

候、但、駒木根弟子共、こからい、越後より越候鐵砲之者之事。

一新手明之者、又、たゝの弓鏡持類、ハ、拾石宛可出置候、是も引替候永樂、又此方にて可取

替候条、左様之所引殘、其外如右之令算用、可相渡候事。

一地之足輕、南山などの者罷立候、二者當年者三、一之奉行ニ候条、五石六石宛可出候事。
一柄吉之足輕共、是又拾石なミさるへく候事。

一其元ニ貳人扶持ニて有之足輕共、春中者替として可爲召寄候条、先、年内二石三石宛相渡、來年爲召上路錢として五石六石宛可出置候、其心得尤候事。

一足輕類、其外あまの儀候条、失念書をとしも可有之候條、其並々ニ被召加、尤候、猶、道而可申候、以上。

(慶長三年) 十一月八日

兼續

山田喜右衛門殿

千金良文書、景勝卿記

慶長四年九月廿三日、兼續は昨慶長三年會津移封の際、越後より携帶した公金を調査し、其明細目録を作製して、池浦・山田の兩人に交附したが、當時上杉藩の保有金の相當なる部分と見て差支へなからうが、僅かに約六阡八百八拾兩である。池浦文書、御書、集并御年譜略

慶長五年の上杉藩は、戰時状態に經過し、六年八月十七日、景勝は、伊達・信夫・置賜三郡、合せて三十萬石に減封せられたので、同二十日、兼續は岩井信能・水原親憲・安田能元等に覺

書を與へ、將士を新封内に移轉せしめた。此の時徳川氏より岡本忠宗・秋元富朝の二人を遣はして、之を監視せしめ、景勝は平林正恒・鳥倉泰忠に命じ、將士に給するに前邑食の三分の一を以てした。

將士を米澤に移しても、城市が狹隘で、全部を收容する事が出来ないで、或は郷村に配置し、或は郊野に屯田せしめた。

當時米澤の人口は、凡そ六千二十七、戸數凡そ八百三に過ぎなかつた。邑

景勝卿記には、左の史料を記載してあるが、是に依つて、當時上杉氏の行政機構の一端が推知せられる。又、此記事に依れば、會津百二十萬石に増封の際、越後譜代の將士は、越後時代の二倍の知行を給與せられたが、三十萬石に減封せられて、其三分の一に減給せられたので、馬の飼養も困難なので、馬百疋を長井四ヶ庄へ預け馬となした。

一慶長六年七月朔日、御上洛御留守ニて米澤へ御國替、八月廿四日、御家中大小仁米澤へ御移り候。

一御分國諸士ハ、春日右衛門、其後平林藏人佐、万事御用走廻被申候、其外には、上長井寺島

和泉守下長井須田善右衛門屋代渡邊宗專齋北條ハ吉見次右衛門此外に代官衆數多有公事奉行人和田舍人東條賀々右衛門北條右近相浦源右衛門此衆下聞仕扱披露有之相濟セ伊達信夫御用人衆河田九郎右衛門（藤林年表には河田平左衛門・安江五郎左衛門とあり）跡部新五左衛門舟橋名兵衛右栗勘解由小田切安藝宮島右京古河善兵衛此衆公事なと寄合屹と聞相談致万事相濟候御用も能相調申候此外小代官數多御座候。

一御家中（越後）越後七郡信濃四郡庄内三郡佐渡三郡御座候か太閤様御代に會津へ御國替被仰付ひた殿（蒲生氏郷）持被申候國ハ會津十郡仙道八郡伊達信夫白石米澤并右持被成佐渡庄内御渡被成ニ付而上方衆關東衆其外諸半人ひた殿家中侍共數多被拘候越國御譜代ハ國二はいの知行被召仕候諸半人衆もそれニ所領を被下御奉行被申候米澤御國替ニ付而諸半人散々に罷成候而御譜代の者計御供仕被申候か伊達信夫米澤三十万石に而何共可罷成様無之ニ付て先々御扶持分と有是候て三ヶ一宛の知行所總御家中へ被下候他分御ふち計に罷成候者多御座候て被召仕候付て自然之儀候ハ俄に馬なと求候儀御合力被成候事も罷成間敷候と思召長井四ヶ庄へ御預け馬と有て馬百疋御預け馬被成候間馬主せいを入飼申立置候也。

景勝
加記

慶長七年、左の定書を發布して、米澤及び其の近郷より、人及び物の他所移行を制限した。

定

一從米澤往行之仁ハ三奉行衆御判たるへく候次ニ篠井彌七郎方山田喜右衛門尉方手形たるへく候但女童部ニハいつまも御そへ判あるへく候能々見合可被通候事。
一高島近邊に有之奉行人ハ岩崎左馬助方東條か右衛門尉手形たるへく候次に商人地下人は鈴木平右衛門尉手形にて可被通候但女更らハへよハ岩崎方そへ判あるへき事。

一御器ぬりもの已下ハ米澤之塗師木工助手形にて可被通候事。
一蠟（穀）うるし同らうそく。
一米雜石惣して俵物類ハ一切不可被通候一升一合なり共不可通候但無據候は右二ヶ條ハ（春日）右衛門殿手形を可差遣候事。
右いづれも無油斷相えらへ其外往行きより無之様ニ可被申付者也。

慶長七年

十一月十三日

第四章 上杉氏の民政

帝大史料編纂
所蔵文書

三六五

慶長九年閏八月二日、百姓の役儀を改正し、従前よりの役義引殘を免除して、一種の徳政を施行し、且つ、一般民衆に對し種々訓戒・指導する所ある十五箇條の掟書を發布した。

掟

- 一 御郡中百姓等困窮の由被及聞召、今度地頭代官出入被相改、歲月有之役儀、被引殘御用捨の御恩賞共不相忘、若不慮の儀出來候共、右御乱中の如く、一心なく御奉公可申上事。
- 一 今度被相定役儀等、對地頭、百姓少茂難澁致之間敷事。
- 一 屋形様、御遊山、鷹野などへ御出の時、御供業、理不盡の儀、被仰懸候共、一言半句頓着申間敷候、若無據儀候は、其様子めやすを以可申上候、急度其沙汰可被仰付候事。
- 一 所々譜代、牢人より、田地をも開作せ、あきなひもいたさず、むさとこれあるもの、其村に置へられ、宿かたましき事。

但、總て常ニ公事を取持、徒成事を構候者、其村ニおいて可致法度事。

- 一 今度被相改御判の升の外、内々よて、一切つかふましき事。
- 一 他國のかけおちの者、とらうるにおいて、以下の者ハ、右御法度の如く、女ハ三百文、男ハ二百文、人主の方より可取候、侍式の者、とらへ候ハ、公方より急度御ほうひ可被成

置事。

- 一 不存者ハ不及申、内々存知候者成者、從類召連落居、證據もなく罷通者於有之者、留置所の肝煎、郡司に早々可申届事。
- 一 他國へ人を賣候事、男女共被停止之、但、御郡中之儀者、其所之肝煎、郡代へ理候而、可致賣買候事。
- 一 他國へ金堀ニ出候者、毎年雖御法度ニ候、猶以其村中ニて可致政道候、若壹人成共他國へ相越之、おいてハ、其一在所課役^{過イ}可被仰付事。
- 一 漆の木者皆枯候共、又、若木何不と出來候とも、本役の外、指引被成間敷候間、木なへをもそたてへき事。
- 一 作毛盜取者於有之者、五本三本ならハ、課役二百文、三百文、五把六把ならハ、五百文、右之課役ハ、作主ニ無之候共、盜取を見付候者、可取候、一荷共かつき取、おいてハ、御成敗可被成置事。
- 一 闇討、盜人など入候ハ、其村の儀ハ不及申、近郷の者共出合、村中之人調をもいたし、急度可被糺明候、若油斷於有之者、其近邊の者共曲事可被仰付候事。

- 一 傳馬宿送の儀、此御判を以可持送候、其外一切有之間敷事。
- 一 御公儀より不被仰付候共、海道の儀勿論、作場以下道橋、由さんなく可作事。
- 一 於在々百姓欠落、或は借物以下惣て(公事合)くちあひこ立候事、所の地頭、代官へ不相尋、自分こおいてハ不可致之事。
- 一 百姓地頭代官こたいし、申分於有之者、家をあげす有なから、書付を以、郡下代へ可申上候、縦十分の理有之共所をあげ申上候こおいてハ、百姓の非分こ可被仰付候事。
- 一 惣て御法度をそむき、無道我儘の輩於有之ハ、縦其同類たりとも、御注進可申上候、いか様のと成共御赦免被成置、急度可預御褒美事。

以上。

右條々、觸下、肝煎、百姓等こ堅爲申聞、一在所一ッ宛書寫し、可相渡者也。

慶長九年

閏八月二日

山城守

上杉編
年文書

是は、慶長三年會津百二十萬石に移封後、同三年、四年と、新領内諸般の計畫設計道橋普請、同五年には、是等の繼續、新城工事、舉國動兵、四隣諸強との合戦、慶長六年には、四分の一三

十萬石に減封せられて米澤・伊達・信夫に移轉、家臣の知行は總て三分の一となり、同七年・八年は、後始末等にて民衆一日も寧日なく、困窮が甚しいので、此の如く免除を行つたものであらう。要するに、秀吉の天下統一後、十三年も経過したので、人心の弛緩、風紀の廢頽等を戒飭し、盜賊に對する處置・刑罰、又、漆木の増植・交通機關の整備等を主とし、特に今回の發令にて注意すべき事は、斗量の統一、傳馬宿送制の改良、人民の流浪退轉の防止、民意上達を謀つたことなどである。

當時、百姓の他境に流浪退轉の傾向が多かつた事は、慶長九年閏八月二日の掟書にても推察する事を得、又衆民の歸服には、餘程苦心を要したものと見え、之に入精の褒賞として、百石の知行を給與せられたものもあつた程である。

今度百姓返之儀入精候由、寄特爲褒美知行百石出置云々、彌以百姓歸服之様に、才覺可致者也。

慶長八年

二月廿八日

兼續

慶長十三年秋發令して、慶長九年八月發布の十五ヶ條の法度に注意を喚起し、奢侈を禁じ、農業を勸め、放肆を戒め、村々の凋落を豫防した。上杉編年文書

此の内容に就て特に擧ぐべきは、五人組制度の強化と、蠟の藩管理施行である。

隣組の組織は、我國に於ては、既に千三百年前孝徳天皇の時代に存在し、更に徳川時代江戸に於て五人組として發達し、政策遂行の徹底に、最も有效なる社會機構として、大に強化せられたものであるが、上杉氏は他藩に先だちて此の制度を採用し、大いに實績を擧げたのであるが、五人組の御法度、跡々の如く云々とあるから、以前より存在した制度である。上杉氏は已に謙信時代より此の制度があつた様で、永祿五年三月十五日、金津新兵衛尉・本田右近允・吉江織部佐・高梨修理亮・小中大藏・吉江民部・岩船藤左衛門・吉江中務等八人連名宛に、輝虎の名を以て、越後高田善光寺町の放火を警戒した文書中に、「善光寺町に信州の者共多く候間、焼取などに、火を付け候事もこれあるべく候、双方三軒の者共、成敗に及ぶべく候、是も兼々申觸れ、用心させべく候、云々」歴代古案とありて、永祿年間、上杉氏には既に此の制度が存

在した事は、法制史上特筆す可き事である。

蠟の管理に關しては、殖産興業の部に詳記しよう。

萬御法度の儀ハ、慶九潤八月十五ヶ條御法度少しも不可有相違由被 仰付候、其後庶々被相觸條々

- 一 於何事も下々にて、神水をのみ、徒黨立を仕義、第一御法度之事。
- 一 博知双六、總て諸勝負、堅被停止候事。
- 一 諸勸進可爲停止、但、羽黒の牛王御札、前代より有來由ニ候間、存次第御初尾可出事。
- 一 念佛講、荒神講、秋契約、總て各寄合、大酒を仕事、御法度ニ候、其上むさと酒、人ニ懸合候者、於有之者、縦親子兄弟、懇志の者、成共、早々可申上候事。
- 一 諸口留物、無手判而、一切他國へ出す間敷事。
- 一 五人組の御法度、跡々の如くたるへき事。
- 一 御公方并地頭方より外、脇々より米錢かるましき事。
- 一 跡々、脇々の借物、給人公方年貢不濟内、返辨すましく候、或は質を取り、或はさいそくを付候共、承引仕間敷候、公方給人共、二年貢借物濟候ハ、脇々の借物も可返辨事。

一村中より身賣有之ハ、御公方へ御めし可被成候條、如何様の者成共可申候、聞召届無御用者、御下知を以、わきわきへ可爲賣候、御用の者ハ、御台所へかいおかせられ、代物有合ニ御請させ可被成候、自然御陣御普請の御取沙汰有之を承、身を請候儀、不可成事。

一御公方へ納御役蠟の外、賣蠟有之ニおいてハ、世間うりかいの如く、御公方へ可被召上候、少成共脇々へうるましく候事。

一万事只今より村總請ニ被仰付候間、闕落の者於有之者、其者の手前年貢御借用、蠟、漆諸役等迄、總村として可相濟候、并來春田畑荒し申間敷事。

一百姓身持の儀、男女とも(席敷)せきた皮革履、あや緞子むやうの(襪)あり、並、絹袖類の衣裳、御法度ニ候、或は刀脇差のこしらひ、摠而不似合儀、之物を入候事、致之間敷由、被仰出候。

但、肝煎ハ各別、百姓ハ百姓の體にて、耕作一三味ニ、可入念候、植付候共、人の植濟たる跡ニ、植水の懸引、草等をも不取、如在仕候者於有之者、肝煎衆より早々可申上候、若左様の不屈者有之、不申上、わきわきより被聞召候ハ、肝煎共同罪ニ可被仰付候事。

慶長十三年秋

上杉編
年文書

慶長十四年十二月八日、兼續(重光)は平林正恒に答書し、米・大豆値段騰貴に付、餅・酒・

豆腐を禁止して、之を農村に諭達せしめ、且つ、米穀の輸出に對して注意を與へた、即ち凶作に際し、米・大豆の消費節約、米の輸出禁止をなして、穀物の不足に備へたのである。直江山城守書留

同年同月十五日兼續(重光)は倉賀野長左衛門に命じ、在番近臣、其の他の勤勞者を賞し、奢侈逸遊者を懲罰せしめた。直江山城守書留

一書申達候、今度之在番之小姓、別而辛勞申候就中、役等律儀ニ相勤候者、日記を以申下候、最前豐野源七郎褒美之とく、様子相つもあり可申付事。

一新敷雖不及申、小姓共之儀者不及申、總而家中之者、遊覽、振舞等ニ不立入様ニ、奉公之道ニ、御鐵砲稽古、又者渡世營之外無之様ニ、可申付候、當世つくりのかふき者ニ、一切無用ニ候條、左様之者をハ、扶持方を相放、又人よク成敗候而、見懲ニ茂可被成候、今度淺川次郎右衛門走候、小姓共之内ニても、ろふきさる振舞、奉公を嫌虚病をるるへ、背法度躰ニ見及候キ、如其走候條、相殘者之儀、堅仕置可申付候、手明扶持方、足輕以下、總而家中之者共之儀、入念可申付候、謹言。

(慶長十四年)
十二月十五日

慶長十七年三月三日兼續（重光）は覺書を以て自家の武具類注文、他國への軍役準備、年貢代納物、合力切米の處理、信州より移住者の退轉防止、無用の士人使役禁止、人才拔擢及び江戸の所用品を豫め調査し、下直の時を見て米澤或は江戸にて仕入置き、冗費節約を旨とすべきことを、平田隱岐に命じた。直江山城守書 留、平田系譜

覺

- 一 手前分武具類早々注文之事。
- 一 馬上、手明足輕共、他國へ御軍役可相勤者、可調置候事。
- 一 跡々之算用相究、殘物急度可差上事。
- 一 毎年土貢之内、代方納戸へ入置、用所次第、以切手可請取事。
- 一 合力切米之者、年中奉公之様子より差引、御公儀御足輕並ニ可申付事。
- 一 信州より引越候者、上下共ニ放ましく候事。
- 一 半人已下むさと抱置間敷事。

- 一 屋敷あさり、普請已下寄麗に可申付事。
- 一 自分之用所、公儀御普請以下之儀者不及申、其外むさと召遣間敷事。
- 一 上下より、背御法度、むらまゝ不奉公之者在之者、親子兄弟成共、無隱有様ニ可申上事。
- 一 上下より、律義之役も可立者在之ハ、引出し可召遣候事。
- 一 在江戸中、年中相定る用所之物、兼日ニ調置、尤ニ候、算用之時、時々之相場を以、日記を付候事、不可在之事。
- 一 或ハ毎日、或ハ五日、十日、或ハ壹月、二月、用所之物、何も其分別を以可申付事。
- 一 米澤、江戸兩地之分別を以、於此方相求候歟、米澤ニ爲登候歟、何も兼日ニ求置、相場下直之算用、尤候事。
- 一 不謂費於在之者、其方可爲曲事。

已上、

慶長十七年

三月三日

慶長十七年八月十三日、景勝は法度十八箇條を頒布せしめて、將士を戒めた。景勝卿記

掟

- 一 身持行跡、分際相應にして、禮節を亂すへからざる事。
- 一 友に損益あり、其交を可慎事。
- 一 御家中御爲之儀に候者、不顧思慮、可致言上事。
- 一 上下共、縁邊内々にて取組申間敷事。
- 一 万事に付て、御奉行道之嗜、不可致油斷事。
- 一 同心被官共、五人組、十人組に申付、徒者有之に、組中より可申出、自然隱置候者、主人組頭可爲同罪事。
- 一 知音之間成とも、無用所して、むさと不可出入事。
- 一 自然用所之時者、主人或者寄親之申届、出へし。
- 但、夜中ハ一切出すまじき事。

附、他宿停止之事。

- 一 訴訟有之者、其身壹人罷出、可申上、徒黨をかたらふへからざる事。
 - 一 町人百姓他國者、貧賤孤獨に對し、理不盡之儀、申掠間敷事。
 - 一 たまこ、病人老人ハ不苦下々寄合、猥に呑候儀、用捨あるへし、經、老人病者たりとも、海道或ハ主人の供仕門庭におゐて呑事、一切停止之事。
 - 一 衣類、刀脇差之つくり、質素律儀たるへし、さらニ當世風不可有之事。
 - 一 讒佞、虚言を以、君臣父子夫婦之間を申妨、輕薄邪媚を以、身を立へからざる事。
 - 一 若者之儀者、勿論、何者成共、知音申合たて致間敷事。
 - 一 万事に付而雜説、或は公儀取沙汰、一切停止之事。
 - 一 遊山見物所は、まり大酒徒(いたつら)くるひ致間敷事。
 - 一 深帽子、或は笠、よて顔をかくし、往還之者ニよりかゝり、小歌尺八以下、總而慮外之體不可有之、但、出家病者老人、又ハ不知案内之者におゐてハ、可爲格別事。
 - 一 喧嘩、口論者、可爲御法度事。
- 右條々、於違犯之族者、可被處罪科者也、仍如件。

慶長十七年

八月十三日

山岸中務

尙家

平林藏人

正恒

水原常陸

親憲

岩井備中

信能

安田上總

能元

慶長十九年十月一日、徳川家康が大坂攻めの令を發するや、幕命に依り出兵、大坂に向つて西上するに當り、兼續(重光)は留守覺書を定め、又平林正恒に命じ、條目を以て、當年の年貢・未納年貢の取立、代官の未納年貢等の徴收、及び出征留守中の諸取締を發布した。覺書 脚記

諸城留守衆之覺

一米澤城

西方次郎右衛門

三股九兵衛

長尾伊賀守

山田助之丞

下城駿河守

横田式部少輔

北條左近助

岩崎左馬助

中島壹岐

岩井靱負

一鮎貝城

一中山城

一荒砥城

一高畑城

一福島城

一築川城

以上

條目

一當御年貢、年内可取切候、御買米并諸給人御借錢共、可納之候、毎年代官之油斷之而未進

仕候事。

一 諸代官之古負高子錢之下取、懸置候年貢專可納候事。

一 扱所より凶事出來候ハ、依様子代官兼てより之無念、曲事可被 仰付候事。

一 百姓中ニ徒者、以時分可仕者、盜人、牢人、他國之縁者親類有之、心付穿鑿可仕候、誰之扱下

ニ候共、對御大途惡事共可仕者、聞届可申上事。

附、佞人輕薄惡事、可爲曲事候事。

一 下仕之者共、對百姓、慮外非法仕候者之儀ハ不及申、自身背御法度迷惑之儀ニ候ハ、押

之異見仕り、無承引候ハ、可申上候、以少事御大途之凶事可出來候間、親子兄弟成共

御公儀惡事、可成義、無隱可申上候事。

一 諸境他國之說、并地下之噂、何茂夫々ニ可聞事。

一 諸代官衆、不得内議而他國仕間敷候、俄御用不相調候ハ、可爲曲事候、無用之客人、寄合

一切停止之事。

慶長十九年

十月

平林藏人佐

第二節 財政及び徵稅

謙信の勤儉主義を繼ぎ、景勝は古法を守り、加ふるに、兼續は質素儉約を實踐躬行し、食は一汁一菜、衣は綿服、後には僅かに江戸詰の時、上衣のみ絹を用ゐたと云はれ、自ら範を示して家中を率ゐたが、慶長三年、會津移封の際、越後より携帯せる金貨保有高が六匁八百八十兩に過ぎなかつた所を見ると、上杉氏の財政も餘り豊かではなかつたと見える。我郷の先哲、御書集并御年譜略

一 慶三從越後爲持候金子、同四年九月廿三日、相整、此方、留置分、藏方江相渡分之目録

合千參百七拾六枚、五兩四りん五毛

此内

合八百枚藏方江相渡、請取有之。

右之金、判色々、就中砂のべるり候、多少有之、可算用事。

殘而、留置分之覺

一 仁百四拾八枚ハ、沙金のへ色々。

一六拾六包者、判之切、砂寄色々也。

但、壹包、仁百目宛也。

此外、拾壹いんき、留置者也。

以上

慶長四年九月廿三日

兼續

池浦庄左衛門殿

山田喜右衛門殿

池浦文書、御書
集并御年譜略

徴税に付ては、資料が頗る乏しい。

年次は未詳であるが、多分天正十年頃か、九月五日、兼續は借金及び諸年貢減免、狩獵税等の事に關して、左の如く山田喜右衛門に指示した。

爲音信、鮭壹尺到來、令祝著候。

一於此方黄金借候衆、如申越候、可申付候事。

一信州酒役、麴役之儀、越後竝に窪田令相談、可申付候事。

一町年貢之以下、其所之様子次第、或者半納、或者三ヶ二可取置候、一圓用捨之儀者、諸事御用之前、不成儀之候事。

一所々よて雁、菱喰以下取候もの役義、其元にて談合候て、可申付候事。

一素作知行之儀者、作步所江可申越候事。

一安國寺屋敷廻之年具以下、去年分者御藏納へ可申付候、當年者住寺相定被爲下候條、無申事候、一花院之不被下候事。

一其方預置候御料所穿鑿之様子、聞届尤候事。

一符中館廻之年具申付、尤候事。

一其方下候、有原中間足輕以下、用濟次第可相遣候事。

九月五日

兼續(花押)

山田喜右衛門殿

上杉家
古文書

天正十年九月十九日、棟別税として、土・庶・寺・社に、毎戸米三升宛を課し、兵士の宿舎した家のみは之を免除した。此徴税は、新發田征伐の臨時費に充てたものであらう。
一棟別出米、家一間、二三升宛、さるへき事。

付、とまりく、よてまろかひいさし候いゑを、一間(免)よるさるべき事。
 一棟やく二候間、侍地下之事も、ちろん、寺庵社家、その(外)不ろいりやうのいゑをも、日記こ
 考るし申さるるべき事。
 一まろなひひ一汁一さいさるへき事。
 付、さけむようこ候事。

以上

右所定如件。

天正十年

朱印

九月十九日

直江

歴代古案、志賀
横太郎所藏文書

天正十一年五月十二日、景勝は伊勢神宮糸魚川領の棟別錢及び地下鑿を定めた。
(西頸城郡)追而一宮蓮臺寺、九間之町屋共、不可有相違者也。
 於糸魚川伊勢領、何之人脚成共、毎度棟數十間之相定候上者、誰人違乱候共、拾人之外被出
 之間敷候、并地下鑿之儀も、何方へ成共拾人宛可被調之候、爲其一札如件。

天正十一年

五月十二日

山城守(花押)

藏田左京亮殿

伊勢古
文書集

文祿二年十月十二日、景勝は出羽國酒田城主將甘粕景繼に命じ、庄内河北坂田領米及び坂田
 町の年貢其の他船役等を徴せしめた。上杉年譜、甘粕
 文書、上杉家記

庄内河北坂田城之事

令定納七千六百九拾六石者 城領分

右之外増分并三千五百石毎年之藏納内、坂田町年貢船役共嚴重之可令算用者也、仍
 如件。

文祿貳年十月十二日朱印

(景勝)

甘粕備後守とのへ

慶長三年三月十一日兼續は會津移封と同時に、米澤町内の檢地を施行し、諸職業税を定め、
 同年は免除し、翌四年より之を徴收した。勿論他の町村にも同様であつたであらう。管見
 談

御國替以來諸役被成御免、次之四年より出申、役錢之事。

新町 大覺町 源悅小路 家風小路

大町 東町 寺小路 柳町

立町 御免町 河田町

右之通町並小路々々、御檢地之事、高頭三十七石八斗貳升七合、但し、此物成百四拾石錢之
して上る、總町並小路々々ニ居者役錢之事。

一、木綿店役 百五拾文ツ、之事。

一、鹽店役 百貳拾文ツ、之事。

一、肴役 百文ツ、之事。

一、茶紙店役 七拾文ツ、之事。

一、菓子くた物 七拾文ツ、之事。

一、清酒作者^半 御酒六盃ツ、之事。

一、白酒作者^半 廿四文ツ、之事。

右之役錢、合貳拾四貫文、差上候事、店之者共、其年之居様ニ依て役錢大小御座候。

一、野山（入申）ニ付、山手錢五貫文、但、秋春之分都合二拾九貫文。

慶長三年三月十一日

鈴木孫九郎

平源右衛門

高橋内藏助

中島藤右衛門

西覺坊

山田清右衛門

金屋内藏之助

鈴木又三郎

花澤善五郎

丹九郎兵衛

渡邊駿河

慶長九年八月十九日、郡中百姓役儀相定覺を發布した。<sup>上杉編
年文書</sup>

郡中百姓役義相定覺

一高一石ニ付六文懸候、夫錢出候者、夫錢有間敷候事。

一八木(米)糠(藁)わら錢として、百姓登人ニ付而、一ヶ月ニ永樂錢十五文宛、代物を以て相濟其外

何ニても出物有之間敷事。

一升者、納升共ニ、今度相改候判升たるへき事、蠟、漆、前々より有付たること、たるへし、但、

蠟(實)からさる年ハ、其節引(減)可在之事。

一買米之儀ハ、前々春日右衛門尉申付候ことくさるへき事。

右條々、令違乱、非分儀申懸候族、於有之者、無思慮、目安を以可申上候、急度可令糺明者也。

慶長九年八月十九日

山城守

諸在*

肝煎中

慶長十四年には、米澤藩の財政に關係ある、種々の通達が、幕府より發令せられた。

同年五月十一日、駿府五奉行より、金銀吹分停止の法度が、米澤藩に達したが、是は當時作

銀、即ち假金銀の流布防止の爲め、諸國に通達せられたものである。

上杉年譜、
歴代古案

態申人候、仍諸國銀子灰吹、并筋金吹分候事、堅御法度御座候、其意趣者、灰吹或筋金吹分候
とて、作銀依致候、右之通被 仰出候條、御領分急度可被仰付候、若背御法度者、於有之者、可
被成御成敗旨、御詫候、恐々謹言。

(慶長十四年)
五月三日

大石 見(大久保石見守)

村 茂 助(村越茂助)

成 隼 人(成瀬隼人)

安 帶 刀(安藤刀藤)

本上野介(本多上野介)

直江山城守殿

兼續(重光)は直ちに在米澤の平林正恒に報じて、領中に嚴達せしめた。此禁止以後、横越

銀山の如きは、兼續の命に依り、採掘した砂の儘にて貯藏せしめた。上杉家記

又同年六月下旬、幕府は上杉の領地米澤・福島は磯荒の地で、家臣に與ふべき餘祿なかるべ
しとして、其の軍役の三分の一即ち十萬石を免除した。是れ全く兼續(重光)の内願を、本多正

信が斡旋して、老中協議の上、將軍の許可を得たもので、上杉藩中の喜びは言語に絶し、兼續（重光）は直ちに養子安房守（本多正信の次男）と共に、正信の家宰岡八郎右衛門及びあいちやに深謝した。
直江山城守書留、歴代古案、上杉年譜

（時分） 掃ろりくさるちふんハ、まろう申候ところ、御林んころとも、かさしきかく存奉り候（路次中）しちう、かよとかく掃ろりつき候、あまのりミ、そくさい（息災）ニ候ま、御心やまくおほしめさるへく候、さて又、けり御いと細くさされ、と、十まんこくのやくき（役儀）御ようしやのよし、佐とさぬより御申候とて、ろさしきかきよし、此まうまで、申こされ候、まよ、く（外聞）いふん、ろさく、まんそく此御事ニ候、いよく、よたやうニ御とりかし候て、くさるへく候、か茂ろさきて、申あまへく候、めてさくろしく。

か茂系

山しろのろミ

さとぬこて

あいちや

申給へ（上杉家記に、あいちやは安房守の母とある）

そのうち御ふミ申あます候、こもとろせる御事かく、山しろのろミ、かよとかく、まろりつかれ候、けり御いと掃くさされ、と、十まんこくの御やくき（役儀）御ようしやのよし、ろさしきかきと茂り、とれく、ろさまで、申こされ候、ひとへ御とりかしゆへと、とれく、ろさ、御まい申候やうよと、申され候ま、申あま、御ついで、よさとさぬへ、まろるへきやうニ、御とりかし、下さるへく候、めて度ろしく。

かど系

あそのろミ

あいちや

申給へ

同年秋七月下旬、江戸に於ける永樂錢の通用禁止の發令せらるゝや、永樂錢の事で、米澤藩の迷惑を常に聞いて居つた本多正信は、直ちに兼續（重光）に通報したので、兼續（重光）は返翰して謝意を表した。
伊佐早文書、上杉年譜

幕府は永樂錢通用を禁止したが、鋳錢は四貫文を金子一枚に、永樂錢は一貫文を金子一枚として回収したので、其結果として、永樂錢の多數に集まつて居た上杉藩は、非常に利益を得る事となる譯である。

猶以御國之内ニ、永樂錢多集候處ニ、如此之儀、一段之御仕合ニて御座候はんりと、推察令仕候以上。

永樂錢仕口(つかひ)之儀付而御迷惑之由、被仰候ら、只今如此被仰付候間、御札之寫を、進覽仕候、御披見候ら、可被爲得共意候、恐々謹言。

(慶長十四年)

七月廿五日

本多佐渡守

正信(花押)

直江山城守様

人々御中

貴札拜見、仍永樂錢遺口之儀ニ付而、御札之寫被懸御意候、即拜見仕候、如被仰下候、家前御

法度之砌迷惑、只今之満足御推量可被成候、景勝領中御加増を被下候様ニ、上下悦申事ニ

候、何様罷登御禮可申上候由、得御意候、恐惶謹言。

(慶長十四年)

八月六日

本佐州様

貴報人々御中

直江山城
守書留

此の日、兼續は千坂高信に答書して、庶務を打合せ、且つ、永樂錢の事に付、正信及び岡

八郎右衛門に謝意を表せしめた。直江山城守書留

田島産物は勿論、特産物の青苔(あなそ)・蠟・紅花、其の他の者に就ての課税、及び其の税率

は、判明した記録が傳はらない。後世、漆税として、二百本に付漆壹盃(「達三合」として差渡内法五寸深さ二寸五分なり、達三

は直江の法名)と云ふ以外には、何等の記録も見當らない。城州公略傳

徴税吏の不法・暴慢に就ての戒飭は、時々發せられた掟、覺書中に明記せられてゐるが、慶

長十六年十月十六日、下吏の郷村の滞租督促に際し、農民を煩累するを願慮して、特に之を警

飭した。景勝卿記

在々江遣さい(催)そく衆賄之事

第四章 上杉氏の民政

- 一 中白めし。
 - 一 なしる。
 - 一 いわしさい。
 - 一 酒は一切不可有候。
- 右之通、一日に二度つゝ、賄可申候、若此旨相背別に賄仕候者、百姓並さいそく人、共に曲事たるへき者也、仍如件。

慶長十六年十月十六日

(平林正恒) 藏人

徴税の主なる対象物たる田租の徴收は、半米半永即ち年貢の半分は榎、半分は永錢の積りにて銀を以て代納せしめたから、之を銀方と呼んだ。是れ他に其の例を見ざる徴税法である。

笹野觀音通夜物(宮村勇太の「闇夜の道迷」には蒲生時語別書、管見談(代の古法ならんと記してゐる)

兼續は、越後時代にも、米澤時代にも、新開墾地に對しては、向五ヶ年間、無税を通則とした。藤井堀關係文書、石岡文書、

第三節 植林及び治水

兼續は、土壤に關する知見が深く、大いに植林を奨勵した。米澤附近では、山上村の白旗松

原・太田の熊野林・南の松原の如きは、皆兼續の植へさせたもので、後年幕府の巡見使(下曾根桑山伊兵衛)下向の際、松原と熊野林を見て、要害なりと賞嘆したといふ事である。米澤雜事記、藤林年表、

兼續の植へさせたものではないが、當時奈寺山に繁茂した大桂林は、兼續の遺戒を守らず、濫伐を成した爲め、今日の如き頼山となつたものと云はれて居る。鶴城叢談、南置賜郡村誌

古來、水を治むるものは、國を治むるといふが、兼續は、治水及び水利運用に關して、獨特の手腕を有し、或は堰堤、或は堤防を築造して、開墾地の灌漑、又は士民の用水に供し、又、河川を利用して、流木を特定の木場に集め、藩士の燃料となさしめた。(第七章 參照)

越後時代に於ける、兼續の残した、水利事業上の、功績の顯著なるものは、藤井堰である。此堰は、上杉氏の會津移封に際し、後任堀秀治の着任迄の期間、石田三成が代官であつた時に、築造されたとの説を爲す者もあるが、此の如き短期間に竣功すべき小規模のものでなく、

越後刈羽郡鯖石川に、藤井堰として、有名なものである。近年藤井堰改築と同時に、鯖石川河川改修附帯工事が行はれ、今日の進歩せる築造法にても、大正十一年五月起工、大正十二年十一月漸く竣工したが、其費額拾貳万餘圓、内八万六千餘圓が、藤井堰改築費であつた、尙ほ其の灌漑區域は、壹町・參箇村・貳拾壹箇字にして、壹町壹百八拾壹町參反貳拾歩である。

此の永遠に忘るべからざる惠澤を残したものが、實に兼續であつた事は、左の文書にて明瞭である。稿本石田三成、藤井村高橋文書

藤井堰掟

- 一 田島井屋敷共一切五年やす見たるべき事。
 - 一 此水 downstream 出もの之儀前々其所之田地もちつけ(講代)の百姓等よおるてハきよよういたするらさる事。
 - 一 彼地わこし申まゐるてハ作食(利)當年(利)まかしよかし可申之事。
- 已上
- 右此旨相守、彼地急度可致閑作者也、仍如件。

文祿四年二月九日

直江印

此の掟中、第一項の田島井屋敷共五箇年年貢免除の規定は、米澤時代の開墾地に於ても、亦適用せられたものである。石岡文書
此の外、越後時代に於て、兼續は、天正十一年四月、自領内に堰を開墾せる、家臣本村監物重吉の功を賞し、更に他の堰をも開造せしめた。直江兼續諸士へ奉狀、城州公略傳

第四節 採 鑛 冶 金

米澤移封後は、探鑛・採掘を大に奨勵し、安部左馬助・山下權右衛門・泉崎傳助・鹽井太左衛門等を金山奉行に任じて、北條郷萩村の赤山・下長井郷横越・臼ヶ澤の金銀鑛等を始めとし、各地の鑛山を採掘し、臼ヶ澤金山の如きは、諸國の鑛夫入り込み、新町(九反田町)を成した故、慶長十一年四月、郡代春日元忠をして定書を發布せしめたと、城州公略傳に記載せられてある。又横越銀山の如きは、慶長十四年の灰吹禁止以後は、砂にて掘り置かしめた。上移家記
兼續の鑛山經營方針の大綱は、文祿四年正月、上杉氏が、秀吉より、淺野長政に代つて、佐

渡庄内の金山仕置を命せられた際、奉行立岩・志駄兩人に示した、仕置細目を見れば明瞭である。

急度申遣候、仍此方御分國中金山御代官被 仰付候條、庄中之儀、兩人ニ申付候、無油斷自身有詰候て可申付候、諸事仕置等、去年淺野殿之奉行入申付候通、少も無相違様ニ可申付候、大切之公儀事ニ候條、大形ニ存候てハ成間敷候、近日下向之儀候へ共、其許爲用意申越候、大ら一書ニ可相見候、謹言。

(文祿四年)
正月廿三日

兼續

立岩喜兵衛殿

志駄修理亮殿

庄内金山仕置の注文

歴代古案、
上杉年譜

一堀場祝義役已下、諸事仕置、去年從淺野殿之奉行申付候通、能々聞届、少も無相違様可申付候事。

一金山ニおゐて、八木以下まやうとい事候分一役等、右同前之事。

一堀手共、我儘之振舞於有之者、自他國之者ニよられ、成敗をへき事。

一庄内をはしめ、御分國中、去年金堀にて、金山仕置たんきん之者、數多可有之候、其内才覺

かる者召出し、爲案内者、萬可申付事。

一金山諸役、一ヶ月宛算用相極、毎月ニ一紙小日記共さしよすべき事。

右之通、分別用捨有之而、可申付者也。

文祿四年

正月廿三日

兼續

立岩喜兵衛殿

志駄修理亮殿

上杉年譜、
歴代古案

冶金としては、鐵砲、砲丸鑄造の爲めに、鐵、鉛の鍛鍊は、相當に發達した様であるが、其原料は、多く他國より輸入したものである、又、其工人は、慶長九年九月、泉州堺より吉川總兵衛、江州住友村より和泉屋松右衛門を召致し、二百石宛(上杉年譜には、
百石宛とある。)を給與し、工場を關村高湯溫泉場に設けて、鐵砲を鑄造せしめ、其徒弟を城市に居住せしめた。是が今日米澤市の鍛冶町を作したのである。景勝
細記 又是が爲めに、高湯溫泉の繁榮をも來たした。

高湯温泉の序でに、今は有名の五色温泉(以前は板谷温泉と稱す)。發展の因縁を述べよう。是は兼續の嗣平八景明が慶長年中湯治した爲めに、浴舎もなき山中の温泉地に、宿舎が新築せられたのが、抑も此温泉の開眼とも稱すべきである。米澤地名選

第五節 交通機關

交通機關と稱しても、單に人脚・馬・舟をいふに過ぎないが、上杉氏は、謙信時代に於ても、已に道路の開鑿・修治、舟の建造、橋梁普請等、國防上差支なき限りは、水陸共に、交通の利便に注意を怠らなかつた。特に傳馬驛送の制を設けた事は、當時他領に見られざる制度である、即ち街道筋の宿驛に問屋を置き、駄賃は問屋の仲介を以て之を定め、飛脚・傳馬の用をなさしめたのである。上杉謙信傳

天正七年四月、景勝は柿崎に、左の如き、傳馬宿送り制を發布した。相澤清右衛門所藏文書
濱筋往覆(復)傳馬宿送等之事被御印判置無之者誰哉之人候共、用申間敷之旨、被仰出候者也、仍如件。

天正七

卯月 日

朱印(景勝)

(竹股慶綱)
三河守(花押)
(新發田長致)
尾張守(花押)
(中頸城郡)
柿崎町人等

天正八年九月二十日、景勝は、越後田切問屋(中頸城郡)に、足輕參陣中と雖も、傳馬宿送を怠らざらしめた。宇佐見貞之所藏文書

慶長三年三月四日、兼續は、伏見に於て、三成と協議し、蒲生氏國替に付、先の松崎(米澤城)城主蒲生四郎兵衛、并家従等の宇都宮引越に際し、人夫・傳馬を以て、半途迄送届けしめたが、當時蒲生領民は、傳馬制度がなかつた故、詳細の注意を申付けたものである。

急度申越候

一 蒲生四郎兵衛并家來荷物傳馬人足之事

築澤村 傳馬廿疋

川井村 傳馬八疋、人足廿三人

桑山村 人足廿人

第四章 上杉氏の民政

長手村 人足拾人

傳馬廿八疋馬追共、

人足五拾三人。

一右之傳馬、人足、那須之内、菅野、迄行程可透届候、上下之飯米馬之飼料者、蒲生四郎兵衛より可請取候、自然、人足、傳馬、何かと申出すか、又は途中より罷歸、人足、傳馬、在之者、後日に相改、急度可加成敗事。

一百姓申度儀、雖在之、先方之衆送届、其以後目安を以可申上、但、高札之旨ニ有之於出入者、只今にも可申上事。

以上

(慶長三年) 三月四日

山城守 居判

治部少輔 居判

在々肝煎中

上杉年譜

慶長三年三月九日、公用には一定の判を以て傳送さすることなし、春日元忠に命じて、左の覺書を發令せしめた。上杉家古文書、大橋村問屋書類

覺

一今日、此印形なくし而、人足傳馬宿送り、賄以下何事を申來り候共、一切承引いたすまじき者也。

慶長三年三月九日 (元忠) 春日

肝煎 太郎左衛門との

百姓 越 前との

交通機關の整備は、兼續に依つて漸次改良せられ、慶長九年閏八月二日の控書にも、「御公儀より不被仰付候共、海道(街)の儀、勿論、作場以下道橋ゆたなく可作事」とあり、又、「傳馬宿送の儀、此御判を以可持送候、其外一切有之間敷事」とある。上杉編年文書
上杉氏の驛傳制は、兼續に依て完成せられたが、石田三成も亦、之に類する制度を定めて居つた、といふ事である。稿本石田三成

舟の建造は、信濃川・阿賀川(以前は赤川)等の大河川を有し、又、海岸線の長き越後に於ては、特に大いに發達し、頸城郡居多濱・郷津、刈羽郡柏崎、三島郡(以前は山梨郡)寺泊・出雲崎、蒲原郡新潟

港より、越中・佐渡・出羽方面への交通は、中々盛んであつた。讀史堂文書、山岸文書、安田文書、歴代古案是等の諸港中、柏崎は春日山に近き要港であつたので、屢々此の町に掟が發せられた事は、既に記載した通りである。市川記問太所藏文書

景勝は、屢々戦功の賞として、河海諸役免除船を給した。其二の例を擧ぐれば、兼續は、御館亂及び下郡征伐の功賞として、又、窪田源右衛門は、新發田征伐及び羽茂三河守生擒の功に依り、此の免船を給與せられた。

免船壹艘海河共に出之置候、於諸關諸浦不可有其煩候也、仍如件。

天正八

七月十五日 景勝

樋口與六殿

別本歴代古案

文祿元年四月、秀吉の朝鮮征伐の時、兵糧として三千石の獻米も、八艘を以て送り、肥前名護屋に運送した。

其元仁着船八艘之米三千石之分

太閤様江、自此方御進上候、即於此地、増田殿江相渡可申候、猶、巨細加藤左衛門申合候、謹言。

直江山城守

四月廿日

兼續

立岩喜兵衛殿

上杉年譜

態申入候、仍、そこもとへ相着候八そふの船ニつミ候米三千石之分、太閤様へこのさうぶ御進上候、即於其地増田殿へ相渡え、ゆひここもと御兩人へ申定、彼御一札をとり、加藤左衛門へもたせ遣候、ますのさうりまひし以下、江波助之丞方談合いたし可相渡候、石見高野、以注文申越候米のところ、舟頭のちふんニつらひ候分、まきまへさせ、高野日記直く可請取候、さうりなこやへあけ、其外銀子もとへ候分、ハ、算用之内たるへく候、尙、巨細ハ、左衛門ニ申合候、謹言。

(文祿元年)
四月廿日

兼續

立岩喜兵衛とのへ

立岩文書

第四章 上杉氏の民政

四〇五

橋梁、渡場等の事に關しては、何の記録も残つて居ないが、天文十八年四月、(謙信領主として國內に號令した年)府中大橋場掟及び天文廿年六月の大串某宛の文書を、參考として、記載して置かう。上杉謙信傳

大橋場掟事

- 一 橋受用之輩、或假權威、或任雅意、役所不可難誼事。
 - 一 慈觀日町之時、從河東小橋往復之族、役所不可無沙汰事。
- 附、不可步渡事。
- 一 諸出家、次遊人、盲人、非人等、不可役所事。
 - 一 右條々、大橋場賃事、任前々員數、嚴重可被沙汰之、萬一取手有無道之儀者、可成其咎目者也、仍如件。

天文十八年卯月廿七日

平

府中大橋場役所事、爲給恩申付候、如前々派共執務不可有相違、然而近年橋及大破之所、至于本橋場令再興云々、尤簡要候也、仍如件。

卯月廿七日 景虎(花押)

石田惣左衛門殿

三ヶ津(河賀野川、信濃川、荒川渡場を三箇津と稱す)横目代官職事任由緒申付候、然者、上分之儀、檢見次第、二嚴重可取沙汰候、向後者如前々、遂在府事、簡要候也、仍如件。

天文廿

六月廿八日 景虎(花押)

大串殿

火急通信として、沿道山上諸砦の間に、狼煙或は信號旗を使用し、或は一里毎に三鐘を設けて之を打ち、或は一里飛脚を以て聯絡する等の事は、他領にも、或は類似の事が行はれたかも知れないが、雪深き、越後の頸城・魚沼地方に於ては、今も尚魚沼地方に見る如き、(かんじき)標、或はすかり(標の大なるもので、その先に藁繩を結び付け、之を手に持ち、手足共に動かすものなり。)を以て、先發隊に雪を踏ませて行進した事は、他に類例がない様である。

第六節 殖産興業

青苧・漆・紅花・綿・桑の栽培增收を、大いに奨励した事は、慶長九年の掟中に、「漆の木者皆枯申候共、又、若木何ふと出来候とも、本役の外指引被成間敷候間、木ふへをもそたてへき事」とあり、又、慶長十四年六月四日平林正恒宛兼續（重光）の書狀中に、「桑の事、口上に可申候事。青苧畑之儀、綿・紅花之儀、先日及返答候事。木綿之儀、吉兵衛被申付可然候事」とあるを見ても、如何に、不斷留意して居られたかを知る事が出来る。

桑は養蠶の爲め、紅花は化粧品及び染料製出の爲、綿はその儘にて使用し、又は木綿織製造の原料となした事は、言を待たないが、青苧は藩の管理品であつて、本座と云ひ、京都方面にも輸出せられた。越後時代には、専ら魚沼郡の野生を加工したもので、藏田五郎左衛門・神除親綱が、青苧販賣係を命せられ、常に京都に往來し、上杉謙信傳景勝時代には、藏田五郎左衛門及び針生彌右衛門に命じた。歴代古案米澤時代に於ては、盛に増植が奨励せられ、越後縮布、主として小千谷縮布の原料となつたものである。小千谷には、會津屋・米澤屋等の青苧商賈があつた

が、今は、縮布の産額減少と共に衰微して居る。

青苧座之事、祖父五郎左衛門以由緒拘來候條、國中不雜入不入、并御師・山伏等、不可有宥赦候、彌用所之儀、無如在可相調者也、仍如件。

天正十年

三月朔日 景勝

藏田五郎左衛門とのへ

歴代古案

次の文書は年次未詳であるが、矢張り越後時代のものである。

千貫目之麻苧相調、奉行相渡着津、祝入候、即何も御奉公衆へ相渡候間、可心安候、次ニ、今般重而申付候、足輕五拾人之事、早々信州にて相作、可差上候、其元留守中、信越京都何も無油斷可申付候、殊、所々料所方田畠不荒様可才覺事、肝心候、謹言。

三月三日

兼續

針生彌右衛門殿

歴代古案

漆は、越後時代より、一部は塗料とせられたが、主なる用途は、蠟即ち蠟燭の原料とした

もので、越後時代に於ては、小千谷に蠟座を設け、(今も小千谷に蠟座跡の地名存す。)盛に其増植增收を獎勵し、米澤時代に在つては、慶長十三年秋の觸條々中に、「御公方へ納御役蠟(納稅)の外、賣蠟有之においては、世間へうりかひの如く、御公方へ可被召上、少成共脇々へ賣問敷候事」と、蠟の藩管理を公布した。

馬匹の繁殖改良は、謙信時代に於て、大に留意せられたので、兼續の如きも、無論駄馬・軍馬に必要なる、産馬獎勵、馬質改良等に、力を致した事であらうが、馬に關しては、慶長六年、米澤移封の仕末記事中に、「自然之儀候は、馬なと求候儀、御合力被成候事も罷成間敷候と思召、長井四ヶ庄へ、御預け馬と有て、馬百疋御預け馬被成候間、馬主(精)せいを入、飼申立置候也」とある以外には、何等の記録も残つて居ない。

米澤時代に於ては、春日山時代と同じく、刀・槍・弓・銃・甲冑、其他の武具・器具を製造せしめた、世襲の細工組に保護を加へ、又、越後時代に於て、根來(紀州)・能登等より招致した塗物師をして、塗物の改良進歩を促がし、(會津移封の際隨從し、會津塗を傳へた。)其他、繪師・紺搔(こんかき又は、こゝかき)・番匠・鍛冶・弓細工・具足師・研師・槍細工・革屋・鋳物師・筒張・籜結・蠟燭かき等の工人

上杉家兵具所口傳及び諸職・諸商人に一層の保護獎勵を加へたのは勿論の事であつた。上杉謙信傳

第七節 勸 農

兼續は此の如く大いに殖産興業を獎勵したが、其の尤も留意したのは、農産獎勵であるから、親ら四季農戒書を著作し、農民を指導獎勵して、田畠の開墾、五穀の増産を圖つた。

〔直江兼續四季農戒書〕金澤前田家所藏

地下人上下共身持之書

一國主茂日月と心得へし。地頭・代官ハ所之氏神と崇ふし。肝煎ハまとの親とおもふるき者也。

一正月五ヶ日之内、身ふまゝさうひて、方々への禮儀濟へし。同十五日迄比内、大小公役、自分の繩を分際母過る程支度をへし。十五日過は諸山中平地共ふかさ雪母成へし。年中之薪伐取るし。井・二つたを以畑へこやしを引付へし。夕かへふ馬之く切わらち茂作るし。家主娘女房ハ糸を取、苧をひき、男子共乃着類をかせくへし。大茶残さて喰ひ、彼方こか

この留守茂尋行、人事をいふ女房ハ、かからを隠夫茂持へし。此等之類を、續子共有中成共、離別をへた者也。

一 二月半之比、公役流木伐、或米持夫、萬役儀番手まで被仰付へし。殘をのハ先用水井溝以下茂拵るし。朝夕鋤鉞を以、からむし比なへを取植しむへし。并紅花畑乃支度いさし、吉日を以、畝終茂まくるし。彼岸之内も種子タネをタネらひ、井水へひさげへき也。

一 三月、鉞のさき茂かけ、馬くまの子も不足からは入と、のへ、則新苗代を拵るし。并麻畑をうかひ、殘かく打うかふへし。頓而田打前候へハ、任付米を相もとめ、女房ハ是茂白米みいさすへき也。三月末を井よりたをあげ、苗代ハ是茂まくるし。た終やた米を用意し、所之代官肝煎の方へ遣、童子共喰へし。年寄の祖母、祖父、齒かくて喰事かかをんハ、ぞし米よまて喰るし。嬖之可爲才覺也。

一 四月、軍中、男ハ未明を暮まで、鉞のさたためり入ると、田をうかふるし。女房、娘を三度之めし。茂こしらへ、頭ふあらた手巾茂かふり、田乃邊へ持行、老若共ふよこれさる男の前へ、食茂をえへし。あろき衣裝乃女房を、老若共、男みて、其身ハよこれかからを、心茂いささ、身勞茂忘へし。男暮て歸らハ、湯茂とり、足をほらハせ、嬖男女ともふ、たとこのあろ

より足茂、女房の腹比うへよ置なてさするるし。一日の辛勞を忘るへし。四月末ハ、牛馬よまくを茂ろ、男ハ田をろくよ、からむし畑へ、近邊の山く、置茂きりろけ、家近からハ、風茂うあ、ひ、燒るし。時分ならば、山畑ハ、粟稗黍茂まくるし。

一 五月、又入て、吉日茂えらひ、田を植るし。男ハ苗代母おり立、めてさた草歌を誦へし。女房を顔をけり、紅をほけ、衣裳をほらさめ、笠をろふり、まり茂ろ、け、黒き身よを、白ききやふをして、田母おり立、早苗茂うもるし。歌よをいろよをまよさる男女夫婦のろさらひ乃事茂作ぞうさふるし。是ミカ山く、の神茂いりひ申祝言也。まらハは又晝食よハ、ささう比あさま程かる食茂、をえかへて喰るし。男ハさる事かまとも、女房比腹よも過さるやうよ見え候間、女房の食よハ、少かて母かの葉茂入度候、大豆を田のあせようゆるし。

一 六月、田の草茂取へき事、専よを、國よよりて、女房草茂取所を有り、又男計炎天ふとらせ、女身内よ置、よき留守居と心得候へハ、まおとこ茂るをその也。是も不足の事也。紅花ある所ハ、花かこを持、畠よ出、つま袖をひらめろし。紅花つむ所を有、中にを紅花よく出来し候をのハ朝起し、女子共まで、相かせく故也。不出来なる所の女房ハ、大茶をくらひ、其

よめ子共迄だらくそのと知るへし。如此の女子共よハ夏かさひらをもよさたましき亦ぞ。又土用之比ハ大根をまくへし。大根畑の邊ハ月のさゞり有女出候へハ大根皆赤なる物と申候まゝかさく禁へし。又麻おも此比まき申也。そと山畑に専講くへき也。一七月も、からむしを取へき也。むろしハむつろのよし候。只今ハからむしを以地下人よろひを調也。能々案知見類、田よ出来る米よまきりさぞ、いろ母是茂おろそかふせんや。其年乃仕合ふよるといへとも、からむし短きこやし不入故也。是ハ男比不念なり。如此之男ハ物くさきそのろ病者ろせんきふるひろさるるし。其子細ハ風おもてよ、風やらひを不致故也。

又らむし能候へとそ、ゆらさひぬさるハ女房乃ぶさしなミ也。如此の女房ハ、いつろこの掃除もむさくあしたよ不ひふん／＼たるも、おらに男母向るし。又縮おも色白からむしをも能仕出しさる女房ハ、ミめさほハそくき比とも、不斷のさしなミきれハまして、心言葉もなほしく有るし。如此の家主をハ男いろよを懇切に常ハ午房山のいも茂ふくして、晝夜ともよかせくろき也。縮のいろくろくからむし比色を悪敷ハ、いろ母女房ミめろさち能くとを、いつきわきろくほきり、息の香くさたハ朝夕乃ふるまひ

も表裏何ぞ左様之女おは、とぞあさりのもの揃ても不審茂さつるし。又盆の比ハ、よくかし、綿茂いさゝたあろき、いつくもおらぬ商人茂たふらろし。うま度といへとも、かゝ手きかさあけよま縁きつぎ行、まちそり茂かし、それをあいそうより付代物を取、おとこ母見を係物也。如此なる女房を、たとひ子共有中成共追出せへし。又夫ハやき米をつき、地頭代官へも、心さし次第母参らせへし。益此聖靈乃手向水、まつり米も是也。一八月、そぞきりそのくせとして、いまさ實熟せさる稲を刈、雨比ふる日、むし米よして、一日／＼と日茂おくま申族を有、又所よより、そや雪の内比薪を支度可仕事、專一也。左をれハ、そや瘦給人を年貢をとて、さやもうるしもつろぬ刀脇指さし、かミ衣着さる足輕、小者催促よ付、袋米を調らき候て、彼使如在すましく候。瘦ても肥ても給人ハ、百姓の身として、いやしむるらに。

一九月、稲を専刈干るし、稻場とおくハ、必益人取へし。男ハ棒をつた、鎌を持、稻廻り不、夜ふ／＼出るし。天氣もよく、稲を内へ入て、先餅米茂用意仕、秋餅をつき、地頭代官肝煎方へも参らすへし。其身乃親類縁者振舞へし。但そりきりさらハ無用。女子共、秋の米よつきさるを祝、大めしをくらひにこりさけを作、ぶくまきハ、かからに腹を煩るし。其時ハ

己の無養生をいせに、あしこ山伏や神主は所へ袋に米を入持行、子共打てらひ、いきとやう死とやうのと申事、また有へきかり、前かと小養生仕へし、女房ハあお麻よて布を拵緋や糸遣、子共のよは肩小筋、わきに鶴龜のかさ、茂付候へなと、好て、去年比古と、茂中へ入、秋あせせかと可仕肝要也。

一十月ハ、ぞや寒天、成くまハ、家ノ夏窓おそふさき、な大根を引るし、粟稗黍おも刈可入事、肝要也。大豆、天氣を見合、うのるし、男女共、小冬中之ま、肝要也。夕かべ、稻をこき、米母して、米乃相場、よた時分町へ出し、うと代を年貢の心つけ、専一也。但わあき、の女をそさるハ、米大豆うり、代銀有とて、町立おし、大酒をのミ、傾城やへ行、瘡乃有女、又出合、かさミ小瘡をうけ取、山歸來の入藥をのミ、爰比かし、このとて湯治かと申内、あたまあふくるの、とくぬ、申也。能々さしかミ申へし、又惣して、男夕かべに、たをらをあミ、年貢比米を入置るし。

一十一月、雪ぬらさる内、米年貢を牛馬乃、所しの、内小地頭、代官の藏所へ、そひ納るし。殘米もあらハ、町にて、そく酒を三盃さべて歸へし。一入心持、面白かるるし。

一十二月、地頭、代官よと、未進あらは、催促付へし、附は一汁一菜との御法度、候へとも、百

姓之似合、どでう成とも、不り、いせしの、一ツや、成とも、いさし、參らるるし。催促よても、濟し不申ハ、秘藏之、女房を、まちよとら、殿方にて、わあ、た小者、中間、女房を、ぬむ事有へし、左様之事、無之、まへると、小御年貢ハ、霜月中、小皆濟を、るし。能々、分別仕見可申候。地下人と云、あら、秘藏乃、あら、た風よ、を、おと、おも、ふ、女房、茂、引、さ、ら、ち、ま、わ、あ、き、もの、よ、ぬ、を、ま、れ、天、道、よ、は、か、さ、き、運、命、を、つ、き、果、地、下、傍、輩、も、い、や、し、ま、れ、口、お、し、き、事、な、る、へ、し、兼、て、う、た、事、を、お、も、ひ、年、貢、米、代、官、油、斷、有、ま、し、き、事、専、一、也、年、貢、皆、濟、か、ら、ハ、正、月、用、意、い、さ、し、殘、米、を、餅、ふ、つ、た、酒、お、を、控、り、鹽、さ、ら、か、を、も、か、い、も、と、め、目、出、度、年、茂、取、る、き、也、正、月、ハ、我、人、と、も、高、砂、や、此、う、ら、舟、小、帆、を、あ、ま、て、月、も、後、と、も、出、し、不、な、と、う、さ、ひ、可、申、者、也。

此外、書入、度事、お、得、ら、る、へ、し、百、姓、を、ろ、ノ、乃、と、さ、茂、か、し、萬、物、を、能、作、り、出、し、候、へ、ハ、皆、人、飢、も、の、か、く、か、ち、け、を、の、も、か、し、然、時、者、佛、神、比、御、心、よ、を、叶、ひ、現、世、よ、て、ハ、九、屬、さ、あ、へ、來、世、よ、て、ハ、一、門、眷、屬、と、ノ、く、蓮、花、乃、上、よ、の、不、る、事、是、皆、農、作、の、つ、と、絶、よ、く、い、さ、長、故、也、有、増、此、書、よ、載、と、い、へ、とも、其、事、よ、陸、き、其、事、茂、思、と、い、ろ、ノ、さ、ま、ノ、の、味、有、へ、し、寢、を、寢、を、忘、ら、ま、し、た、事、肝、要、也。

直江山城守記之

既に記述せる如く、兼續時代の上杉氏民政に關し、其の主なる事項に就ては、我等の私見を附記したが、更に爰に其要旨を總括して、上杉氏の治民方針及び其制度の特色を窺知せしむる事としよう。

天正十九年十月、景勝は、地頭等に覺書を與へ、「地頭の正邪に依り、百姓善惡にうつり候ものにて候、聊たりとも油斷有之間敷候事。年貢諸掛り等はなる程勘辨いたし、惡作の年ハ前年より小分たるへき事。何事も古法をまもり、利慾のために新法を立て、百姓を苦しませ申間敷候事。忠孝の道理常々教訓可致事に候。女共へは貞節の道理自然相分候様、肝要に候事。年貢諸の等取あつめに相越させ候役人共、百姓へ對し(租率)かさつの儀無之様、可申付候事。百姓は國のたからに候間、なる程堪忍可致候、彌々不法申募り、ちめん(租率)に拘り候は、討捨可申候事。訴訟は双方共能々聞糺し可致沙汰候。必ず依怙量負いたす間敷候事。」と諭達し、兼續は、其著「地下上下共身持之書」の冒頭に於て、「國主茂日月と心得へし、地頭・代官ハ所之氏神と崇るし、肝煎ハまとの親とおもふるき者也。」と訓示した。

是れ實に上杉氏治民の大方針であつて、其の他の諸法令は、皆此鐵則を基本とし、折に觸れ、時に應じ、必要ある事項を加味して、發布せられたもので、災害・兵亂等の後ちには、或は微租を輕減乃至免除し、或は徳政を施行して、貸借を無効となし、以て士民の窮乏を救助し、又屢々奢侈・遊惰を戒飭して、以て一般士民の風紀を振肅した。

上杉氏の制度中、特筆すべき事は、永祿年間より既に五人組の制度を採用し、慶長十三年秋の法令中にも明記した事で、他藩に在ては未だ見られなかつた事である。

驛傳制は、謙信時代に於て既に存在し、慶長初年に至つて、大いに發達し、兼續に依つて完成せられたが、他藩に於ては未だ見るべきものはなかつた。

勸農に至つては、百姓は國の寶なりとの國家傳統に基づき、兼續親ら四季農戒書を著作したのを見ても、如何に農民を指導奨勵して、五穀の増産に務めたかは、自から明かである。

慶長十四年十二月、米・豆の價格騰貴の際、兼續(重光)が、農村に諭達して、餅・酒・豆麿を禁止し、又米の輸出を禁止して、領内の米穀不足に備へたるが如きは、今日の非常時局對策よりも、一層強化せられたものといふべきか。

徴税の主なる對象物たる田租の徴收は、半米半永法で、年貢の半分は扱、半分は永錢の代りに、銀を以て代納せしめた。是れ他に其の例を見ざるものである。

殖産興業を奨励し、特に青苧・漆・紅花・綿・桑の栽培增收を圖り、青苧及び蠟を藩の管理品となし、青苧座蠟座を設け、藩吏を以て其の賣買を管理せしめたるが如きは、特筆すべき事である。

文武兼備の良將にして、然かも内治・外交共に一藩を代表して、一身を以て之に當り、經世の大才を揮つて、凡べて其の宜しきを得たる、賢宰臣兼續の如きは、古來其の比儔なしといふべきであらう。

第五章 徳川家康の會津征伐

第一節 會津征伐の因由

上杉景勝は、慶長三年正月、會津移封の命を受け、越後及び會津地方の融雪を待ち、三月六日伏見を發し、同廿四日、新領地に移動を終了し、先づ城邑を將士に頒ち、同年の課役を免除して民心の安定に力めたが、八月十八日秀吉薨去の報を得、在國僅かに半歳に滿たずして、景勝自ら弔問の爲め、九月十七日若松城を發し、十月二日伏見に着した。然るに、その頃より徳川家康專横を極め、豊臣氏の法度・置目違反、及び、誓約蹂躪の行動あり、物情騒然、遂に慶長四年二月五日、大老・奉行と家康の誓紙交換に依て、一段落を告げたが、閏三月三日利家の薨去に次いで、三成隱退等、引續き大事件勃發に、意外の長期滯京となり、八月三日漸く伏見を立、廿二日歸府した。此間執政兼續も亦、景勝に従つて伏見に留まつたので、遙かに命令

して領内の處置を執行せしめてゐたが、事務が意の如く進捗しなかつたことは、歸國の翌月九月廿三日、始めて、先年越後より携帶せる公金を整理した事實に徴しても、推測することが出来るのである。慶長五年二月、景勝は、安田能元等に令し、去年命せし普請作事の促進、及び仙道筋城々普請を命令した。

脚力到來、仍其元諸界無相替儀之由、簡要候、彌仕置等、不可有油斷候、並普請作事、去年申付候通、急度成就專一候、仙道筋城々普請、春夏間相究、其地普請可申付之由、遺書狀候條、早々相届、可成其心得候、猶替儀自是可申候、謹言。

(慶長五年) 二月二日 景勝

安田上總介殿

岩井備中守殿

大石播磨守殿

毛利安田文書

移封後暫時にして上坂した景勝は、人心恟々たる世相に鑑み、在郷諸將に命じ、在洛中も又歸邑後も、急遽大封統治に必要な内政及び對外の諸準備を進め、道橋普請、諸口修路、牢人

招集、(上山道及・上泉正俊・前田利貞・水野重俊、小幡將監・車丹波・岡野左内・齋道二等) 武具の整備等、主として國防強化に力を致したのである。

二月上旬、景勝は、若松城の狹隘なるを患ひ、其の西南かうさし神指(香原)を選び、三月、島倉孫左衛門に命じ、會津四郡、仙道七郡、長井・刈田・庄内の役夫八萬を督し、隄堰を掘り、石壁を疊み、八町四方に新城築造の大工事を經始した。上杉年譜、塔寺八幡宮(此の新城は、六月、酷暑の爲め長帳、景勝一代略記)に休工、續で家康の來攻となり、竣工を見るに至らなかつた。

然るに、此二月、越後の堀秀治は、香指の築城、及び津川口の修路を以て、景勝越後に迫るの準備となし、尙に之を徳川家康に告訴したのである。

三月十三日、景勝は、謙信の二十三回忌法要を營み、萬部經を讀誦せしめ、主もなる將士は、皆若松に集り、景勝一代略記其の儀に參列した。然るに、早晚家康の來攻あるべしとの風聞、及び在伏見の千坂對馬守等より其の情報に接して居つたので、法會散會後は對家康會議となり、屈辱的條件を以て妥協せんよりは、決然應戰して謙信以來の弓矢を示さんとの結論に到達せる事は、容易に想像し得る所である。(家康の侍醫板坂ト齋堂書には、去冬より北國陣と下々雜說申候、あひては越中の申候言殿なり。二月の時分より北國陣の沙汰やみ、奥州陣ともつば

ら沙汰申候。とある。

此の謙信法會の前二日、即ち三月十一日、津川城將藤田能登守信吉は、逃奔して江戸に抵り、(日本戦史は三月廿三日)秀忠に具情し、直ちに上坂して家康に投じたが、彼は、今春正月、景勝に代つて秀頼に賀正の爲め上坂し、家康に謁して分外の優遇を受け、家康の意を承け、歸國後盛んに家康の威望を説いて、景勝に西上を勧め、遂に其の忌む所となつたものである。

此の月廿一日、秀忠は、景勝に答書して、諸普請を承認し、且つ、上國の静謐を告げた。上杉家記

御飛札本望之至候、如承意其以來不申通、所存之外候、然ハ其元御普請以下被仰付尤存候、將又、上方彌靜謐之由、申來候、可御心安候、猶珍儀候者、可申述候、恐々謹言。

(慶長五年)

江戸中納言

三月廿一日

秀忠(花押)

會津中納言殿

御報

上杉文書

家康は、既に昨冬會津の隣境仙北の戸澤政盛より、上杉氏の舉動不審の報を得、諸條今春、越後の堀秀治より、景勝の道橋普請・諸口修路・新城築造・武具整備・牢人召招、越後残留の舊臣との連絡等の報に接し、今又、藤田信吉の申報を得たのである。

是より先、上國に訛言あるや、家康は、増田長盛・大谷吉繼に旨を授け、長盛の家臣河村長門守を使者として、連署して景勝に上洛を勸告せしめたが、領内仕置の關係上、今秋を期して上洛すべしとの答辭であつたので、景勝一代略四月一日更に、家康は伊那昭綱、長盛は河村長門守を遣はし、景勝の上洛を促がし、又、兼續の交友相國寺塔頭豊光寺承兌をして、兼續に詰責及び忠告の書を送らしめたが、景勝は、之に應せず、兼續が承兌に答書したのが、所謂有名な世俗の直江狀である。關原軍記大成、島津文書、開見集、關原覺書、越前黃門年譜、上杉年譜、板坂卜齋覺書

承兌の詰問に對する兼續の返翰は、已に最後決意をなした、剛毅不屈の景勝と、俊敏果敢の兼續との合作で、家康の意の存する所を悉知し、千言萬語の陳辯も、何等の効果なきことを洞察して、答書したものであるから、一々の箇條を完膚なき迄に反駁し、語句も激越にして、其の往復文書は、左の通りである。

態以飛札申達候、然者、景勝卿上洛遲滞ニ付而、内府様御不審候儀不少候、上方雜説穩便無之候付、伊奈圖書河村長門被差下候、此段使者口上可申達候得共、多年申通候上者、愚僧笑止存如此候、香指原新地被取立、越後津川口道橋被作段、何篇不可然候、中納言殿分別相違候共、貴殿御異見油斷存候、内府様御不審無據廉存候事。

一 景勝卿御別心無之候者、以靈社之起請文御申開可被成旨、内府公御内存而候事。

一 景勝卿律儀之御心入者、大鬧様以來内府公御存知之事候得者、被仰分之品々相立候者、異儀不可有之事。

- 一 近國堀監物一々申上候間、御陳謝堅無之者、御申分相違申間敷哉、何篇可有御心中事。
- 一 當春、北國肥前守利長異儀之處、内府公順路成思召而、無別儀、思之儘靜謐仕候、是皆前車之誠而候間、其元兼而御覺悟可爲尤歟之事。
- 一 京都而増右(増田右衛門尉)大刑少(大谷刑部少輔)万事内府公江被申合候間、御申別候者、御申越可有之候、禰式太(禰原式部大輔)茂、被仰越候方、可然歟之事。
- 一 千萬も不入、中納言殿御上洛遲引候付、如此候間、一刻及早、御上洛候様、貴殿可被相計事。
- 一 於上方專取沙汰之事者、會津而武具被集候、奥道橋被作候之事而候、内府公一入中納言

殿上洛御待被成候事者、高麗江御使者被遣候間、若降參不仕候者、來年歟來々年、御人數可被遣候、其御相談可被成由候間、御上洛近々可然候、其上而無疎意被仰分候様、少及早御上洛尤候事。

一 愚僧與貴殿、數々年無等閑申通候得者、何事茂笑止存、如此候、其地之存亡、上杉之興廢之境候條、被廻思案之外、他事有間敷候、万端使者申含口上候、頓首

豐光寺

承兌

卯月朔日

直江山城守殿

御宿所

上杉年譜

今朔之尊書昨十三日着、具ニ拜見、多幸々々。

一 當國之儀、於廿元種々雜説申ニ付而、内府様御不審之由、最も二候、乍去、京伏見の間にてさへ、色々雜説無止時、況遠國と云、景勝若輩と云、似合さる雜説と存候、不苦儀ニ候之條、可被尊意安候、重而連々可被聞召届候事。

一景勝上洛延引之付、何らと申廻り候由、不審ニ候。去々年國替、無程上洛、去年九月下國、當年正月上洛被申候而、いつの間ニ國之仕置可申付候。就中、當國ハ雪國ニて、十月より二月までハ不自由の事、當國の案内者ニ可有御尋候。然レ、正月より雜説、全く上洛延引、景勝逆心、何者ヲ具ニ存申成哉と不能推量候事。（上杉年譜、中澤本、井上本、南部本ニハ）
 一景勝於無別心ハ、誓詞を以て成共可申上由、去々年以來之起請之反古ニ成候ハ、重而ハ不入御事候。

一太閤様以來、景勝律儀之仁と思召候ハ、今以不可有別儀候。世上朝ニ變シ、暮ニ化セるの儀、存合候事。（上杉年譜、南部本、中澤本、井上本、伊佐早本ニハ「の儀相違候事」とある）

一景勝心中毛頭別心無之候へとも、讒人之申儀無御糺明、逆心と思召不及是非候。兼又、無御等閑あるしニ候ハ、讒者御引合、是非を御尋可然候。左様ニ無之候ハ、内府様表裏と可存事。

一北國肥前殿之義、思召まゝニ被仰付由、御威光不淺存候事。

一増右大刑少御出頭之由、珍重々々ニ候。用所之義可申越候。辨式太表向之取次ニ而候。然レ、景勝逆心、歴然ニ候とも、一往及意見候而こそ、侍の筋目、又ハ、内府様御ためにも可罷

成之處、讒人之堀監物奏者を被仕、種々之才覺を以て可被申妨儀ニてハ無之候。忠臣カ、御分別次第、重而可頼入事。（上杉年譜、南部本、中澤本、伊佐早本には「忠臣カ倭人」かとある）

一雜説第一、上洛延引故と御改、右如申定候事。

一第二、武具集候事、上方武士ハ、今燒之炭とり、ふえへ以下の人たらし道具、御所持候由、田舎武士ハ、鑓鐵炮弓箭之道具、支度申候。その國之風俗と思召、御不審有間敷候。たとへ、世上ニ無之支度申候而不似合道具用意申され候とも、不肖之分限、何不との事可有之候哉。天下ニ不似合御沙汰と令存候事。

一第三、道作り舟橋申付られ、往還之煩無之様ニ被仕ハ、國を被抱役ニて候条、如此候。於越州も船橋道作り候。然レハ、端々殘候て可有之候。淵底堀監物可存候。當國へ被居移刻、点を飽をも無之事、本國と云、久太郎ふみつふし候ニ、何之手間可入候哉。道作るまでニ行た、毛候。景勝領分ハ、越後ハ不及申、上野下野岩代相馬仙臺最上由利仙北ハ相塚、作道何も同前ニ候ニ、自餘之衆ハ何とも申され毛候ニ、堀監物計道作りニ罷候而、色々之儀申成候。弓箭をえらさる無分別者と可被思召候。景勝對天下逆心之企有之ハ、諸境目堀切、道を塞き、防戦之支度をこそ可被仕候へ、十方へ道を作付て逆心之旨、自然人數

を被向候ハ、一方之防さへ罷成間敷候、況や十方を防候事罷成ものにて候や、たとひ、他國ニ取出候とも、一方へこそ景勝相當之出勢罷成へく候、二口とも如何として罷成候、中々是非に不及うつけ者と存候、景勝領分道橋付候てい、江戸より切々御使者、白川口之躰可有御見分候、其外奥州へも御使者被下、所々堺目之休被爲見候而、御合点可參候事。

一 無御等閑とても、以來虚言ニ成やうの儀ハ、爲自他被仰間敷之由ニ候へ共、高麗降參不申候ハ、來々年ハ御人數遣被遊候者、誠可爲虚説歟、一笑。(上杉年譜には此項を缺く)

一 景勝、當年三月ハ、謙信追善ニ相當り候之條、左様之隙を被明、夏中ニハ上洛可仕内存故、人數武具以下、國之覺、仕置の爲ニ候條、在國中ニ急度相調候様こと、用意申處ニ、増右大刑少より使者被申越候分ハ、景勝逆心不隠仕候條、於無別心ニ者、上洛尤之由、内府様御内證之由、逆無御等閑候者、讒人之申成、有様ニ被仰聞、急度御糺明候てこそ、御懇切之印可爲處ニ、無意趣逆心と申觸し候條、無別心ハ上洛候へ杯と、乳呑子あいしらいニ候事、不及是非候、昨日迄企逆心候をも、其儀をつれ候へ、知ぬ顔にて上洛仕、或ハ縁者或ハ新知行を取、耻不足をもちへりみぬ人の交をなし候當世風、景勝身上ニ不相應ニ候心

中無別義候へとも、逆心天下ニ無隠候を、無左と上洛、累代律義之名、弓箭之覺を失候條、讒人被引合御糺明無之ハ、上洛罷成間敷候、右之趣、景勝理歟、非歟、不可過高慮候、就中、景勝家中藤田能登と申もの、去月半、當國を引きり、江戸へ罷越、夫より上洛仕由ニ候、萬事可知申候、景勝罷違候か、内府様御表裏歟、世上之御沙汰次第ニ候事。

一 千萬句も不入、景勝別心毛頭無之候、上洛之儀ハ、罷成様ニ御志さけ候條、不及是非候、此上も、内府様御分別次第、上洛可被申候、たとひ、此儘在國被申候とも、太閤様御置目相背、數通之起請文、反古ニなし、御幼少の秀頼様見放被申、内府様へ不首尾を被仕、此方より致手出候てハ、天下之主ニなられ候共、惡人之名不遁候條、末代之可爲耻辱候、此處無遠慮、何しに逆心可被仕候哉、可御心安候、但、讒人之申成實義と思召、不儀之於御扱ハ、不及是非誓紙も、堅約も、入間敷候事。

一 於其元景勝逆心と申成候とく、隣國會津働として、觸廻候、或ハ城へ人數を入、兵糧を支度し、或ハ堺目人質を取、所々口留を被仕、様々の雜説共ニ候へとも、無分別者之仕事ニ候條、聞も不入候事。

一 内々内府様へ、以使者成共可申宣候へ共、隣國より讒人打詰、種々申成、家中より藤田引

切候之条、逆心歴然に可被思召處御音信など、被申上候者、表裏もの第一と御沙汰可有之候条、右之条々御糺明中、被申上間敷由に候、全御疎意無之通折節の御取成、於我等も可畏入候事。

一、何事も乍遠國推量仕儀に候条、有様可被聞候、當世様之餘情りましき事候へハ、自然誠の事もうそのやうに罷成候、無申迄候へとも、被照御目といひ、天下黑白を御存知の儀に候条、書付進候、慮外不少候へ共、愚意を申宣、爲可得尊意、不顧其憚候由、侍者奏達、恐惶敬白

直江山城守

四月十四日

兼續

豊光寺

侍者御中

古今消息集

直江狀は、廣く流布されて居るものであるから、傳寫本が多い。古今消息通・上杉年譜・伊佐早謙著景勝卿記・井上準所藏文書・中澤勝廣所藏文書・南部晋所藏文書(南部家所藏文書は、青蓮寺院、長濱町、其他近江國諸町村關係文書で、領主としては、秀吉・家康・淺井長政・松永久秀等の狀、文學方面では深草元政・木下長嘯子・林羅山・小堀遠州等の文書であつて、青蓮院派に關係深き家柄のようである。直江狀の此中に存するのは、

は、文事に趣味ある爲め、當時人口に膾炙して居るので之を謄寫して所藏したものであるまいか) 等、何れも大同小異で、古今消息通が最も解し易い。

南部本は、寛永十七年二月廿七日書之とあつて、我等の得た最古寫本である。古今消息通及び伊佐早本は、殆んど之と同文とも稱すべきものであるが、南部本の他と異なる所は、「北國肥前殿之義、思召まゝに被仰付由、御威光不淺存候事」の項を欠くのみであるが、之は傳寫の際、漏れたものであらうか。又、古今消息通及び伊佐早本には、第二項中「就中當國ハ雪國ニ而、十月より二月迄ハ云々」とあつて、上杉年譜・南部本等には「十月より三月迄云々」とあるは、會津地方の實際よりして三月之方正しく、三を二と誤寫したものであらう。

鹿苑日録に、慶長五年三月廿九日「豊光和尚大坂より未無歸宅云々。」四月大戌朔日「予僕向予曰、豊光只今歸寺云々。」四月廿二日、「昨日豊光院内府出御云々、内府豊光へ御持參、白布五十端・金子三枚、(式部)榊原織部少輔持參、白楮五十束・白銀五枚持參、云々、予不知、故不放一語、遺憾」とあるから、承兌は、家康に召されて、三月下旬、兼續宛の書狀を認むる爲め大坂に行き、四月一日歸寺、四月廿二日に、家康は榊原康政を供して、豊光寺に親しく來謝したのである。

此の如く、兼續と承兌の書翰の往復は、其時日迄明確であるが、原書は傳はらないから、果して前記の全文の如きものであるかは不明である。

又、五月十一日の鹿苑日録には、「豊光寺同途にて、欲赴天王寺、自三左路五斷ほと行、此時、自豊光寺作内宗林兩人來て、自西丸召使有之と、云々、此故に忿々と歸去、云々、予歸豊光、申尾酉頭也、其時豊光亦歸駕、自直江來狀之返札調之、且くあつて予接書院、於南面舉蓋對酌則投宿」とあるから承兌は、兼續の返翰に對し、更に返札を認めたるものと解される。さうして、後に記する如く、五月七日、三奉行・三中老が連署して、家康に會津征伐一ヶ年延期を勸告した、後數日の五月十一日に、承兌が再び家康に召致せられ、歸寺後直ちに兼續より來狀の返札を調べたことより推測すれば、或は此時、家康は、更に日限を定めて、景勝の上洛を催促したる最後通牒の如き書狀を、調べしめたものではあるまい歟。

景勝が、安田能元以下五將に宛てた沙汰書中に、「剩、日限を以て催促、如此被押詰、上洛之儀者、如何としても不成候、云々」とあるが、夫れ等の書狀、或は使者等の事に關し、何等史料の傳はるものがない。或は此の十一日の書狀ではなかつた歟。是等の疑點を解決する鍵

ともなるべき承兌の日記「日用集」中、偶々慶長五年の此部分が、闕落してゐるのは、頗る遺憾の事である。(鹿苑日録中、予と稱するは相國寺住職なり)

五月三日、伊奈・河村の兩使が、會津より歸報家忠日記追加するや、家康は、上杉討伐の議を決したが、長束正家・増田長盛等は、之を諫止した。

- 一 逆も秀頼様御取立之儀に御座候間、上方に御座候而、天下靜謐に被仰付、遠國に出入候ハ、各被差遣、被仰付候やうに存候事。
- 一 各愚意之段、憚多候へとも、自然申事候刻ハ、如何やうにも罷出、可成程ハ肝煎申事候様こと、被仰出に付、如此候、今度直江所行不相届儀、御腹立御尤存候、乍去、總別今迄何之仕合も不仕、誠ニ田舎人にて御座候不調法故、如此に御座候、當年中被加御遠慮、其内不成就候ハ、到來春御出馬尤に奉存候事。
- 一 太閤様御不慮以後、如何程も下々出入御座候へとも、何れも以御分別被加御遠慮、目出度相濟申候處に、此度被成下向候へハ、縱令、早速被仰付候とも、日本に御疵付申やうに、下々可存事。

一第一、秀頼様御若輩ニ御座候然れども是ニ御座候てこそ諸人重々敷奉存候ニ唯今被成御下向候時ハ秀頼様を被成御見放候やうニ下々可存候是非當年之儀ハ被成御遠慮候やうニ達而申上度存候事。

一先々御兵糧山道ハ従前々至亥年不作仕殊更一兩年飢饉仕由ニ候野兵糧之事如何御座候はんや又雪前御働も詰り可申哉旁來春被成御出馬候やうニ奉存候事。

慶長五年五月七日

長東大藏大輔

増田右衛門尉

徳善院

中村式部大輔

生駒雅樂頭

堀尾帶刀

古今消息

けれども、景勝の拒絶は家康の豫期した事であつて、既に細川忠興に會津征伐の先鋒を内命し、忠興は四月廿五日、豊後の杵築に其趣を申送つて居る。細川家譜、松井家譜又、伏見城留守を島津義

弘に内命し、義弘は、四月廿七日、其の由を島津義久に送書して居た。興隆程であるから、家康は、此れ等の諫言には耳を傾けず、其の準備を開始したのである。勿論、家康は、前田利長を、謀叛風説を理由として、屈服せしめた如く、上杉氏をも、樽俎の間に、其の掌中に收めんと欲したのであらうが、景勝は、之を峻拒したので、事爰に至つては、最後手段の武力行使に及んだのである。

第二節 兼續と石田三成

一世の俊傑直江兼續と、絶代の奇才石田三成は、共に永祿三年に生れて同甲である、其の出身門地も亦共に低いが、一は上杉氏の柱石と唄はれ、一は豊臣氏の犠牲となつて、終生其の自家の爲に盡したのである。

兩者が始めて相識つたのは、天正十一年、上杉景勝と羽柴秀吉とが協和を締結した時であつて、爾來上杉氏と豊臣氏との交渉は、凡べて兼續三成の間に於て行はれた。さうして二者共謀して天下兩分を策し、遂に關ヶ原役を起すに至らしめたとは、今日何人も疑ふものなきに至つ

たが、この俗説に就いては、後に詳かにその真相を説明する。尙ほ兩人の私交に就ても、非常に親密であつた様に傳へられてゐるが、之に關する正確の史料は缺けてゐる。

兼續が、公事は勿論の事、私交上、或は當時の名僧・大儒、或は知名の文人・墨客との交遊、或は文籍出版等の關係に於て、京洛の間に残した足跡の正しい史料は、其の傳はるものが少くないのに拘らず、嘗て三成との私交に及ぼした文献を見ないのはどうした事であらうか。

景勝と秀吉の交渉關係の文書以外に、兼續と三成との往復文書として傳はるものは、慶長五年四月、景勝が徳川家康の上洛強要を拒絶して、一戦を決意した以後の、六月廿日と、七月十日の二通に過ぎない。

先日者預御細書則及返報候、内府方一昨十八日伏見出馬候、兼々之調略任存分、天之與令祝著候、我等も無油斷致仕度候間、來月初佐和山罷立、大坂江可令越境候、輝元秀家其外無二之味方に候、彌可安御心候、其表之手段承度候、中納言殿江、茂別書申進候、可然御心得憑存候、恐惶謹言。

六月廿日

石田三成判

直江山城守殿

御宿所

續武者
物語

六月廿九日御狀到來、其表諸口丈夫被仰付旨、大慶不可過之候、先書に茂申入候通、越後之儀者、上杉本領に候へハ、中納言殿江被下置候旨、秀頼公御、内意彼國成次第、手段御油斷不可在候、中納言殿勘當候而越後ミ被殘置候、牢人、歴々在之由、柿崎三河守、丸田左京、宇佐美民部方貫寺、加地等御引付、御尤に候、此度之事ニ候間、聊不可有油斷候、堀久太茂、大方大坂御報公之志に候、能登江者、上條民部可指遣存候、猶、追て可申入候、恐惶謹言。

七月十四日

石田三成判

直江山城守殿

貴報

續武者
物語

此の二通の文書は、兼續と三成が共謀して、會津征伐及び關ヶ原役を起さしめたといふ論據の、唯一の文献とされて居るもので、先づ寛永元年水原親憲の一族と稱する元上杉氏の臣にて

後、酒井忠勝に仕へた、杉原彦左衛門親清の見聞覺書東國太平記に記載せられ、次で、延寶八年、景勝の臣松本奎之助の後と稱する、江州志賀山人國枝藤兵衛清軒の聞書續武者物語に登載せられ、享保年間、宮川尙古著關ヶ原軍記大成、其他諸書に轉載せられたものであるが、其原書は未だ見出されない。

第一の文書に就ては、上杉家の史官伊佐早謙に依つて編纂せられた、從三位權中納言上杉景勝卿記中に、後人の僞作なりと斷じ、「景勝は、移封後日淺く、將士未だ安堵せず、人民未だ親附せざるの際に於て、決して此の如き無謀の舉を敢へてせるものにあらず、所謂、會津謀叛の説、堀秀治の讒口に出で、遂に家康の爲に戦端を挑撥せられ、應戦を敢へてするに至つたものである、實は、將來豊臣秀頼の爲に一長城たるべき最強上杉氏を、此の機會に乗じ倒さんとして、謀叛の流言に藉りて景勝を激怒せしめ、攻戰策を速成せる、家康一流の苦肉策である。世の當日の事を論じて、兼續三成の密謀に出づとなすものは、未だ事情を悉さざるものなり」と結論して居る。

或る史家は、六月廿日、七月十四日の書狀は何れも僞作なりと斷じ、其理由として、六月廿

日の文中、兼々之調略任存分天之與令祝着候と云ふ文句及び輝元・秀家などと名を呼ぶ點などは、明に僞作であることを示して居る。又其文に據ると、當時輝元が三成に味方してゐる様であるが、輝元の三成の行動に賛したのは、この後の事で、輝元は當時安藝に居たのである。これ等も怪しむべき點であると説明し、次に七月十四日の書狀は、其文中、秀頼公御内意候など云ふ點は全く當時の詞とは信せられぬのである。文句の上から云へば既に時代の風を帯びて居らぬのであるから、江戸時代の初期を去ること遠からぬ時に僞作されたものであるとなし、又兼續と景勝との間柄及び兼續の人格から觀て、三成と共謀して上杉氏の家運を危くするが如き企をなすべき筈なき事、慶長四年歸領後の景勝の行動は凡べて秀吉在世中に許可を得たるものなる事、家康が景勝謀叛の流言に藉りて景勝を激怒せしめて戦端を挑撥せるものなる事を説明し、更に景勝は家康に賣られた喧嘩を買つたまでのものである事、及び景勝が六月十日安田上總介外四將に宛てた沙汰書を見れば、景勝の心事も好く知ることが出來ると共に、其態度をも十分に明になし得ることを説き、會津征伐は家康が上方を去り三成等に事を起さしむる機會を作らしめんとした豫定の計畫であつて、景勝は全く之に利用せられたに過ぎぬのである、而し

て家康が會津征伐を決定した以後は、上杉氏と三成とは互に氣脈を通じて共同の敵に當ると云ふことは勿論あり得べきことであると結論して居る。中央史壇 第二卷

兼續三成共謀否定説には、我等も賛意を表するものであるが、其の觀點は自ら異なる所があるから、先づ共謀肯定説の據つて來る所を検討し、次に、共謀を否定すべき論據を述べて見よう。

從來世に傳はる所では、兼續は三成と結託して、豊臣家復興に名を藉り、或は甚しきは、秀吉在世中、已に其の百年の後を待ち、家康を倒して天下を兩分するの異圖を企てたので、景勝の如きは一の傀儡に過ぎない。即ち、彼の野望が達せられる迄の看板として使用せられたものと信せられて居るが、是れ等は徳川方の策士に依つて構成せられた架空の臆説で、當時家康の上杉征伐を正當化する爲めの宣傳であつたが、後には徳川氏に阿附する史家によつて、附會又は改竄潤飾せられて、遂に動かし難き史實の如く思はれるに至つたものである。

會津四家合考、會津舊事雜考、蒲生盛滅記以下の諸書に據れば、秀吉氏郷の偉才を忌み之を毒殺したと云ひ、藩翰譜また此説を踏襲したので、毒殺説は普く世間に流布せられた。それに

據れば、天正十九年奥羽征討に際して、氏郷が羽柴秀次の先鋒として九戸政實を征討した時、石田三成が彼の軍法軍略の畏るべきものあるを目撃し、歸京後密かに秀吉に、氏郷若し二心を懐かば天下の大患たらんと告げたので、秀吉乃ち之を毒殺せしめたと云ひ、氏郷又其の情を知り、例の辭世の歌と稱せらるゝ、「かきりあれハ吹かねと花は散るものを心みしかき春の山風」の一首に、感懷を洩らしたといふのである。又東國太平記・續武者物語等には、秀吉の在世中より三成天下に望を掛け、その薨後先づ家康を除かんが爲の協力者として上杉氏を囑目し、兼續に説いてその援助を求めたところが、兼續も亦主家を滅して關東の管領たらんとする野心があつたので、逆に三成に説き、假令景勝を仆して家康を討たんとしても、越後は二百餘年來の領國にて、皆上杉家譜代恩顧の士のみであるから、直ちに復讐の刃に倒れるの外なかるべく、されば先づ景勝に國替させるを便とすべし、氏郷は大剛の士にて家康の縁者なれば、彼を倒して、その後へ上杉を移封せしむるを、一舉兩得の計と決し、三成は瀬多掃部頭正忠をして、氏郷を茶會に招待し、毒を進めたといふのであるが、之れ兼續三成共謀して天下を奪はんとしたといふ、假定を本として附會したもので、何等の根據なきは勿論である。當時の名醫曲直瀬道

三玄朔自著の醫學天正記に依れば、文祿二年、氏郷は名護屋にて下血を病み、諸醫は皆不治を宣したが、堺の宗叔が之を診療して癒え、翌年の秋、道三が氏郷を診察した時は、血色調はず黄鰐にして疲瘦して居たので、若し腫脹生せば一大事に至るべしと云つたところ、果たして其言の如くであつて、十一月、秀吉は諸名醫をして氏郷を診察せしめたが、皆治癒の見込なしと云つた中に、獨り宗叔は十に一つの望ありとて治療を續けて居たが、遂に文祿四年三月七日、卒去したものであつて、毒害などは全く虚説である、即ち文祿二年に胃或は腸の潰瘍を病んで平癒し、翌年再發した際は、非常に高度の貧血と同時に黄疽を發生し、頗る險惡の症狀を呈したのである。恐らくは胃か腸の潰瘍より癌腫を發生し、之が轉移して肝臓癌を併發して居つたかも知れない。秀吉は大いに之を憂慮し、家康・利家に命じて諸醫に診察せしめてゐる。診察したものは、道三・宗叔の外、上池院池田駒庵以下十餘人、何れも當時の名醫であつて、療養の手を盡したが、不幸にして回生の効を見なかつたのである。氏郷卒後は、奥羽の守護と、家康に對する壓力とを兼ねて、強力なる大藩を必要としたが爲め、幼少の秀行を宇都宮に移し、上杉氏の轉封となつたのである。

上杉年譜、上杉文書、東國太平記、會津四家合考、衛生盛誠記、會津舊事雜考、續武者物語、藩論譜、利家夜話、醫學天正記、而して秀吉

が豫ねてより景勝を會津に増封する意思のあつた事は、既に記載した如く、天正十七年十一月十一日、天徳寺實術が木戸元齋に送つた書狀の中に、「八州御靜謐之上、(小田原)彼表(會津)之者共、景勝へ過半可被付之由、是も被對愚被仰出候、富佐(富田左近)・津準(津田準人)・藥院(藥院)何れも被承候、云々」とある文書に依つて明かであるが、當時の事情で、氏郷を封じたのであるから、氏郷の卒後に景勝を移したといふに過ぎないのである。(高橋)即ち、卒後の思付きではないのである。(九六頁)

景勝又は兼續と、三成の共謀の機會があつたとすれば、先づ慶長四年二三月頃を考ふべきである。當時景勝は、五大老の一人として兼續を従へて伏見に滯留中であつたが、家康の眼中、大老も奉行もなく、豊臣氏の法度置目違反、及び誓約蹂躪等の爲め、物情騒然、遂に三中老の居中調停に依り、二月五日、四大老・五奉行と家康との誓書交換に依つて、一段落を告げたのであるが、閏三月三日、利家の薨去となり、其の夜、三成は加藤清正・福島正則等七將に追跡せられ、漸く佐竹義宣に保護せられて伏見に逃れ、宇喜多秀家の邸に入つたが、遂には家康の和解忠告に聽従して、佐和山に隱退するの止むなきに至つた。さうして、此の後の家康の横暴

は益々甚しくなつた。此の際、名門の矜持を有する剛直の景勝としては、頗る不満であつたことは想像するに難くない。併し當時三成を上杉氏が庇護したとか、三成が上杉氏と談合したとか云ふ様な史料は、一も傳つて居らない。従つて、當時景勝又は兼續が、三成より陰謀の相談を受けたとしても、家康に格別に深き舊怨があるわけでもなく、豊臣氏に對して、上杉の家運を賭しても、酬いる程の恩顧を受けてゐない景勝が、之に賛同する等は想像に難く、況や明敏な兼續が其傍に在るに於てをやである。

事態の經過は、家康の侍醫板坂卜齋の當時の覺書に、「去冬より北國陣と、下々雜說申候、あひては越中の中納言殿ふり、(慶長五年)二月の時分より北國陣の沙汰やみ、(前田利長)奥州陣ともつはら沙汰申候」とある如く、去冬、家康は、前田利長に謀叛の企ありとて、北國征伐をなさんとした時、利長は怒つて應戰の覺悟をしたが、妹婿の父細川忠興、及び老臣横山長門等の斡旋奔走にて、利長の母即ち故利家夫人芳春院を、江戸に質とする條件を以て、漸く無事解決し、轉じて早くも二月頃より、上杉征伐の噂が専らであつたのである。恰も此頃、家康は、越後の堀秀治より景勝謀叛の疑ありとの告訴を受け、又、舊冬は、上杉氏の隣境戸澤政盛より景勝の行動不審の

報告があつて、會津征伐の口實も備はつたので、上杉討伐の腹案を練り始め、それこれト齋の記した如く、随分世上の風説は喧しかつたものと見えるから、或は此頃三成は、上杉氏の意向を搜らんが爲に、使者及び書狀位は送つた事も、想像し得るが、四月朔日の承発の書狀に對する兼續の返翰、及び伊奈・河村兩使の申報を得たる五月三日、家康が、上杉討伐の口實十分なりとして、愈々出兵を發表した頃は、三成の見逃すべからざる機會であつた。

三成は、隱退以前より既に豊臣氏の爲に家康を除かんと企圖し、居城佐和山に在つては、朝夕此の念願に腐心しつゝあつたので、好機逸すべからずとなし、家康出動せば其虛に乗じて上國に舉兵し、東西夾撃を上杉氏に申入れた事は、容易に想像し得る所であり、又上杉氏としても、既に家康に對し、應戰の決意をなした以上は、此申入れは大いに歓迎した事であらう。

此の如くにして、上杉氏と三成との聯合が成立したとすれば、六月廿日、七月十四日、兼續宛三成の二通の書狀の眞偽は、強ひて穿鑿する必要もないが、此の二通を更に検討して見よう。

六月廿日の書狀中の、「兼々の調略任存分天與令祝着候」を、三成と兼續と共に長年月の調略

と解する時は、此文書は全く偽作と見るべきものとなり、三成一人の調略、又は兼續と共に數ヶ月前よりの調略と解すれば、別に差支へはない。又、此文書中に、輝元・秀家云々と名を呼ぶことは、他にも其例がある。七月廿九日、真田昌幸宛正家・長盛・玄以の書狀中にも、「西の丸へ輝元被移云々」とあつて、異とすべきでない。又、六月廿日には、輝元は未だ全然三成より交渉を受け居らざる筈なるに、「輝元・秀家其外無二之味方に候云々」とあるは、兼續を安心せしめん爲の欺瞞宣傳文句と見られぬこともない。

然らば、「兼々之調略云々」の、兼々と云ふ文句の解釋次第で、此文書は必ずしも偽作とするにも及ばないが、從來世間一般には兼續三成長々の調略と解して居る。次に、七月十四日の書狀中、「秀頼公御内意候」など云ふ文句は、既に時代の風を帯びて居らぬと難する人もあるが、天正十一年二月六日、増田長盛が直江與六(兼續)に宛てた須田文書(第一章天正十一年の所に記載)中にも、「舊冬以來景勝様御内意、從須田相模守殿被越候趣、云々」とある。又、秀頼公云々の「公」と云ふ敬稱も、已に當時使用せられて居る、即ち、慶長五年十月三日、點了齋宛政宗の書狀にも、「大坂へ内府公御入城云々」とあるから、此等の理由で、此文書を偽作と斷定する事は、必ずしも賛成し難

いが、我等は寧ろ、「越後の儀は上杉本領に候得者、中納言殿に被下置旨、云々」の文句は、兼續と三成が十分申合せの上ならば、今更此くの如き他人行儀の文句を使用した事と、越後に殘留の牢人の姓名を列舉した事等を奇異に感ずるものである。何れにしても、此二通の文書は疑はしきものである。

以上記述せる如く、景勝又は兼續と三成との共謀を肯定すべき確實の史料は一もなく、又上杉氏としては、當時絶對に戦争を忌避すべき状態であつたことを、左に列舉して見よう。

慶長三年正月、轉封の命を受け、三月下旬、漸く移封した上杉氏は、先づ城邑を將士に願ち、其年の雜課免除を發令して、民心の安定に力めたが、秀吉薨去の爲め、在邑僅かに半歳に充たないで、九月十七日、若松を發し、十月二日、伏見に着し、翌四年八月廿二日、漸く歸國し、領内の仕置を施行する暇も少なく、冬期となり、積雪期に入つた程で、景勝兼續共不在であつた領内の仕置等は、全然無しと云うても差支ない有様であつた。

景勝は、慶長四年八月廿二日、歸城したが、兼續は、消化器病の爲に白川に滯留、同月廿八九日頃歸邑し、九月廿三日、漸く昨慶長三年移封の際、越後より携帯した公金を調査し、其の

明細録を作製して、池浦庄左衛門・山田喜右衛門に附與した事實は、實に國政に關して、萬事手廻り兼ねた證據である。此の金額目録は、千參百七拾六枚、五兩にて五包、即ち六千八百八拾兩とあつて、何程の金額でもなかつたのである。(第四章第(二)節參照)

又、東山道は數年來不作で、殊更一兩年飢饉があつて、慶長五年五月七日、奉行の長東・増田・德善院及び中村・生駒・堀尾の三中老が、家康の會津發向を諫めた文書此文書既載の一項にも、「先々御兵糧、山道は従前々至亥年不作仕、殊更一兩年飢饉仕由に候、野兵糧之事如何御座候はんや、又雪前働も詰り可申哉、旁、來春被成御出馬候やうに奉存候事」とある如く、東山道諸國の糧食は、非常に不足を告げて居つたのである。

前述の如く、財政不如意、封内仕置皆無、新附の民、其土に安んせざる將卒、と云ふ不利の條件で、強敵家康に戦を挑むが如き無謀を、景勝兼續の敢へてすべき筈無く、全く家康に賣られた喧嘩を上杉氏の面目にかけて買つた迄のことで、景勝は何處までも戦争を避けたことは、慶長五年六月十日、彼が安田上總介外四將連名宛の直書に依つて明瞭である。

今度上洛不成様子、第一家中無力、第二分領仕置のため、秋中迄延引之趣奉行衆へ令返

答候處、重而逆心之讒言を以、是非上洛無之者、向當郡可被及行之旨候、就之存分雖有之元來無逆心筋目候條、抛万事可令上雜覺悟落着候、併讒人糺明之一ヶ條申入候處、無是非只不相替上洛身計有之而、剩、日限を以催促、如此被押詰、上洛之儀、如何としても不成候、數通之起請文反古ニかり、堅約も好も不入、讒人之糺明も無之、時刻到來、無二思詰候條、譜代、舊功、宰人不依上下、右之趣無據分別仕候者ハ、供之用意可申付候、自然無分別を以、理不盡之滅亡身述懐を存候者ハ、何者成共無相違可出暇候、然て、上方勢下候日限、聞届次第半途へ可打出候、諸口之儀ニ候條、領分端々被押破、地下人等心替可仕儀必然候、其時節、或在所無心元存知、或妻子難捨心中候て、當座之不覺末代之名をくさすべく候之條、兼日肉を切而可存定候、内々無疑心仕置、無二奉公存詰者之糺明、直々申出候て人ニより遠慮可有之候條、各以分別、急度可被相極者也、仍如件。

六月十日 景勝(花押)

安田上總介とのへ

甘粕備後守とのへ

岩井備中守とのへ

大石播磨守とのへ

本庄越前守とのへ

伊佐早謙所藏文書
山形縣史第一卷

此くの如く、上杉氏は頗る不利の條件にも拘らず、止むを得ず徳川氏の挑戦に應じたのである。

次に兼續と三成との共謀説を否定すべき史料を擧げて見よう。

抑々兼續の父樋口兼豊は、景勝の父、越後魚沼郡上田庄坂戸城主長尾景景の臣で、景勝と兼續とは共に同城下に生れ、生れながらの主従であるのみならず、景勝の母で謙信の姉仙桃院は、兼續の英才を見込んで景勝の近習としたと云はれ、幼時より朝夕景勝の傍に侍し、謙信の卒後は景勝を輔佐して其信任厚く、猷替する所頗る多く、廿二歳の時景勝の命によつて名家直江家を相續し、天正十年十二月晦日、二十三歳で、拔擢せられて山城守を允され、執政の班に列した。景勝は兼續に萬腔の信賴を寄せ、兼續も亦身命を賭して景勝の爲めに盡し、實に景勝の居る所、兼續の伴はざるなく、形影相從ふとか、君臣水魚とか云ふことは、此二人の間を表現

兼續は景勝の爲めに身を賭して盡し、實に景勝の居る所、兼續の伴はざるなく、形影相從ふとか、君臣水魚とか云ふことは、此二人の間を表現

上杉景勝書状
六月十日
兼續

(藏書氏謙早佐伊) 狀書勝景杉上

今度上洛不成様子、第一家中無力、第二分領仕置のため、秋中迄延引之趣、奉行衆へ令返答之處、重而逆心之謙言を以、是非上洛無之者、向當郡可被及行之旨候、就之存分雖有之、元來無逆心筋日候衆、抛萬事可令上推覺悟落着、併誰人糺明之一ヶ條申入候處、無是非只不相替上洛計有之而、剩、日限を以催促如此被押詰、上洛之儀者如何としても不成候、敷通之起請文反古ニなり、堅約も好も不入、誰人之糺明も無之、其時刻到來無二思詰候之衆、謂代舊功半人不依上下、右之趣無據分別仕候者、供之用意可申付候、自然無分別を以理不盡之沙亡と述懐を存候者、何者成共無相違可出候、然者上方勢下候日限開次第、半途ニ可打出候、諸口之儀ニ候衆、領分端々被押破、地下等心替可仕難必然候、其時節、或在所を無心元存知、或妻子ヲ雖捨心中候者、當座之不覺末代之名をくさすべく候之衆、兼日肉を切而可存定候、内々無疑心仕置、無二奉公存詰者之糺明直ニ申出候者、人ニより遠慮可有之候衆、各以分別急度可被相究者也、

(慶長五年)

六月十日

長勝(花押)

安田上總介殿
甘糟備後守殿
岩井備中守殿
大石橋磨守殿
本庄越前守殿

したものと如くである。

其一二の例を挙げれば、天正十年は上杉氏の大受難期であつて、國內に在つては、下郡に新發田重家の叛亂があり、外部にあつては、織田信長の越中・信濃・上野三方面よりの來攻があり、又、景勝夫人の兄武田勝頼は天目山に亡び、上杉氏は將さに累卵の危きに瀕した。此の如き情勢の間にあつて、常に景勝の左右に居つて、敵國の動靜を悉知してゐた兼續が、岩井信能に宛てた血判の起請文は、純忠の彼が、如何に主家の興廢に焦慮せるかを物語るものがある。

敬白天罰起請文

一今度甲信無正體罷成、既に當國御難儀相植付而、貴所御事無二無三可有御奉公身之御心中、誠に御頼母救共難哉筆頭候、若御世上被任御素懐候者、隨分可及御取成事。
一如斯以誓詞申合候上者、浮沈共可爲一趣事。
一貴所某間之以佞說如何様に申妨候共、全不可有信用候事。

以上(神文)仍起請文如件。

直江與六

天正十年三月十三日

兼續(花押)
血判あり

岩井民部少輔殿

上杉家記所
收岩井文書

景勝が一大決心をなし、五月朔日、佐竹義重に書を遣つて近況及び諸方面の配備堅固を報じ、
「就中、景勝好時代出生、携弓箭、六十餘州以越後一國相支、甚不相應候歟、若又、出萬死於
令一生者、日域無双之可爲英雄歟、死生之面目歡悅、天下之譽、人々其美可爲巨多歟、云々」
と豪語したのは、實に此の際であつた。

又、其の文意よりして、天正十二年頃のものかと思はれる上條宜順宛の景勝の書狀に依り、
如何に景勝が兼續を手離す事を嫌つたかを知ることが出来る。

返々貴所御存知之外に、山城守事種々用所さいけん無之候間奉行いろいろ申候事、さう

く成間敷候御分別候而御納得尤候、千坂須田事は貴所次第にて候、以上。

一筆啓之候、仍而以前申届奉行之儀、直江差添不申候てかつとく有之間敷由候、幾度如

中山城守事は如御存知萬(隙無)すきふ用所申付之間公事沙汰に、奉行同前にとんちやく

申候て、身之用所等必(マ)り可申候、殊に若輩與言、其身もまんしやく申、尤身之

事中々成候間敷由存置候、以後之義いろいろ候へ、御無用之候、左様之候ハ、黒金上

野守差添可申候間、其分ニ被成之尤候以上。

上條殿

兼續(景勝)
實城

上杉
文書

其の外、戰陣に在つても、平時に於ても、常に兼續を随伴したのは、既に記述した數々の史
實に徴して明かな所である。此の如き關係の兼續が、上杉氏の存亡を賭する計畫に、不用意に
參加するとは、到底考へられぬことである。

兼續が三成と共謀したとすれば、兼續は上杉氏に對しては獅子身中の蟲と云ふべきである。
従つて慶長五年冬期、上杉家の處分問題が論議せられた頃には、藩中將士の間に、兼續に對し
て怨罵の聲があるべき筈であるが、十月廿六日、安田上總介能元が甘粕景繼に宛てた書狀中
に、「前略毛利殿やうやう二郡佗言之申候、此体にては(死)したるかましにて候、たとへ御滅亡候
共御名不朽様仕度候、定而可爲御同意候」と、半ば絶望的昂奮の際にも、「御息御出候は、且那
(兼)一段懇切候、細々御見舞可然由被仰越尤候」と、兼續に對して不信任の意は聊かもないの
みならず、且那は以前より兼續に對する藩中の敬稱なりとは云ひ、城州とか、城州殿と云はず

して、旦那と稱する所に、敬昵と信賴が表はれて居る。若し兼續に責ありとせば、三十萬石に減封後は、兼續は景勝の絶對の信用を保持し得る筈なく、又、上杉氏譜代の百騎組、即ち馬廻組と稱する將士を始めとし、侍組・五十騎組、其他の將士が、兼續を其儘宥過すべき筈もなく、兼續としても、然るべく自決すべきであるのに、史實に徴するに、景勝及び將士の兼續に對する信用に何等の變化も見られない。加之、減封後、兼續は家康腹心の老臣本多正信の二男左兵衛政重を其養子となして、正信父子、及び土井利勝に結托し、力めて幕府に奉承して、上杉氏の爲に計る事多く、又、上杉封内の民政・水利・開墾・殖産興業、其他百般の施設に、其の天才的靈腕を發揮して、上杉氏に貢獻した偉大なる功績は、一藩の彼に對する尊敬と信任を益々大ならしめたのである。

尙ほ、兼續の越後時代の知行所は、越後山東郡(今の三嶋郡)與板であるから、直江家直屬の家臣百餘人の將士は、兼續在世中は、自分衆と呼び、兼續歿後は、寛永十一年二月、與板組(寛永十一年二月廿五日、自分衆と號すと國事略乘に記す)と稱して其の勢力を維持し、百騎組・五十騎組・與板組を、上杉家の三手と稱して、後々廢藩に至るまで、連続したものである。是等も亦兼續の勢力信用が、其の生

前の方に留らなかつた事を知るに足るものである。

徳川氏との和議が成立して、慶長六年七月廿四日、景勝入洛の際、之に扈從した時の兼續の堂々たる態度が、當時の耳目を驚かしたことは、薩藩舊記後編の記事に依つて推察することが出来る(第五章第十節参照)。次いで、八月十七日、減封の沙汰を受け、在邑諸將へ各々三分の一に減祿の沙汰、新封土へ移轉の命令、其他、公私百事蠲集の中に在つて、十月には、悠々聯句會を催したることなどは、彼の心中一點の疚しき所なき、綽々餘裕ある態度とも見るべきであらう。

漢和聯句

落葉雨天下

兼續

ゆうへ乃空に月そさえ行

(中條) 城州公
三盛 略傳

又、米澤へ歸國後、幾程もなくして、同十二月十五日、其邸に於て、和漢聯句會を開き、景勝も之に臨み、主従和樂して、三十萬石に減封された年末とは思はれず、兼續に對する景勝の信賴は益々加はつて居る。

夢想

堂乃をみより世よそ出ける 景勝
年を経てなをえの松そさるふかや 景勝
吟春臘底梅 兼續

城州公
略傳

翌慶長七年四月廿七日、米澤郊外三里の龜岡文珠堂に於て、僧泰安、及び安田能元・岩井信能等藩將士二十餘人と漢和百韻の雅會を開いて和樂した。これまた、如何に閩藩一致して、戦後の復興に努力したかを物語る史料ともなるであらう。

慶長六年八月十七日、上杉氏は三十萬石に減封せられて、米澤・伊達・信夫へ移封の處分を受けたが、所謂張本人と稱せられる兼續は何の咎もなかつた。是れ兼續を處分する時は、他の三成に與した諸侯の家老連が、騒動を起す恐れがあるといふことで、之を不問に附したるものであるとの説玉滴もあるが、さうではあるまい。家康には、兼續を罰すべき正當の理由がなかつた爲であらう。

「雪夜圍爐」と題する兼續の作詩に就て、兼續と關ヶ原關係との説明を試みた人々もある。

此詩の短冊は、兼續の自筆であつて、伊佐早謙寄贈、米澤林泉寺寶物掛軸となつて居て、左の如きものである。

雪夜圍爐情更長吟遊相會古今忘。

江南良策無求處柴火煙中煨芋香。

此の短冊は、何分長年月を経たこととして、墨色も褪せ、汚染もある爲め、承句の忘を忌と讀みて解釋する人もあるが、七陽の韻を押ししたもの故、忘であることは疑ふ餘地なく、赤外線寫真で見ても、忘の草字であることは明瞭である。又、轉句中の良策を良棗と讀んで「江南の良き棗の求むる所なく、關ヶ原の戦は思はしくなかつたが、そんなことはどうでもよい。自分は今懶瓚和尚と同じく芋を煨いてゐるのだ云々」と解釋して、懶瓚和尚が、晚秋芋を焼きつゝ昂然として王使を卻けた故事を引例して居るが、關ヶ原役後、本多正信及び土井利勝と結んで、専ら幕府に奉承して居つた兼續が、徳川氏の忌諱に觸れる様な不謹慎の作詩を公けにすべき筈なく、此の詩の轉句は、全く宋史にある所の、太祖と其忠良の宰相趙普との、雪夜の問答を引用したものに相違ない。宋太祖が、一夕大いに雪降るの時、突然趙普の門を敲いた。趙普は惶

恐之を迎拜し、炭を熾し、肉を焼き、趙の妻は酒を行め、主従相議した時に、趙普は太祖の太原攻略案に賛同せずして、先づ江南を伐つべしと決した故事があるが、兼續は景勝を以て太祖に比し、自分は趙普を以て任じて居つたのであらう。即ち雪夜爐を圍んで吟遊相會すれば、情は更に深く、古今も忘るゝ程の興趣が涌くものである、雪夜で思出したが、宋太祖の趙普の門を叩いたのは、恰もこんな夜であつたらうと一轉し、柴火煙中煨芋香と結んで、雪國の眞の情緒を詠じたものである。此の詩に依つても、兼續が景勝の忠良の宰相であつたことが推察せられよう。

以上記述した所によつて、兼續三成の共謀に非ざることを推定し得るであらう。

第三節 家康の東下及び上杉氏に對する作戰

慶長五年五月三日、家康は景勝の上洛拒絶の報に接するや、豫期したこととして、即日會津討伐の議を決し、其の用意を進めた。

今度會津表之儀注進候、其口堅可被相守候、追付令出馬可討果候、恐々謹言

(慶長五年) 五月三日

御諱御判

伊王野下總守殿

古文書集、伊王野氏所藏

次いで六月二日、在邑諸將に令して、出兵準備を命じた。

急度申越候、仍七月下旬奥州表出陣事候條、無油斷用意專一候、日限事、自京都可被仰出候間、重て可申遣候也。

(慶長五年) 六月二日

(家康) 御黒印

(本多康重) 本多彦二郎とのへ

譜錄 餘録

六日、諸將の部署を定めた。

白川口 徳川家康

徳川秀忠

關西諸將之に屬す。

仙道口 佐竹義宣

信夫口 伊達政宗

米澤口 最上義光

第五章 徳川家康の會津征伐

仙北諸將之に屬す。

津川口 前田利長

堀 秀治

堀直政・同直寄村上義明・溝口秀勝等之に屬す。

十四日、溝口秀勝に令して、佐渡及び庄内への出兵を禁じ、此の日、又、會津接壤の諸將に命じ、速に歸邑して命を待たしめたので、十六日、義宣・政宗・義光等は、伏見を發して歸封の途に就いた。同じく十六日、家康は、奉行前田玄以・長東正家・増田長盛を、秀頼の附き添ひとして残し置き、麾下佐野綱正をして、兵五百餘を以て西城の留守とし、自ら大坂を發し、同日薄暮、伏見城に入り、十七日、鳥居元忠等を伏見城の留守とし、十八日、伏見を發して、七月二日、江戸城に入った。

家康の江戸に達するや、七日、諸客將の已に來つて、此に在るものを、二之丸に饗し、會津攻撃の期を定めて、本月廿一日と爲し、軍令を發し、又陸奥出羽進軍の方略を定めた。

一南部秋田横手六郡戸澤本堂最上口可仕之事

一赤津仁賀保ハ庄内之可爲押事

一北國之人數米澤表江打出會津江打入ニ及てハ山形出羽守者可爲先手事

一南部秋田仙北衆者米澤之可爲押事

一扶持方之兵糧壹万石も、入次第山形出羽守自借り候て、於米澤扶持方可出之者也

(慶長五年)
七月七日

中川市右衛門

津金修理亮

後寬古
文書

此に於いて、家康諸軍を部署し、秀忠を全軍の司令と爲し、結城秀康・松平忠吉・蒲生秀行・榊原康政・本多忠勝・石川康長・皆川廣照・眞田信幸・成田氏範・松平忠政等を之に屬し、兵數三萬七千五百餘人である。後軍は家康親しく之を率ひ、三萬千八百餘人であつた。江戸城の留守としては、

本丸 松平康元(家康の異父弟) 青山忠成

西丸 内藤信成 石川家成

町奉行 板倉勝重

物頭 加藤左衛門

代官 伊奈忠次

を命じた。

十三日、先隊先づ發し、十九日、前軍江戸を發し、宇都宮に至て駐軍し、(山内一豐・金森可重・長岡忠興等は、皆秀忠に先んじて宇都宮に到り、其の先隊は、進んで其東北、^(作山)佐久山、太田原に合營した。

廿一日、家康は江戸城を發し、鳩谷、岩槻、古河に宿し、廿四日、小山に到つた。

信夫口の伊達政宗は、既に七月十二日、名取郡北目城に入り、家康の命を待たずして、廿五日、白石城を攻めて之を降した。

米澤口の主將最上義光は、家康の命を守り、未だ兵を動かさないうで、上杉氏の行動を注視して居つた。

恰も廿四日の夜、伏見の鳥居元忠より三成舉兵の報至るや、直ちに秀忠及び諸客將を召集し、廿五日、老臣會議、次で、客將會議を開き、西征を先とし、會津討伐を後とするに決した。勿論家康は、彼が東下中の言動に徴しても、また増田長盛其他より多くの情報に依つて

も、上國の情況を悉知してゐたことは明かであつて、其の胸中對策既に成り、西征を先にすべき事を決して居つたのである。

斯くて、一軍は東海道より、廿六日以後續々諸客將を先發せしめ、其の報告を待つて家康親ら進軍すべく、一軍は中山道より、宇都宮城の整備を終つて、秀忠之を率ゐる事とした。

家康は、小山に在つて、諸方に使を馳せ、書を遣はして、勢力の増強を計り、又、沿道諸城主の懐柔、及び攻伐を命じた。而して、三奉行の三成と共謀するを知るや、廿九日、奥平貞治を使者とし、之を先發諸將に告げしめ、更に對策を練つたのであつた。

會津對策としては、六月六日決定した信夫口の伊達政宗、米澤口の最上義光に、屢々使書を遣はし、又、小山を去るに臨み、八月二日更に使を遣はして政宗に上國の警を報じ、景勝牽制を命じた。同日、義光に上杉氏の行動を注意し、時宜に依り進退し、會津の事は凡べて秀忠と協議すべきを命じた。又、越後の堀秀治の近況報告に答謝し、併せて、三成・吉繼舉兵の爲め、先に客將を西上せしめ、己も、會津守備を定めて不日西上すべく、前田利長兄弟の勵精を告げ、越後の守備を誡めた。家康は、又、榊原康政をして秋田實季に答へしめ、三成等の舉兵

の爲めに、西征することを告げ、且つ、自重を命じたのである。

かくて津川口に向ふべき前田利長・利政には津川口への發向を中止して西征に轉じ、濃尾に於て、東軍に會すべきことを諭示した。これ丹羽長重が西軍に黨したことを知つた爲である。

(徳川方を東軍とし、大坂方を西軍とす。)

白河口の守備は、結城三河守秀康に命じた。初め秀康は、西上して從軍することを熱望したが、家康は、之を諭すに、質を江戸に致して西上した諸客將の心を安んせしむるの重責と、勳敵景勝に當るべき重任を以てし、宇都宮城に據つて、白河口に備へしめた。且つ、景勝が兵を進めても、決して城を出でず、彼が利根川を越えるのを待つて、其後を遮斷し、其の返戦するを伐たば、必ず勝利を得べしとの方略を授け、之に配屬するに蒲生秀行・小笠原秀政・里見義康を以てし、兵數凡そ二萬人と稱した。其他、松平五郎左衛門・同又八郎・同伊豆守信一・鳥居左京亮・内藤左馬助政長・皆川山城守廣照・佐野修理大夫政綱・林伊賀守及び那須衆、所謂那須七黨(黒羽、大關資増・太田原、太田原晴清・那須資晴・那須與一・表景・鹽谷・七黨(正、岡本正親・佐久山、蘆野資孝・千本義定等、何れも質を致した。))等も、之に屬した。又、榊原康政の士伊奈主水を奉行と爲し、黒羽城(下野那須郡)を修繕せしめ、岡部内膳正長盛・服部市郎左衛門保英

に伊賀同心百餘人鐵砲十五挺を給して、城主大關資増を助けしめた。更に、家康麾下の士、及び秀行・康政の部下をして、塹壕を太田原(同那須郡)の大久保山に鑿らしめ(世に江戸編と稱す)福原資保・岡本宮内等に命じ、城主太田原晴清を助けて城を守らしめ、以て景勝に備へた。

是より先、家康廿四日小山に至るや、直ちに使者(島田良次、吉田重然)を仙道口を分擔せる水戸の佐竹氏に遣はしたが、義宣は、上杉氏の爲め、自ら兵を率ゐて既に棚倉に在り、病と稱して、老臣をして面會せしめ、既に母を大坂に致し、今復た質として出すべきものなし、然れども、家康に對し、他意なしと答へしめた。

家康は、義宣の眞意を疑ひ、相馬義胤(陸奥磐前郡磐城平城主)・佐野政綱(下野佐野郡唐澤山城主)・平岩親吉(上野群馬郡前橋)・小谷勝信(下野那須郡鍋掛)・山川朝信(下野足利郡山川)・皆川廣照(下野那須郡皆川)・松平信一(常陸眞壁郡布川)・植村泰忠(上總夷隅郡勝浦)等をして、各其の城にあり、或は太田原・鍋掛等に集合せしめ、義宣に備へしめたのである。

家康は、斯の如く、全部の準備を終つて、八月四日、小山を發し、栗橋の舟橋を截斷せしめ、葛西に上陸し、五日、江戸に歸り、九月朔日、西征の途に上つた。秀忠は、八月廿四日、

中山道より西上の途に就いた。

之を要するに、會津征伐として東下した家康は、上國叛亂の爲め、直ちに西征に決し、上杉

氏に對して守勢を取るに至つたのである。關原合戰記、慶長見聞記、關原一亂志、見聞集、關原始末記、前田所

政重修諸家譜、譜牒餘錄、後編、創垂可編、堀直寄傳記、日本戰史、那須由緒、溝口信濃守書上、景勝朝記、新撰人名大辭典、東國太平記

是より先、八月三日政宗は、井伊直政・村越直吉に書を送り、白河口淮撃の利を陳べ、最上

義光に米澤侵入を命ぜられんことを請うたが、家康は、顧みずして西上した。

(最上義光)

山出羽守、拙者所へ被下候御飛脚、路次不案内に御座候哉、先直に最上へ被通候間、御請

遅々仕候。

一上邊之儀、縱如何様之儀御座候共、總別是程之事者、若輩ながら見届申に付而、大坂に而、

(圖野橋成、山田景友)

江雪道阿彌を以内々申上候キ、大坂之城、三奉行被籠、御奉公に御座候へハ、先以肝要ニ

存候、三奉行衆、哀々末々迄、一途之御奉公念願迄候、慥成御手前之衆被差置候様こと、乍

不及申上候キ、唯餘ニ世上を御心安思召候故、如此之義出來と存申候是者御兩人迄申

(家康)

一如御存知、大坂ニ妻子共悉置候へ共、内府様御筋目ニ者争々へ可申候哉、相捨候而無二

事候。御奉公可仕候、日本ノ神そノ、此旨一點違中間敷候條、心安御前之御取成頼入候。

一上邊之義、如此之上者、尙白川表會津へ之御乱入、火急ニ被成候様ニ、達而可被申上候、万

一御手延ニ候而者、必々諸口之覺違、尙々御凶事出來可申由存事候、縱、上者間に成申候

共、御遺恨之筋五申、長尾被討果候得者、上之事も即可被屬御存分事、案の内ニ存候。

一最上へも尙御使者被遣候、長井筋へ被取懸候様ニ可然候、今ノ分ニ候て者、長井之人衆

も、心安仙道筋へ打廻可申候、縱、ふろき事成不申候共、手切被仕候様ニ、御下知第一ニ候。

一大坂之地肝要第一之城ニ候間、無申迄候へ共、今より成共、慥衆をも被相上可然候哉、日

(三成、吉繼)

本之侍共人質皆居申候間、治部刑部も、大坂を如何様ニ候而も取候而、人質共を止め候

て、日本ノ衆を引付可申之内意に而御坐候ハんと存事候、三奉行衆に別而被加御詞、い

さみ候而御奉公被申様ニ、勿論なから可然存候。拙子事者、世上浮沈共、御奉公可仕候間、

可御心安候。此書中不苦候者可被人御披見候、定而慮外之文言も可有御坐候、有ノ儘申

入事候、恐惶謹言。

(慶長五年)
八月三日

政宗(花押)

井伊兵少様

第五章 徳川家康の會津征伐

人々御中

景勝
御記

右の書状は、八月二日、家康が上國の警を告ぐる爲に、小山より發した使者と行違ひに、政宗より家康に送つたものである。

八月七日、家康は、江戸より更に書を政宗に送り、三奉行が三成に黨したから、上洛の爲め、一昨五日、歸城したが、秀忠は、宇都宮に在つて、佐竹と談合して白河口に當ること故、それと協力せられんことを求め、又八月十二日の書状には、懇篤なる使札を謝し、會津征伐を先きにせんと欲したが、福島正則・田中吉政・池田輝政・細川忠興等の、再三の進言を納れて、西征を先きにする事に決したと報じ、且つ、仙道方面は、何時にても容易なれば、其の意を體して行動あるべきことを申送つた。

切々御飛脚御懇意之段、祝着之至候、上方三人之奉行相替付而、各相談爲可令上洛、一昨五日、江戸致歸陣候、當表之儀、(秀忠)中納言宇都宮差置、佐竹令談合、白川表へ可相働由申付候間、其陣御働之儀、無越度様被仰付尤候、委細者先書大屋小平次申候間、不能具候、恐々謹言。

(慶長五年)
八月七日

家康(花押)

大崎少將殿

大日本古文書
伊達家文書

御懇使札、祝着之至候、先度如申入候、上方打捨會津表雖可申付覺悟候、(福島正則)羽柴左衛門大夫、田中兵部羽柴(池田輝政)三左衛門尉、(細川忠興)羽柴越中守、各先々上方仕置申付候ハて不叶由、再三依被申、先江戸迄歸陣仕候、仙道之儀者何時成共、手間入間敷候間、差合可申付候條、有其御意得、御働御分別專一候、恐々謹言。

(慶長五年)
八月十二日

家康(花押)

大崎少將殿

大日本古文書
伊達家文書

此の如く會津を伐征せんとして東下した家康は、三成舉兵の爲に豫定を變更し、江戸に還つて戦機の熟するを待ち、九月朔日、西征の途に上り、遂に同月十五日の關ヶ原の大捷となつたのである。

第四節 上杉氏の守備

家康會津征伐の議を決するや、會津の士小山田正光、及び船頭勝右衛門は、大坂より、櫛田光家は、京都より、相前後して、若松に歸り、徳川氏の來攻を報じたので、景勝は、香刺原築城を中止し、先づ安田上總介外四將に書を與へて應戰の已むなきを説き、事爰に及んでは、存亡を賭して、敢然半途邀撃の決意を告げ、且、部下各自に、自由に去就を決せしめ、各其の家名を汚さざるべきを誡めたので、諸將は勇躍して戰鬪の準備を進めた。上杉古文書、小山田將監訴狀、櫛田嘉兵衛訴狀

今度上洛不成様子、第一家中無力、第二分領仕置のため、秋中迄延引之趣、奉行衆へ令返答候處、重而逆心之讒言を以、是非上洛無之者、向當郡可被及行之旨候、就之、存分雖有之、元來無逆心筋目候、條、抛万事可令上總覺悟落着候、併、讒人糺明之一ヶ條申入候處、無是非只不相替上洛と計有之而、剩、日限を以催促、如此被押請、上洛之儀者、如何としても不成候、數通之起請文、反古にかり、堅約も好も不入、讒人之糺明も無之、時刻到來、無二思詰候、條、譜代舊功、牢人不依上下、右之趣、無據分別仕候者、ハ供之用意可申付候、自然無分別を以、理不盡

之滅亡を速懷を存候者ハ、何者成共無相違可出暇候、然、上方勢下候、日限聞届次第、半途へ、可打出候、諸口之儀、二候、條、領分端々被押破、地下人等、心替可仕儀必然候、其時節、或在所無心元存知、或妻子難捨心中候、之、當坐之不覺、末代之名をくさすべく候之、條、兼、日肉を切而、可存定候、内々無疑心仕置、無二奉公存詰者之糺明、直々申出候、之、人より遠慮可有之候、條、各以分別急度可被相極者也、仍如件。

(慶長五年) 六月十日 景勝(花押)

安田上總介とのへ

甘粕備後守とのへ

岩井備中守とのへ

大石播磨守とのへ

本庄越前守とのへ

毛利安田文書、伊佐早謙所藏

昨日者、以使狀申入候、定而參着可申哉、仍、近年屋形様之船頭を仕候勝右衛門と申者、大坂より、先月十八日、罷立、昨下着、道ハ、本曾を越國へ罷下候、由、二候、彼者、大方物語之分

申述候。

一 今度之雜説ニ付、内府様會津へ可被成御出勢候由、被仰出候、然者秀頼様を御供申可有之由ニ候處ニ、御馬廻衆一同申上候様秀頼様御事、大坂之城出申間敷候由ニ而、一切御馬廻り衆申切候由ニ候、彼人數六万許可有之由ニ候、中々陣立不罷成由ニ候事。

一 石治少へ、佐和山を御借候へとも、一切手切之由ニ候、然者佐和山普請被成、結構ニ而被引籠候由ニ候事。

一 尾張清洲之儀、御借候へ共、是も福島大夫殿、一切被仰拂候由ニ候事。

一 毛利、浮田殿も、太閤御代ニも、東國陣立ハ御免候間、此度も不罷成候由ニ而、被仰切候由ニ候事。

一 高麗ハ人數蜂起ニ而、壹岐對馬へ乱入候由ニ候、然者内府様御下、今日くくと申候へ共、無本儀候由申候、併、此方御油斷ハ無之候、可被御心易候事。

一 爰元御普請、土用中休息と被仰出、今日ハ御休候、上下忝由ニ候、此中ニ武器等を用意可有之候也、恐々謹言。

(慶長五年) 六月十日

來次

氏秀

(春日右衛門) 春、右様

人々御中

上杉家記

德川氏の會津征伐に際し、上杉方白河口守備として、今日傳へらるゝものは、東國太平記等の記事より、推斷作製したものと認められる、林泉文庫所藏の慶長五年白河口戰鬪配備の圖、(作者及び年代不明)を基とし、東國太平記・諸軍記、及び上杉年譜等を參考として、揣摩憶測せるものが多いが、是等の中、參謀本部の編輯した日本戦史を、我等の得たる史料を以て補綴し、上杉氏の守備状態を記述する事とした。

景勝は、既に逆撃に決するや、竊に白河方面の地形を偵察せんとし、微服して若松を發し、背炙・勢至堂の諸嶺を踰え、(岩代國)長沼・白河を過ぎ、(にそのせき)二所關(旗宿・白坂即ち奥野の疆界)に至り、(つりか)鶴生(白河羽太)上(同)を経て歸り、こゝに諸士を會した。白河の南に革籠(かはこはら)原あり、地勢廣濶、大兵を誘致すべし、吾れ輕兵を越堀・芦野の間に出し、戰を挑み、伴り敗れ退かば、敵必ず追躡せん、其原頭に至るを待ち、銳兵之を衝き、前鋒を破らば、家康必ず麾下を以て之を救はん、其の時、

我が兵、一は左より、(景勝の麾下、關山)一は右より、(兼續の兵、南山口より出で、下野高原に屯するもの)掩撃して之を殲さん、若し利あらずば、全軍悉く白河に死せんと議を定めた。此くて、景勝は、兼續をして、兵一萬を率ゐ、南山口より下野に出で、高原(鹽谷郡)に屯し、本庄繁長、其の子義勝をして、八千餘を率ゐ、鶴生・鷹助(白河附近)に屯し、安田能元・島津普忠をして、白河に屯し、市川房綱・山浦景國をして、關山の下に屯せしめ、景勝自身は、長沼(白河を距る六里)に陣を布かんとした。そこで小山田貞重を長沼に遣はし、普忠と共に諸路の軍事を指揮せしめ、別に福島豊重(麾下五十騎、祖の總頭)をして、白河地方を巡視せしめた。豊重歸り、白河の守備は完璧なるも、砦の修築なしと報じたので、七月九日、景勝は、書を芋川正親等に與へて、其の方面の配備を指揮せしめた。福島系圖、芋川文書、村越志摩覺書、

福島掃部助歸路、其元仕置堅固之由、肝要候、併普請一向無之由申候、兼日之儀ハ不入、當分手前之儀候條、無嫌夜白普請可申付候、五三日中ニ可遣檢使候條、不可有油斷候、謹言。
(慶長五年) 七月九日 景勝華押

芋川越前守殿

同 縫殿頭殿
平林藏人殿
西方次郎右衛門殿

續史堂庶子文書

翌十日、兼續も書を芋川正親等に與へ、白河城壘の工事の速進を命じ、且つ、各自の提出すべき誓紙の案文を示した。直江古案、上杉家記

(福島掃部) 福島方被罷歸、其元御普請之様子被聞食届、各江被下、御書候、雖無申迄候、早速出來候様可被仰付候、尙、期後普候、恐々謹言。

追而申入候、於此方被 仰付候誓詞之案文、進之候得共、福島方被申分者、其元之而各起請相濟候條、重而者御無用候、爲御心得案文斗ハ進置候、以上。
(慶長五年) 七月十日

直江

兼續

芋川越前守殿
平林藏人殿

第五章 徳川家康の會津征伐

既にして、家康は將さに江戸を發せんとし、上杉の諸將も多く白河に集つたが、號令抵牾統一する所がないので、景勝は、十九日、白川在番諸將に令して、正親等の節度に從ふべきを命じた。

覺

- 一 諸役所何方成共、芋川越前守、平林藏人、西方次郎右衛門指圖次第無異儀可申付事、
- 一 敵相助候共、拔々之走廻一切不可有之候、各令相談、凶事無之擬、專一候事、
- 一 傍輩中、年來之宿意、當坐之所存有之共、抛万事異地申潰、可抽忠節分別、肝要候事、
- 一 於其表盡粉骨走廻者とも、不依侍凡下、それ〱二帳を仕立、可差越候、兼日如法度可褒美事、
- 一 萬事ニ付而一廉之忠信有之者、上下ニよらす、存分次第可令褒美事、
- 以上
- 右條々堅可存其旨者也、

(慶長五年)
七月十九日 景勝

白川

在番衆中

芋川文書、讀
史堂庚子史料

此の如く、景勝は白河口の作戰、及び其の配備を定めて、徳川軍を待ち、家康・秀忠等の江戸を發するを聞くや、七月廿二日、上杉氏恒例の麾下八千人を率ゐ、若松を發し、進んで長沼に營したが、兵數少なしとの老臣等の諫を納れ、更に新津讀家・澤根高繼等をして六千を率ゐ、後方三里の地に屯せしめた。

日本戦史は此記事の如く、景勝長沼に陣すと記するが、上杉家記は此記事を否定し、七月廿二日、景勝は兼續に命じて長沼に陣せしめ、自身は居城若松に在つたと記してある。

同七月廿二日、白石城將甘粕景繼は、軍に白河に會せんとして白石城を發した。甘粕系譜、慶長軍記、上杉家記

是の日、兼續は、其の弟南山城主大國實頼に書を與へ、越後に一揆催促の爲め、佐藤・松本を派遣せるも、樋枝保(或は樋枝殿と稱する地名なり)の人數不足の由に付、之を補助すべきを命じ、又高原の地の準備入念なる可きを、栗林肥前守に命せしめた。而して、此書狀中「此方御用之儀候ハ、

安上・甘粕兩人江可被申越候」とあるが、此兩人は當時白河方面守備の人々なる事より推考すれば、兼續は此時白河附近に居つた事は確實である。

昨返札濃書披見。

一度々如申入、鶴淵物見奇特候キ、更普請以下丈夫ニ被申付、鹿沼右衛門ニ被相渡候由尤ニ候事。

一松本方之儀者、越後口一揆之催かとの爲、(只見城將)佐藤甚助ニ相副候得共、(楡枝殿)楡枝保之人數無之由ニ候条、差越候、其許之儀、如形堅固候者、右申付候。

一湯本タカ原之儀、此方より可仰付候儀、(栗林肥前守)栗林肥前守之儀ニ候條、可被入念候由、可被申渡候、此方御用之儀候ハ、(安田上總介)安田上總介、甘粕兩人江可被申越候、恐々諱言。

七月廿二日

(大國實頼)但馬守殿

山城守
兼續

三公
外史

七月廿八日、甘粕長重は會津方面の情況を報告し、景勝之に答書した。此書狀に依れば、此時景勝は、白河にも、若松にも、居らなかつた事は明かである。

追而、ぞんこ到來、喜悅候以上。

書中令披見候、仍白河表無事之段、簡要ニ候、次ニ會津之模様、さてハ左様ニ候哉、堀目之様、終能々聞届、節々注進尤候、扱亦、其元普請門橋、相稼出來之由、是又可然候、猶萬吉重而諱言。

(慶長五年)七月廿八日 景勝(花押)

(長重)甘粕近江守殿

渡邊秀二
所藏文書

佐竹義宣は、陽に家康の命を奉じたが、密に謀を景勝に通じ、家康の鬼怒川を渡るを待ち、其の背後を襲ひ、會津兵と相應じて夾撃せんと期し、老臣梅津半右衛門・戸村豊後を將とし、兵五千餘を率ゐ、南關(東白川郡大塊附近)より進ましめた。東館・關岡・寺山・淺川・石川・竹貫・滑津・蓬田、其他各地の浮浪來り會した。又老臣澁江政光は兵二千餘人を率ゐ、寺山(棚倉の南凡半里)に到り、河戸・式部内・屋代・櫻岡・仁井田・越堀・老野髮・蓑澤等の浮浪、先を争つて來會した。尋で、義宣は水戸城を發し、(日子未詳)南關より伊香・臺宿(たいじゆく)を経て棚倉に來り此に駐留し、其の兵、浮浪を合して七萬餘と稱した。(日本戦史)

然るに、白河口方面に集つた徳川の諸客將は、三成舉兵の報で、已に西上し、家康も又秀忠を宇津宮に駐め、八月四日、小山を去り、五日、江戸に歸つた。

是より先、八月一日には、伏見城落城の報、宇都宮に到り、又同月三日には、大坂・三奉行の、七月十七日、家康の罪狀を列擧した檄文(第十節)が、白河の營に到達したので、翌四日、兼續は、之を福島在城の諸將に報じた。本村(第六節)文書(参照)

同四日、景勝は、書を白河在營の兼續に與へ、伊達・最上二氏的情況を問うた。上杉家記

追而自上方も其已來こゝ左右無之候、已上。

其以後自其許も不罷越候、無心元候、下筋もやう相替事候や、此方方々も無別儀候、可心易候、南山よりも、其以後るる事無之由、細々申越候、米澤表、是も定而無別条候。

八月四日刻ウツ 景勝

山城守殿

景勝公
御書留

五日、兼續は、書を小峯の番城將岩井信能に送り、昨日、佐竹義宣の使者來つて、義宣は家康と斷絶した故、以來緩急援助を求む、との懇請があつたので、之を承諾した旨を告げ、

且、景勝の歸還は、今日なる事を報じた。

御狀披見、白川表より日々注進、内府未小山在陣之由申候條、其元無御油斷御仕置專一候、築川之御加勢入置候、珍義候者可申宣候、次、佐竹より使者昨日罷越候、從義宣如御斷者、今度上方之儀之付而、内府より證人こゝれ候得共、不通と申切候條、定而手切可有之候、左様之候者、御加勢申請度との事之候條、此儀ハ深々請乞、使者返し申候、可御心安候、又御奉行中より諸國江被遣候簡條書狀之寫進之候、猶自是可申入候、恐々謹言。

追而、爰元之儀、今少見合、可罷歸候、御歸りハ、今日中之相極候條、各御相談、万事不可有油斷候、下々齋(津島)先方衆江茂傳言申渡候。

直江

八月五日

兼續

(岩井信能)
岩備州

御報

岩井
文書

不明なるは、八日四日に於ける景勝及び兼續の所在である。東國太平記・會津陣物語・關原

軍記大成・日本戰史等には、「景勝は長沼に在陣し、兼續は高原より佐久山・太田原に出で、徳川氏の軍を掩撃せんとす」と記し、又日本戰史には「八月四日、家康小山を去り、翌五日、景勝亦班師、兼續も尋で還る」と記してある。而して、此景勝五日班師の記事は、八月五日、兼續が岩井信能に送つた書狀に據て、推定記述したものと思はれるが、上杉家記には、「七月廿二日、景勝、直江兼續に命じ、長沼に陣せしむ。徳川氏の先鋒榊原康政等、太田原に陣す。越國軍記、慶長軍記、關原戰史」と記し、又、同書は、「古文書に據り、推考すれば、景勝は若松に居城し、兼續は長沼に在陣せしものゝ如し」として、日本戰史等の説を否定して居る。然るに上杉家記には、又、「八月十日、景勝若松に班す慶長軍記」と記して、何處より班師したかを明示しないが、景勝が八月四日、書を兼續に與へて、伊達・最上の情況等を問うた、文意より考察すれば、景勝は若松に在城し、兼續は長沼に在つたとの、上杉家記の説が正しい様に思はれる。只不審なるは、同じく八月四日、兼續が福島在城の本村親盛外四將宛の書狀本村文書中に、「追而、内府小山より被引除候由、申來候條、實説開届候は、可申遣候、云々」とあつて、翌五日、岩井信能に送つた書中岩井文書には、「御狀披見、白川表より日々注進、内府未小山在陣之由、申

來候條、其元無油斷御仕置專一候、云々」とあるから、兼續は白河に居らない事は明かであるが、家康退去の時日に就ては、文書には相違がある。然し、此二文書何れも、僞書と思はれない點よりすれば、四日には、家康小山より去ると云、五日には、去らずとの報告が兼續に達したものと解釋すべきであらう歟。又五日信能宛の書狀に「白川表より日々注進云々」とあれば、兼續は長沼なるか、否かは判明しないけれども白河以外の地に在つた事は明かであるが、上杉家記には「八月四日景勝、兼續に白河の營に書を與へ、伊達・最上の情況を問ふ」と明記してある。更に不審なるは、五日、信能宛の書狀中に、「追而爰元之儀今少見合可罷歸候、御歸りハ今日中ニ相極候條、各御相談万事不可有油斷候、云々」とある所の「御歸り」は景勝の歸還と解すべきものと思はれ、日本戰史は白河方面よりと解釋したものと思はれるが、何處よりの歸還なるか。上杉家記に、「景勝、十日、若松に班す」の記事が在るが、要するに、景勝と兼續とは當時相當隔つた所に在陣し、兼續は白河附近に在陣し、景勝は若松より戦線視察に出で、其の視察先より、五日出立して、十日、若松に歸還したものでも解説すべきものであらう歟、さうすると、班師といふ言葉が訝しくなる。

家康の小山を去らんとする時、兼續は大いに之が追撃を勧めたが、景勝は伊達・最上其の背後を衝くを恐れて聽かず、終に長蛇を逸したのは、千載の恨事であるといふ者もあるが、縦令、家康が去つても、秀忠猶大兵を擁して宇都宮に留屯し、政宗は已に白石城を攻略して氣大に揚り、義光は用意待機中であるから、景勝の自重説は、其當を得たものと云ふべく、兼續の追撃主張も、唯傳説に過ぎないものである。

世傳に、兼續は三成との約を重んじ、之に呼應せんとして、無理にも追撃を勧めた云々といふのは、全くの俗説である。實際に於て、伊達・最上は意想外に強かつたやうである。

是より先、下妻の城主多賀谷重經は、家康を小山の營に夜襲せんと謀り、義宣の後續を求めたが、義宣諾して決せざる中、父と意見を異にして、宇都宮の結城秀康に屬する、重經の子頼資は、之を傳聞して、秀康に告げたので、事終に成らずして、重經は武州府中に奔つた。義宣の營に於ては、家康の江戸へ退くを聞き、老臣東政義は追撃を勧めたが、義宣聽かず、兵を收めて水戸に還り、(月日未詳)寺島に屯した澁江政光も亦、九月一日を以て班師した。日本戦史 八月十日、景勝は若松城に班師した。慶長軍記、上杉家記

同月十二日、兼續將に伊達政宗を撃たんとして福島に轉陣し、是の日、岩井信能に答書し、(藩)白河方面無事の報を謝し、白石方面の近況、油利衆・小野寺義道も味方となつた事、越後の溝口・村上(村上周防守)の動向偵察中の事。及び、一兩日中、佐竹より使者到來を待つて、若松より報する所あるべきを告げた。

追而勢三方所勞之由、無心元存候、無油斷御養生專一ニ候、以上
御使札本望至極存候、白川表彌無事之由、珍重存候、其許御在陣衆以御相談御普請等可被仰付之段、乍御太儀可然候事ニ候、(宇都宮)宮中必珍敷儀到來次第可願御狀候、將又、此方無相換儀、白石表之儀、郡近邊へ打出候人數、一昨日何も引除候ニ付而、百姓等先以還住申候、上方之様子、正宗も聞届候故と存候、又、最上口之儀も、南部仙北衆、上説を聞候て引拂候故、最上無正躰取乱候由申來候、油利ハ庄内一味仕候、小野寺殿(小野寺義道)も同前ニ候、越後の儀、村溝無御別条と斗ニ而も不相濟候條、四五日以前堀兵を遣申候、定而可相濟候、自然停候ハ、仕やう共有之事候、可御心安候、一兩中ニ佐竹ハ使者之由申來候、自然若松へ參候ハ、御左右可申入候、恐々謹言。

(慶長五年)
八月十二日

直山

兼續

岩備殿

御報

岩井文書、
歴代古案

八月十七日、堀秀治が木船に移つたとの注進があつたので、景勝は左の書状を送つて偵察せしめた。

中條越前守如注進者、堀久太郎木船へ移候由候條、様子無心元候、各乍太儀番手替之衆打著候共、四五日も有滯留、模様聞合、歸路尤候爲其一筆遣之候、謹言。

(慶長五年)
八月十七日

景勝

一 騎 合 衆

新保 孫 六 殿

村山善右衛門殿

長尾 平太殿

景勝公
書留

同月廿二日、景勝は、更に書を平林正恒等に遣はして、白河方面守備の萬全を期した。

急度申遣候、仍而其地普請爲横目、石川惣左衛門小田切豊前指遣候、在番衆令相談、別而入念丈夫ニ申付、尤候、謹言。

(慶長五年)
八月二十二日 景勝花押

平 林 藏 人 殿

西方次郎右衛門殿

芋川 越前守殿

讀史堂庚
子史料

八月廿五日、森山城將本庄繁長を福島に轉封して、政宗に備へしめた。(第六節)

又、此の日、景勝は、在大坂の奉行諸老連名宛にて一書を遣り、奥口(伊達)との交渉を終つた上、佐竹と相談して關東へ出兵する事、越後の堀は味方なりとの三成よりの報告に基き、懇親を申入れ、越後國內一揆の中止を命じたる事、及び最上・伊達何れも、上國の指圖次第にて味方たるべき事、等を報告した。是は、當時政宗・義光が、何れも陽はつて、景勝に媾和・内通を申込み居つた時であつたから、景勝は此の如く信じて居つたのである。(前田(第十節)文書(參照))

九月十三日、愈々最上討伐を開始したが、同廿九日、關ヶ原の戦家康大捷の報が會津に達す

るや、兼續は、直ちに兵を收めて退却し、十月三日、荒砥城に入つた。次で、六日、政宗の福島城來襲があつたが、城將本庄繁長善戦して之を撃退した。爰に於て、景勝は愈々徳川軍の來攻に備ふべく、部將より質を入れしめ、或は繁長の意見を徴し、白河口の守備を一層嚴にすべきを命じたが、此方面は、終に平穩に経過したのであつた。

第五節 白河口對陣後兩軍の勢力範圍

上杉・徳川兩氏、白河口對陣以後の兩軍の勢力範圍は、左の如くである。

上杉景勝(陸奥若松城主 百貳拾萬石)の味方は、佐竹義宣(常陸水戸城主 五十萬石餘)、其の弟岩城貞隆(磐城平城城主 十二萬石)、相馬義胤(磐城牛越城主 主六萬石)、多賀谷重經(常陸下妻城主 重經は始め義宣に勤めて、小山の誓を懐はんとして、謀り、事成らずして、七月、武州府中に奔る)、水谷勝俊(常陸下館城主 主六萬石)、眞田昌幸及び其の子幸村(信濃上田城主 參萬八千石)で、其の他は、四圍皆敵方である。
次に、上杉氏と直接境を接し、又は、附近の徳川方を擧げると、陸奥にては、伊達政宗(陸奥岩手山城主 五十八萬石)、南部信直(陸奥盛岡城主 主拾萬石)、津輕爲信(陸奥堀越城主 爲信は、水野勝成と共に、大垣を攻めて之を抜く)、出羽にては、最上義光(出羽山形城主 貳拾四萬石)、秋田實季(出羽窪田城主 主拾九萬石)、戸澤政盛(出羽角館城主 主四萬石)、小野寺義道(出羽横手城主 義道は、始め態度不明であつたが、後、上杉氏に屬した)、下野にては、蒲生秀行(宇都宮城主 拾八萬石)、成田長忠(鳥山城主 貳萬石)、皆川廣照(皆川城主 參萬石)、佐野政綱(唐澤山城主 參萬九千石)、山川朝信(山川城主 貳萬石)、那須衆七黨(六萬石)、越後にては、堀秀治(越後春日山石 堀親良 越後藏王城主 主參萬石)、堀直寄(越後坂戸城主 主壹萬石)、村上義明(越後本莊城主 主九萬石)、溝口秀勝(越後新發田城主 主六萬壹千石)、上野にては、眞田信幸(上野沼田城主 信幸は、西征し、秀忠に、從つて上田城を攻めた)、下總にては、結城秀康(下總結城城主 主拾萬壹千石)、白河口の大將として、安房にては、里見義康(安房館山城主 義康は、宇都宮城に、入り、秀康を助く)、信濃にては、仙石秀久(信濃小諸城主 秀久は、上田の、前田昌幸に備ふ)、石川三良(信濃松本城主 主八萬石)、森忠政(信濃飯山城主 主拾貳萬七千石)、京極高知(信濃飯田城主 高知は、關原に功あり)、日根野高吉(信濃高島城主 主壹萬八千石)、佐久間安政(信濃長沼城主 主壹萬石)等で、上野・下總・武藏・安房は、徳川領であるから、其の味方たることは勿論である。(日本戦史兩黨分屬圖、豊臣諸侯表・新撰大名辭典)

第六節 上杉氏と伊達氏

白石、川俣、福島、梁川

慶長五年以前の上杉氏と伊達氏とは、輝宗時代に於ては、友好關係に在り、天正十一年、伊達輝宗は、書を送つて、好を上杉景勝に通じ、且つ、連年東奥に陣する事を報じ、同年三月十

九日、景勝・兼續又之に答謝し、併せて伊達氏の降昌を祝し、更に深交を祈つたといふ間柄で、兩氏の間は何の衝突もなかつたのである。

如承意、尔來書信不通、隔雲泥耳、仍貴國弓矢至于號仙道郡、兩載被遠在陣、無殘所遭任素懷之由、肝要至極候、併勇智不淺故、候然者當方備隣、逐日歸掌握、彌起居動靜無油斷候之條、於時宜者可爲情逸候、就中、貴邊當方之儀、近年或通路不合期、或近邦未落居、不被任心中御疎遠、於自今以後者、如蹤跡可被仰合之由、大慶此事候、景勝肺肝兼々申入候所、定而可有健聞候、此上一諾、豈換連城壁、猶自是可申據候、恐々謹言、

(天正十一年) 三月十九日

景勝(花押)

伊達(輝宗) 左京大夫殿

大日本古文書 伊達家文書

貴札拜瞻、仍去秋至新發田表、雖被企御飛脚、踏次阨塞故、不能通之由、御深切之處、不淺被存候、殊爾來別而可被仰談、由連々被申、舒筋目候條、即被致雷同候、就中、貴國近隣遠邦、不累歲被任權威候段、肝要至極奉存候、此等之趣、得御意候、恐々謹言、

(天正十一年) 三月十九日

兼續(花押)

米澤江

大日本古文書 伊達家文書

然るに天正十七年、會津城主菅名義廣が伊達政宗の侵略を受け、援を上杉氏に請ふに至り、俄然上杉・伊達兩氏の間溝渠を生ずるに至つた。

天正十七年四月十五日、菅名氏の將山内氏信、南會津伊北の權田城に據守し、兼續に書を送り、米澤城主伊達政宗近日来攻の噂があるが、警備として派遣せられた越後勢は皆歸國して防備の困難なる事を報じ、且つ主家の進止に關し、秀吉への斡旋を請うた。

御發向已來御物遠罷過候、意外千万奉存候、仍其表被任尊意之段、追日申來候、目出無異儀存候、此表漸及淺水候條、政宗可被及御行之由承候、片時無油斷候、從舊冬被差置候、警固衆、悉越國へ罷歸、其上從川向參申候八十人、大途之以御扶助被指置候、去月已來、不被下候之條、各々令退散候間、爰許難拘存候、淵底不可御察候、將亦某身軀之儀、偏惡入申上候者、殿下様尤義御前之儀者、畢竟奉憑外無他事候、萬端元齋申達候條、令省畧候、恐々謹言、

(天正十七年) 卯月十五日

氏信(花押)

直江殿

參御陣所

第五章 徳川家康の會津征伐

大日本古文書 上杉家文書

四九三

然るに恰かも此の月上旬、景勝は佐渡の羽茂參河守を征伐せんとして、兵力を集中する必要があつて、他を顧みるの暇がなく、援軍を出すこと能はず、佐渡に出征したので、六月五日、義廣は政宗と磨上原(或は摺上原)に戦つて大いに敗れ、尋で、重臣富田氏實・平田不林等は、政宗に降り、義廣は力竭き、終に常陸に奔り、生家佐竹氏に依つた。不林の弟平田尾張守が難を逃れ來つて、上杉氏に屬したのは、此の際である。

政宗の會津を襲取するや、秀吉怒つて景勝に命じ、政宗に其の直書を傳達せしめ、會津を退却すべき旨を強調し、若し従はざれば、兵を出だして之を討つべく、且つ、佐竹義重にも出兵せしめんとした。

七月十七日、石田三成・増田長盛等も、寺内織部を越後に遣はして、兼續を促がし、芦名氏の將士の越後に奔逃するものを保護し、彼等を會津の境上に出さば、以て蘆名氏の救援たらんと説かしめた。

就會津面之儀、先書度々雖申入候、自然御油斷候へハ、御外聞如何處候、態指下織部候、景勝爲御取次御禮申上候處、無故伊達乗取候段、無是非被思召候、何様も御計兼候て、屬御存

(寺内織部)

景勝

分候得ハ、義廣事ハ御仕合ニ候はん共、又ハ如何様も可被仰付も、景勝御覺悟次第ニ、屬御手事ニ候、其段御分別候ハ、可成様被盡御粉骨、無御越着様、御行肝要存候、然者、會津より其地へ罷退候衆、兵糧以下被仰付境目へも被指出候者、津内之下々へも可一味候、其上公儀江の御覺も可然存候、伊達より無故乱入候夏ニ候、景勝被申付事此時候、不可過御分別候、爲御心得申入候、恐々謹言。

(天正十七年)
七月十七日

三成

長盛

直江山城守殿

奥羽編
年史料

景勝は、命を奉じて秀吉の直書を傳達し、會津退去を勸告したが、政宗は、陽はに其の命を奉じて、實は服せず、尙ほ、諸城の未だ降付せざるものを攻撃したので、秀吉は遂に之を討伐せんとし、九月廿八日、景勝に命じ、佐竹義重と共に兵を出して境上を守備せしめた。景勝は、木戸元齋を横目とし、八十里越を経て、會津伊南に出兵し、蘆名氏の將河原田盛次を援けて、政宗に當らしめ、水窪の地に新砦を築き、横田城を修築せしめた。景勝自身も亦、三條に出陣

して聲援し、會津援軍の歸陣を待つて、十月末、春日山に凱旋した。

景勝一代略記、景勝傳記

慶長三年三月、景勝の會津に移るや、政宗は天正十七年以來、景勝に對し大いに含む所あり、加ふるに、舊邑米澤も亦今上杉氏の領地となつたので、其の鬱胸を散せんとし、景勝の若松入城後數日ならず、諸士未だ疲勞休養の暇なきに乘じ、福島城を侵さしめたが、擊退せられた。

上杉年譜
歴代古案

徳川家康の會津征伐に際し、慶長五年六月六日、政宗は、信夫口の主將を命せられ、同十六日伏見を發し、中仙道を下り、本道上杉領を避け、上野國高崎より下野常陸に出で、舊怨ある相馬義胤の領地を經、其本城には歸らず、七月十二日、北目城(陸前名取郡)に入つた。蓋し、年來の宿志たる白石城を攻略せんが爲めである。伊達氏四代治家記録

白石城

白石城は、陸奥(今の磐城)刈田郡に在つて、信夫口を扼し、上杉諸城中、東北最外の要衝であるから、景勝は、特に移封の始めより、甘粕景繼を選び、其城主として政宗に備へしめたのであつた。

景繼は、土地の民情及び政宗の宿志を熟知し、城壘を修築し、常に警戒を怠らず、三月十三日、謙信法要の際も、政宗の老臣石川昭光(白石を去る十里の角田城)に使を遣し質を交換し、相侵さざるを約して之に赴いた程、堅固に守備した。

政宗の北目城に入るや、其の舊領刈田郡小原の土民、齋藤一族等は、小原邑・五賀邑の間に於て、白石城警固番鹿子田助右衛門が、番替り警固者廿人許を引率して、米澤へ歸らんとするを要撃し、土人の首級を北目城に呈したので、政宗は、之を賞し、且つ、銃砲八挺を給し、近日の自身出馬に至るまで、小原を支持すべきを命じた。又、同郡渡瀬・滑津邑の土民も、一揆を起して之に應じ、佛松に力戦したが、大兵米澤より來るとの風説に驚き、最上領上之山附近に逃奔した。伊達正宗家譜

政宗北目城に入るや、兼續は、當時若松に在つた景繼に、急遽歸城を命じ、七月十四日、書を福島在城の諸將に遣り、其の手兵をして、監使及び景繼を送り届けしめ、滞留一兩日、白石の軍備を懸助の後、沿道を偵察して歸らしむべく、且つ、政宗進出せば、即時出馬すべきを以て、注意を怠るべからずと命じた。

猶々明十五日、爰元迄甘粕被指越候條其心得尤候、以上、

急度申遣候、仍而白石爲御仕置、御檢使并甘粕被指越候條手前之人數を以、白石まで送届、一兩日中彼地懸助、無夜白之嫌可申付候條、道筋能々見届可被罷歸候、何時こよらす彼地江正宗打出候者、可乗出候條、不可有油斷候、恐々謹言。

直江山城守

(慶長五年)七月十四日申刻

兼續

榎並三郎兵衛殿

本村造酒丞殿

上泉主水殿

車丹波守殿

參

本村文書、上杉家記

既にして、景勝は、徳川の前軍江戸を發するを聞き、景繼をして、軍に白河に會せしめたので、景繼は、登坂勝乃、甘粕新左衛門・南右馬允等に兵一千を與へ、留守せしめて出發した。然る

に此の諜報を得た政宗は、白石を攻めんと欲し、廿一日北目を發し、岩沼城(名取郡)に宿し、廿二

日滞在、二十三日四保(柴田郡、今の船岡)に至り、諸隊の部署を定め、(追手口より厩代登頼、東北より互理定宗、西方より石川昭光・山岡重長、南方より片倉

綱)廿四日平山(城の西北、今の陣場山)に進み、白石川を隔て、城と相對した。(小原・波瀬兩邑)此の日、互理定宗、

霧に乗じて城に薄り、霧るゝを待つて銃撃したので、城兵大いに驚き、弓・銃を發し、防戦したが、

景綱城下の民舎に火を放ち、三の丸に延焼するや、定宗益々逼り、景頼・景綱・重長等、

四方より攻撃し、遂に三の丸を奪ひ、重長の士、土壘を越え、南の丸の門を開き、全軍之に乗

じて進入した。爰に於て、南の丸・中の丸・二の丸・皆敗れ、城中の士、豊野日向・鹿兒田伊

賀以下、七十餘人之に死した。日本戦史

廿五日、城兵力盡き、勝乃等、昭光・景綱と城中上下の助命を誓約して午後全く開城した。

起請文前書之事

一今度被召出上ハ、登坂式部少輔兄弟白井左衛門南右馬允葛

西長三郎、同家中富澤吉内、黒澤豊前、高野佐渡守身命之儀、不可有相違事。

一一廉之者討死申候由ニ付而、何方へも被指越候ハ、此方一書可爲相違事。

一右之旨於偽者日本國中大小神祇八幡大菩薩愛宕權現春日大明神殊氏神可蒙神罰者也。

(慶長五年) 七月廿五日

石川大和

昭光血判

片倉小十郎

景綱血判

登坂式部少輔殿

南右馬允殿

伊達政宗記
錄事蹟考記

同日、政宗は、之を家康に報じ、七月晦日、徳川秀忠は、政宗に賀詞を贈つた。

急度注進申候、昨日廿四日、白石表相働候、兼而如御意其表直可相通覺悟候處、彼城堅固相抱候、然ハ夫丸以下通路不自由之爲休見届候間、則昨日申付、町を始二三の丸迄取破申候、本丸迄ニ仕候處、城中ハ頻降參仕候間、相助命、則本丸請取申候、城主登坂式部同新左衛門、南右馬允、白井左衛門、此四人之者共我等手前抱置候、御説次第ニ可申付候、此外歴々數百人討果候、明日桑折表江參陣可仕候、此旨直書を以申上候、尙以可然之様御取合奉願候、恐々謹言。

羽越前

(慶長五年) 七月廿五日

政宗御判

村越茂助殿 (直吉)

伊達政宗記
錄事蹟考記

尙以、登坂式部同新左衛門ハ、甘糟備後弟ニて候、以上。

當月廿五日之御狀、今晦日到著於宇都宮令披見候、仍而白石表江被相働、彼城堅固相抱候處、即時被仰付、本丸迄屬御手、城主迄始歴々御手前へ被召置、其外數百人被爲討果之旨、誠無比類御働、御手柄之段難述紙面候、其上桑折表へ可有御働之由、定而彼筋も無異儀可被仰付と察入候、尙追々可申達候、恐々謹言。

江戸中納言

(慶長五年) 七月晦日

秀忠御判

(伊達政宗) 大崎少將殿

御報

追而、判形仕ろへ候、可爲御不審と存し候而如此候。

第五章 徳川家康の會津征伐

伊達政宗記
錄事蹟考記

是より白石は永く伊達氏の有に歸した。

川 俣 城

川俣城は、陸奥(今の岩代)の伊達郡に在つて、二本松を距る約四里、上杉領の最外線に位置し、梁川・福島・二本松の通衢であるが、嘗て伊達領の時、此の地に在つて地理に通曉した、政宗の部將櫻田元親(磐城宇多郡駒嶺の城主)は、兵を進めて之を陥れ、大館・小波・小手内等に屯して、附近諸邑を焚掠した。此れ等は、何れも樞要の地であるから、七月廿四日、上杉の士本村親盛・上泉泰親・榎並三郎兵衛・青柳隼人佐等は、福島より、石栗將監等は、二本松より進出して、同城を奪還し、敵將櫻田元親は戦死した。(本村文書、伊達氏四代治家記録)

連書披見

- 一 河俣地江相動之由、無心元候處、無異儀半途より押立、則城責落、櫻田を始無殘處討果候由、各粉骨無是非候事。
- 一 小手内大館江、青柳井主水組より人數遣、即時ニ責落、かて切ニ申付候由、心地好次第候。

兩地共、頸數注可指越事。

一 自白川申來候儀ハ、岩付より内府被罷歸候由、乍去、實儀ニハ有之間敷候、追而可申遣候事。
 一 白石ニ正宗有之之由、則後詰被 仰付候併此方之小旗、見候ハ、引揚候ハんまでニ候、其表へ引出、可被討果候ニ相究候、各相談候て、正宗行之様子、注進相待候、謹言。
(慶長五年) 七月廿七日 兼續

- 本村造酒丞殿
- 上泉主水正殿
- 榎並三郎兵衛殿
- 青柳隼人佐殿

本村文書

米澤之者川俣表相働付而、其許手合、高名并生捕數多致候由、寄特候、跡無油斷相稼候様可被申付次、白石表具聞届候、自然案内者候ハ、城中堅固相抱候様可申遣候、謹言。

(慶長五年) 七月廿七日 兼續

石栗將監殿

第五章 徳川家康の合津征伐

御書集并 御年談略

五〇三

福島城、梁川城

福島城は、陸奥の信夫郡に在つて、白石を距る約六里の西南に位し、上杉氏は、初め上泉泰親・岡野左内・齋道二等をして之を守らしめ、是の年七月、又、小田切安藝・車丹波・本村親盛・青柳隼人佐等を遣はして、修繕を監し、且つ、援兵を梁川城に入れしめ、伊達氏に備へた。政宗は白石城を陥るゝや、更に福島城を攻めんと欲したが、陽に、白石の南約五六里の、梁川城(陸奥、今の岩代伊達郡)を攻むると聲言した。

梁川城は、須田長義が之を守り、築地資豊が兵三百を率ゐて、車丹波等と共に之を助けた。而して去る六月、伊達郡の土民蜂起して、掛田村(梁川を距る三里餘、福島に五里餘)の古壘に據りしも、同月廿六日、長義・親盛・泰綱等と、夾撃して之を平げた。

政宗は、福島城を伐たんとし、白石に在ること三日、會々大雨の爲め、七月廿七日夜、阿武隈川俄に氾濫して、渡る事が出来ないので、滞留空しく日を経た。然るに、八月一日、伏見落城の報、宇都宮に到り、家康は西上と決するや、翌二日、小山より使者を送り、妄動を戒めた

ので、石川昭光を留めて白石を守らしめ、八月十四日、北目城に歸つた。日本戦史

是より先、八月四日、兼續は小田切安藝等に書して、大坂奉行の檄文(七月十七日の檄文)を示し、隣境の情報を求めた。

追而内府小山より被引除候由申來候条、實説聞届候ハ、可申遣候、相馬の使をも今明日中ニ可參候、如何とも正宗不取置擬いたし度候、切々見届注進尤候。

急度申遣候、仍而築川江の加勢衆相移候哉、承届候、其元普請之儀、在陣衆へ相談、急度可申付候、少有油斷間敷候、扱て昨日京都より御奉行中之連狀到來、弥丈夫ニ相調候、此方様子ニより、關東對治として御人數可被下之由候、諸國へ御奉行中より被遣候条、連狀之寫遣候、披見尤候、其節境目被聞届可注進候、恐々謹言。

(慶長五年)
八月四日 兼續

小田切安藝守殿
車丹 羽守殿

直江兼續傳

五〇六

本村造酒承殿

上泉主水正殿

榎並三郎兵衛殿

本村
文書

八月十三日、梁川城の將士より、十四日政宗來攻の風説を報じたので、兼續は、果たして然らば、親ら出陣、之を討戮すべきを答書した。築地
文書

御狀披見、仍十四日、正宗其地相動之由申來候、哉、幸之儀候條、今般後詰を仕、無二可討果候、實儀追々御注進待入候、恐々謹言。

直山
兼續

(慶長五年)
八月十三日

横 大(横田大學)
車 丹(車丹波守)
金 美(金子美濃守)

築 修(築地條理亮)

角 太左(角屋太郎左衛門)

大小 太(大塔小太郎)

須 大(須田大炊介)

御報

歴代古案、御書
集并御年譜略

八月十四日、兼續は、更に福島の上泉泰親等に書して、十六日迄、自身は若松に赴き、不在なるも、梁川援軍として手兵を待機せしめ、又水原常陸介、栗林刑部は、二本松及び高倉に在陣中なるを以て、注進次第、何時にても往援し得る事を告げた。

已上

從佐竹御用有之候而、使者被遣候由候條、爲馳走、今十四日若松江相越し、十六日之ハ當地可打返候、手前之者共彌七郎指添、此方ニ構置候、築川表急之儀候ハ、注進次第、懸助無油斷様申渡候、水常(水原常陸)栗林刑部共、二本松、高倉ニ在陣候(夢々方)不可有油斷候、謹言。
(慶長五年) 八月十四日 兼續

上泉主水正殿

第五章 徳川家康の會津征伐

五〇七

直江兼續傳

五〇八

木村造酒丞殿

小田切安藝守殿

青柳隼人佐殿

駒木根右近殿

月岡八右衛門殿

參

八月廿三日、兼續は更に此れ等の諸將に書して、數日中に、親しく白石方面に出陣すべきを告げたが、中止した。本村文書

已上

急度申遣候、白石表爲御仕置、御人數被遣候、我等も、五三日中ニ其地へ可罷着候、留守中、火之用心、番等堅申付、殘衆打振罷出候様ニ、支度專一候、白石筋繪圖、其外、案内者を以調置候、勿々

(慶長五年)
八月廿三日

兼續(花押)

上泉主水殿

本村造酒殿
青柳隼人殿
小田切安藝殿
駒木根右近殿

本村文書、
上杉家記

八月廿五日、景勝は、森山の城將本庄繁長を移して福島城守將となし、政宗に備へしめ、福島(任)の泰親・親盛等を米澤に移した。蓋し、最上討伐の準備をなしたものである。

今度奥口へ之動之行、大儀無是非候、彼表備方之儀、其方年頃云、畢竟仕置候條、無遠慮万事可被異見事肝要候、謹言。

(慶長五年)
八月廿五日 景勝花押

本庄越前守殿

讀史堂
史料

是より先き、政宗は詐つて上杉氏に媾和を懇請したので、九月三日、兼續は、書を繁長に送り、政宗に條件を示し、姑く彼の詐偽媾和に同意せる如く見せ掛け、仙道地方の開戦を避けしめ、同時に、梁川附近に壘砦を築いて、其の不意の襲來に備へしめ、且つ、奥口への出兵は、

最上の態度次第なる事なる事を告げた。本庄文書
勿論、政宗の此の如き申入れは、景勝の攻撃を避けて、上國の戦況を待たんが爲めであつた。

覺

一 奥口御無事之儀、兩使(黒金孫左衛門竹俣伊兵衛)御相談にて可被相濟候、連々如御申候、御不足之儀候共、天下江御奉公(豊臣秀頼)と思召、白石などの事ニ無御構公儀さへ能候ハ、御調尤候。

一 關東御出馬之砌(景勝江戸攻撃の時)、政宗御同陣被申上候歟、不然ハ家老五三人も相濟(添力)人數五千も三千も被相立候而、万一御弓矢御むつかしき事出来候とも、關東御靜謐中別心無之様、御堅め第一ニ候事。

一 最上之儀ハ、政宗同前ニ付、延々見合候と聞得申条、引詰承届候て、手堅相濟候者、最上存分之儀可相調、自然不相濟存分ニ而、日を送休ニ候ハ、外聞も不可然候条、一動可申付、左様ニ候ハ、若政宗方より手切ニ申來候共、推返し使者を被遣、先々無事御つゞけ可然候、其内ニ自米澤御左右可申入候事。

一 此中御意候、築川城とりかへられ候儀、當城と白石のつなきにも相成又ハ築川のかはりにも可相成地形御覽みつもり、政宗無事可相濟休ニ申來候ハ、急御普請ニ御取次(能力)可然候、左様ニ候ハ、栗刑も可被相招候事、付城引つめられ、二三百にて可相抱御分別、專一候。

一 自此口奥口筋御出勢ハ、最上手成次第と存候、彼表之様子、追而可申述候事。

以上

(慶長五年)九月三日

直山

兼續

本庄越州様

参人々御中

本庄文書

政宗は、先きに家康の諭示に従ひ、八月十四日、一たび北目城に納馬せしも、虎視耽々、滯出の機を窺つて居つたが、九月十四日、最上義光より使を遣はし、更に翌十五日、其の嫡男修理義康を使者として、兼續來攻の爲め、畑谷の落城せるを告げ、援兵を乞ひ來つたので、媾和の假面を捨て、十七日、叔父伊達上野介政景を名代として、諸圓居を副へ、馬上・銃砲・長柄・

弓、約三千を附して、之に赴かしめた。伊達氏四代 治家記録

是より先、景勝は、政宗の伊達・信夫を窺ふと聞き、親ら之を撃たんとして、兼續に報じ來つたので、九月廿二日、兼續は、書を清野長範(景勝の近侍)に送り、長谷堂の戦況、及び米澤の守備を上申せしめ、且つ、景勝より、福島・梁川の將士に對し、守備の激勵、及び政宗來攻せば、直馬あるべき旨の、使者を賜はらんことを請はしめた。

追而、ふくしまこさしおろれ候侍共か、築川へも、御使者被成御書、御普請等無油斷仕候様ニ被仰付、自然正宗相動候ハ、御直馬かさるへきよし被仰遣、御尤候、以上。

御書拜見、仍而、せせらう、陣寄仕候刻、可責落之由存候へ共、山形間近く候故人、を出、對陣仕、候條、陣構堅固ニ申付候、其上擬可申候、上方之仕合相聞得候者、正宗も、軍上も覺悟別ニ可被罷成候、幾度如申上候、何之道ニても、當郡御備ニ相極候條、隨分堅固可申付候、正宗手成の見へ不申内、御出馬之儀ハ被成延引、御尤候、南ノ山御手明ニ罷成候條、但馬守米澤迄被差越旨、尤候、御足輕之儀も、先々米澤ニ指置可申候、此由御申上可有候、恐々謹言。

山城守

(慶長五年)
九月廿二日

兼續

助次郎殿

櫻井文書、歴代古案、上杉家記

九月廿四日、米澤城の留守樋口兼豐より、政宗來襲の流言を報するや、景勝は、即日、仙道諸將に令して、米澤に轉せしめ、廿五日、書を兼豐に與へ、其の守備を嚴にせしめた。

政宗境目へ及行之由、定而不可有指儀候、雖然、其地爲用心、此方より人數追々相立候、仙道口へも此旨申遣候、乍勿論、其地無油斷用心、專一候、相替事候者、重而注進尤候、謹言。(慶長五年)

九月廿五日

景勝

(兼豐)
樋口伊豫守殿

讀史堂史料、上杉家記

政宗は、仙道の兵米澤に移るを見るや、景勝も亦之に赴くべしと爲し、其虛に乗じて、福島梁川諸城を襲はんと欲し、老臣石川昭光に令を傳へ、又、使者を宇都宮に發して、秀康に夾撃を謀つたが、秀康は之に同意しない。然るに、晦日、關原の捷報が到つたので、直ちに其寫、及び、今井宗薫の書狀の寫しを添へて、最上義光、及び、諸將に報じた。

今十五日午刻、於濃州山中及一戰、備前中納言島津石治部人衆悉討捕候、直ニ佐和山迄、今日着馬候、大柿も今日則捕候、可御心安候、彌其表之様子、彌御仕置等、尤候、恐々謹言。(宇喜多秀家)(義弘)(三成)

第五章 徳川家康の會津征伐

(慶長五年) 九月十五日

家康(花押)

大崎少將殿

大日本古文書
伊達家文書

以上

唯今亥刻、内府様御注進被成候、即宗薫より之書狀寫出羽殿江進候、各へも御みせ候へ由候間、定而可爲披見候。

- 一、去十五日、大柿江之助衆、是非可被及合戦之由候而、十四日ニある坂近邊へ御陣越候處ニ、大柿ニ籠候衆、夜中ニまきれ、ミノ、山中と申所へ打過し、陣取候て、十五日未明ニ、無二被切懸、押崩、大谷刑部、戸田武藏、島津又一郎平塚、因幡、其外先をも心懸候衆、其場ニて悉被打捕候、石治部、備前中納言、島津小西などハ、山へ遁入間、于今不相見之由候。
- 一、サハ山宗くん(佐和山)の書中ニて、本丸は于今持候由ニて候ハ、此飛脚(摺針)すりハリをとをり候へハ、そや本丸も焼候を見來候、飛脚ハ自是付候中間ニて候。
- 一、内府様、はや御上洛之由候。

- 一、其元之儀、第一ニ候、何卒候て、陣取之衆返し候ハぬやう、第一ニ候。
- 一、七右衛門次、第二、早々可出馬申候、此由皆々江申渡候、恐々謹言。

亥刻

(慶長五年) 九月晦日

政宗

伊上州(伊達上野)
 江 南(保土原)
 民 部(津田民部)
 サツマ(大條薩摩)
 成 佐(成田左平)
 鈴 七(鈴木七右衛門重信)

伊達政宗
事蹟考

兼續の退陣を聞くや、政宗は、最上援軍政景等の歸來すべきを豫算し、十月三日、遂に仙道進出を決した。(點了齋宛政宗文書略す)

本庄繁長は、政宗進出の諜報を白石より得るや、富田將監等をして、兵を率ゐ、梁川城に赴

援せしめた。

五日、政宗は、兵二萬を率ゐて北目を發し、白石城に入り、令を片倉景綱・高野親兼に傳へ、進軍の部署を告げ、詰朝桑折に向ふ可きを命じた。(是の時景綱は其居城より、親兼は同丸森より、共に梁川城に向ひ、阿武隈川に在つた)

第一 茂庭綱元其子良總

第二 片倉景綱

第三 高野親兼

第四 屋代景頼

第五 桑折宗長

第六 石川昭光

其他大小三十隊

是より先、景勝は、關ヶ原の敗報に接し、兼續等をして軍を收めしめ、且つ、政宗の南進を慮り、水原親憲等に命じ、福島城に赴援せしめた。この時、庭坂の土民、政宗に酬ゆる所あらんとして、之を遮つたが、親憲等之を退けて福島に抵り、繁長に勧め、市民の妻孥を城中に收めて質と爲し、政宗の煽動に依る土民の蜂起を防いだ。斯くて、繁長等の兵凡一千、親憲等と共に、福島城を守つた。

梁川城は、須田長義・横田大學は、本丸に在り、車丹波・築地資豊は、二之丸を守り、其の兵

凡六百餘、繁長又、岡野左内・齋道二に、赴援を命じた。然るに、大學は、初め家康と約し、鞍馬・銃器・旅費等を給されて、會津に入り、景勝に仕へたもので、今やその約を履み、欺を景綱に送つて、内應した。

併し、瀬上には、郡宰として、小田切安藝守あり、其の他、桑折・長岡・鎌田の諸所、皆多少の兵備があつた。

六日、伊達の別隊は、藤田より迂回して、摺上川を涉り、飯坂の西なる山麓を行進し、庭坂・荒井・大森・笹木野の諸所を占領し、會津・米澤間の交通を斷たんとした。又、庭坂の土民も、伊達の兵を搞ひ、且つ、其嚮導をなした。

景綱は、大學内通の書を政宗に送呈し、即日梁川に向ふべしと進言したが、政宗は、既に桑折口に進軍したるを以て、之を聽かなかつた。

梁川に赴援する左内・道二は、各兵百五十を率ゐ、是の日黎明、福島を發して瀬上に至り、右折して梁川に向はんとしたが、伊達の先鋒既に逼るの報に接したので、左内乃ち摺上川を涉り、道二は瀬上の岸に備へた、時に朝霧四塞、咫尺を辨することが出来なかつた。

景頼が、進んで長倉町(今の長岡)を過ぐる時、羽黒山の別當寂光寺慶印は、其の父祖が伊達に舊誼があるので、來り告ぐるに、先づ瀬上の柵に據る小田切安藝を破り、然る後軍を進むべきを以てしたので、景頼は直に瀬上に向つた。政宗は、後軍未だ續かざる故、遽に開戦す可からざるを訓令したが、景頼は既に摺上川を渡り、餐を傳へ、部下を二分し、朝霧の消散を待ち、一部を上流に向はしめ、自ら他の一部を率ゐ、上流の部隊に續いて進んだ。

綱元は、今晚急に桑折に逼つたので、守兵戦はずして走り、長倉町に備へた者も、亦支ふる能はずして去つたので、之を追うて進み、又、小田切安藝等の兵を撃退し、其殘兵を鎌田に撃ち、之を本田に卻け、斬獲頗る多かつた。

景頼は、綱元の戦を始むるを見て急に進み、上杉方が宮代・瀬上を棄て去つたと聞き、之を木内に撃たんとしたが、及ばなかつた。

左内・道二は、霧の霽れるに従ひ、伊達の先鋒が上流より渡るのを見、其後を断たれん事を恐れ、且つ、衆寡敵せざるを知り、敢て抵抗を試みず、二人交々殿して退却した。

梁川城將須田長義は、政宗の福島に向ふを聞き、之を撃たんとするに當り、景綱既に福島方

位に進み、其輻重部隊遙に前方部隊と離隔するを見、車丹波をして之に赴かしめたが、丹波士卒百餘人を率ゐ、阿武隈川を渡り、前田・桑折の間に於て、其の輻重を奪取した。

福島城にては、瀬上の敗報に驚き、繁長の次子義勝、自ら請うて松川に出で、數十騎之に従ひ、五十邊に至り、瀬上より歸る者と會し、共に松川の小坂後に配備した。

綱元・景綱・景頼の兵皆松川を渡り、政宗の麾下も亦至り、共に先を争うて進み、上杉の兵と戦ひ、義勝は敗れて城に入つた。

初め、景綱は、阿武隈川に沿ひ、大枝・伊達崎を過ぎて、桑折に至り、上杉兵の城中より出で逆ふるを望み、先頭の諸隊を援けんと欲し、南に進めば、上杉兵は皆既に景頼に撃退せられて、城に入つたので、景綱は、之を追うて福島に至り、遂に外郭を攻めて之を破つたが、隊長以下戦死するもの頗る多かつた。

今朝、藤田より、西方山籠に迂回した諸隊は、上杉兵に遇はず、唯福島より會津に通ずる密使等數名を殺した。

伊達の土砂金實常は、數十騎を率ゐて、羽黒山の南より、福島市中を射撃した爲め、城兵皆

退いて城に入ったので、射撃を中止し、隊伍を整頓したが、城兵其寡少なるを見て、西方より出て、之を攻め、實常は苦戦して之を卻けた。

政宗は、今朝國見山に至り、又羽黒山に進んだが、福島城の容易に抜くべからざるを察し、景綱と議し、強襲して之を陥落し、多くの士卒を失はんよりは、寧ろ兵を收むるを利なりとし、又、梁川城兵の爲に、其の輜重を奪はれたとの報に接し、背後連絡の截斷を恐れ、意を退却に決し、城西より一齊射撃を行はしめ、兵を摺上川附近に收めたが、朝來獲る首級三百餘、其の死傷も亦多かつた。

是の日、繁長は、政宗の自ら來攻するを待ち、搦手より突出し、其の麾下に向て決戦せんと欲し、近臣に命じ、單獨功名を期せず、各槍幹を短くし、集合一團を成し、敵中を衝くべしと命じたが、既に敵兵の一齊射撃を聞き、其の退却を知り、全隊に令して追撃を禁じた。

藤田信吉の舊臣齋藤兵部は、城中に在りて是の夜密に款を敵と通じ、永井川の橋を毀ち、烽火を擧げて内應せん事を約し、誓書を送呈したので、政宗は、進退を石川昭光に謀つた。昭光は、更に戦はゞ、上杉勢は、仙道の兵を合し、梁川よりも亦來り、夾撃すべきを以て、却て前

功を失ふべきことを進言したので、政宗は之に従つた。

七日、政宗は、國見山を経て、北目に歸り、八日、書を井伊直政に遣り、福島^(事發)の戦況を家康に報告した。其終に梁川城を攻めなかつたのは、横田大學の内通が發覺した爲めである。^(覺し、兼續は、十月十六日、彼を梁川より若松へ護送せしめた。)昭光・親兼も亦、阿武隈川に沿ひ、兵を收めた。果して是の日、上杉

の援兵、三方より來つた。其の白河口よりする者、一部は八町之目に至り、一部は本宮に至り、米澤よりする者は、未だ庭坂を越えざるに、伊達の兵は皆遠く退いたのであつた。^(伊達氏考、日本戦史、歴代古案)

是より先、十月四日兼續は、清野長範を通じて、安田能元は仙道仕置等に付今日出發せしむる事、且つ最上陣退却に際し、軍の損害なき事を上申し、又、十月七日、同じく書を長範に遣つて、福島方面の状況に關し、種々景勝に奉答、且つ進言した。

追而今度不慮出來候様子具安田可申上候、とかく以來ハ、御吉事とそんする事之御座候、以上。

御書拜見、仍而今度之無仕合、中々迷惑仕候、半途ニ在陣可致言上候得共、庄内境目へ相動

候故、彼庄仕置、又彼是有分別、昨日當地荒戸まで打入申候、於此地、領中仕置申付、重而可致言上候、仙道表仕置、彼是二付而安田上總介今日相立て申候、御人數被遣、御尤ニ候、南ノ山ニハ(水原)ち少手負申候、くるしからず候条、御心安可被思召候由、御披露、恐々謹言。

山城守

(慶長五年)十月四日

兼續

(清野長範)助次郎殿

清野文書、讀史堂史料

御書披見、仍而ふくし、披露表へ之後詰、敵之手成いまさ見へ不申候条、令延引候、見合可罷出候、御出馬之儀も先々被成御延引、御尤ニ候、二本松へ之御人數被遣、御尤ニ候、南ノ山ニハ御人數入申ましく候条、不苦候、ふくし、披露おもて事、爰元江ハ道不自由ニ付而、是非聞得不申候、二本松口江人を被遣候て、能々御聞、御尤候、此由御披露、恐々謹言。

山城守

(慶長五年)十月七日

兼續

助次郎殿

清野文書、讀史堂史料

以上の白石・福島・梁川等の戦記は、専ら伊達氏四代治家記録を基として記述したものと認

むべき、日本戦史の記事を引用した所が多いから、伊達氏の戦利に就ては、大いに誇張あることを想像される。東國太平記、其他の軍記には、上杉方の大勝を記載してゐるが、上杉家にては、之に關する。参考記録を闕き、僅かに伊佐早謙編景勝卿記中に、「關ヶ原の捷報到るや、政宗急に約に背き、兵を率ゐて福島城に迫る、本庄繁長・梁川城將須田長義と之を松川に夾撃し、政宗大敗、輻重を委棄し、白石に走る、器械・旗幕、多く我が將士に獲得せらる、傳へて今に存するもの多し」とあるのみである。

十月十六日、兼續は、官事にて若松へ參向した、梁川の角屋太郎左衛門をして、梁川の將士中、政宗に内應發覺した横田大學を始め、其の類、及び町人地下にても、不審のものは勿論、且つ、須田長義家中よりも、人質を取り、若松へ送還すべきことを命じた。

覺

一横大若松江引越之事。

一同源兵衛一類若松江可被越候事。

一町人地下人之よらず、不審候ものを、若松江可差越候事。

- 一 其他仕置堅固之儀ニ候ハ、各有相談可被仰付候事
- 一 大崎左衛門殿も、此方江よひ可申候
- 一 須大御家中證人もとられ、可然ものをハ、山田參候次而ことられ若松江可被相越事
- 一 横大手前之米、其外諸道具、能々可被入念事
- 右之條々、角屋ニ申渡候者也。

直江山城守

(慶長五年)
十月十六日

大藤小太郎殿

築地修理亮殿

金子美濃守殿

車丹波守殿

築地文書、上杉
年譜・歴代古案

同月二十二日、政宗の兵が、再び桑折に進出して、郷民を侵掠したが、直に之を撃退したるを褒し、廿六日、景勝は、貝原勘解由以下九名に、感状を授與した。上杉年譜

同月廿四日、家康書を政宗に遣り、福島の戦功を褒し、且つ、明春上杉討伐を告げた。伊達政宗
記録事
蹟考記

十一月十二日、石川昭光は、兼續二本松表へ出馬、福島城へ入らんとすの巷説を報告したが、北目在城の政宗は、之を一笑に附し、兼續は今家康に謝罪中なるに、此の如き事あるべき筈なし、或は手負猪の死狂と稱し、兼續出馬するとも、豫て結城秀康より進出禁止中なれば、家康の命令なき間に出陣せずとて、梁川・福島附近に間諜を放ち、萬一の時の用意に備へた、是れ蓋し、是より前、舟岡源左衛門・中島玄蕃等が京都より還り、上國の情を報じたので、景勝は和平の議を決し、十一月十三日、兼續を在福島の本庄繁長に遣はしたものを、誤聞したのである。伊達氏四代
治家記録

慶長六年も、政宗は屢々出兵して、上杉領を侵した。

正月は、二本松・鹽松堺、二月は、川股方面に出兵して、郡宰石栗將監等の爲めに、撃退せられた。直江古案、石栗
文書、上杉家記

三月廿日、政宗は政景に返書し、景勝は籠城の用意のみにて 到底仙道中へ出兵の様子なきは、二本松・若松よりの間諜の報告にて明かであるが、越後勢と一合戦の機會なきは頗る遺憾なりと傲語した。伊達氏四代 治家記録

三月及び四月、伊達の兵、伊達・信夫を侵し、又、福島城を來襲せるも、築地修理・車丹波・小島豊後・蓬田寒松齋等が、奮戦して、之を撃退した。御書集并 御年譜略

五月上旬、石川中務義宗は、角田城より、上杉領長井莊板屋を襲うて 之に放火し、七日、其顛末を政宗に報告した。伊達氏四代 治家記録

是より以後、伊達氏は、上杉氏を侵すことがなかつた。

第七節 上杉氏と最上氏

畑谷、上之山、長谷堂、酒田

上杉氏と最上氏との交渉は素と極めて少なく、僅かに天正十九年二月、羽後國仙北部上浦邑に關し、最上義光の將鮭延典膳愛綱と、上杉景勝の將色部長真との間に、應酬があつたに過ぎ

ないが、色部文書 上杉家記 最上義光と徳川家康との關係は頗る深く、義光の二子左馬助は、嘗て家康に

仕へ、偏諱を授けられて家親と稱し 又、義光の女は、豊臣秀次に寵せられ、其の六條磧に斬られた時、義光も亦之に連坐せんとしたが、家康の爲めに救護せられた等の事實がある。日本 戦史

此の如く、家康に負ふ所少なからざる義光が、義として、家康に背くべからざるは、言を待たざる所で、慶長五年五月七日、彼が伏見より、出羽國由利仁賀保・赤津等に遣つた書狀に依つても、明白なる所である。大日本史料 最上家舊臣所藏

(闕前) 景勝上洛被申間敷由被申候に付而 内府様近々御出馬候へん由被御触催候併 以前より景勝人々御使など被申候、(伊奈) 其の圖書と申人を爲御届被爲指下候、何も此返答次第さるへく候、依様躰早々人を上せ申候へとて、達者なる者を被指添、御下被成候、爰本之御様子ハ、十二九者御出馬可有之躰に存候、乍去、此上景勝被罷上候歟、又何とぞ佗言をもち被申上候而、御陣之無之も不被存義共候、若又御陣にも候者、雖無申迄候、か様之隣國之御陣かとの御座候事者、内府様御一世中二者有之間敷由存候條、人数以下之事、御身上より過分之躰に被成候而、御奉公之義今度之御座候由存候、又重而何方に御陣かと候共、其時

者又隨而之御奉公こも候へ者遠近之分候而今度之御奉公一入之由存候如此申候義も
 内府様於御前各御取合をも何とか申度と存候心中故申候義共候今度之義て被入御精
 候ハん事不可有御油斷候將又我等事をハ先月十日之晩急可罷出由御使候條罷出候へ者
 内府様被 仰出候分ハ我等事者境目之城等會津とかりの事候間急連罷下御用意をも
 いたし候へとの御諒にて候へ共申上分者國本こ者子こ候者もさし置又うちのおとなし
 き者共も指置申候其上何事候共御奉公之義候條不苦候間我等事者 内府様御供申候而
 と申上候義共候次又仙北こ我等親類之者共さし置候何角取紛義候間定而懇之義をも申
 間敷候共別而被懸御意候而可給候憑入存候何之御用等も候者可被仰候定而心疎有之間
 敷候歟尙此上替辺も候者可申入候間早々恐々謹言

羽出羽守

五月七日

義光(花押)

仁賀保殿

赤津殿

瀧澤殿

參

慶長五年六月六日、家康、會津討伐の部署を定むるや、最上義光に米澤口主將を命じ、備北
 諸將(南部・戸澤・六郷
秋田・本堂等)を之に配屬せしめた。そこで六月十六日、義光は伏見を發して其の邑に
 歸り、直ちに米澤口に備へた。

家康は、小山を去るに臨み、又彼に命じ、大に自重し、萬事宇都宮に留屯の秀忠と協議すべ
 きを以てした。

急度申入候仍上方奉行衆一同之者銚楯之由申來に付而闇會津先令上洛候併中納言差(秀忠)
 置候條彼表働之儀被相談尤候猶期後普之時候恐々謹言。

七月廿九日 家康

出羽侍從殿

讀史堂
史料

然るに八月一日、伏見落城の報が、宇都宮に到り、四日、家康は小山を去つたので、彼は上
 杉氏の來攻を懼れ、兼續に縁つて、種々陳辨して、遷延策を講じた。

一今度當地へ御發向可被成と承付而書狀を以申通候跡々御家中之者同前こ御馳走仕

段申進候事。

一先年御指圖を以、家康伏見城へ移被申後、御前様(景勝)ハ若松へ御下向の時分、拙者儀者、山科大屋毛原迄罷出、御門送り仕、御主同前ニ拜し申候事。

一拙者之儀ハ國本江飛脚を指越、嫡子修理大夫を若松江御着之翌日爲致出仕、御主同前ニ致候事。

一其後家康伏見之城にて、五日評定被致候、我等式も其列ニ罷成、日々罷出中に調といへ共、直江承引なけれハ、御靜謐より外無之と相極申ニ付、而毎日之評談、御留守居千坂對馬守所江えらせ申、早々會津江申入よと、爲御知仕候、定而御覺可有御坐候事。

一御評定相濟若松へ御手向之時分、正宗と拙者ハ隣國ニ御坐候付、早々夜を日につき罷下、界々道橋を拵、白川表へ先手着候而、早々御領分ハ物色を出し候へと被申ニ付、而急度爰元江罷下候事。

一正宗儀者、國本江罷下、則御領分を一郷も二郷も打破り、慮外を申上候、御ろまいふく被指置、拙者之儀ハ右よりは是非御す縁を、たき入可申と存候付、而至今日迄、御領分江足輕一人も出し不申ニ、慮外を仕、正宗をハ被指置、是非可頼入と存拙者江、御手向之儀、迷

惑ニ存候事。

一右條々、被聞召分被下候ハ、嫡子修理大夫を證人ニ指上、其外、家中證人之儀ハ、二重も三重も、御指圖次第ニ指上可申候、拙者之事者、人數一万召連、何方迄も御用ニ相立可申候間、可然様ニ被仰上可被下候、恐々謹言。

(慶長五年)
八月十八日

最上出羽守

義光

直江山城守殿

上杉年譜、別本歴代古案、上杉家記

然るに、八月廿五日、景勝は最上討伐の準備として、福島の上泉泰綱・本村親盛等を米澤に移し、森山城將本庄繁長を福島に移して、専ら伊達政宗に備へしめた。

九月三日、當時、政宗は、上杉氏に媾和を申入れたので、此の日、兼續は書を繁長に遣り、姑く此の詐謀媾和懇請に同意して、仙道地方の開戦を避けしめ、又、梁川附近に壘砦を築いて、其の不意の襲來を防がしめた。且つ、米澤口より奥口への出勢は、最上の態度次第に依り、或は近々なるべき旨を告げた(第六節)が、なほ、此の日、兼續は、出軍の令を發布して、越國軍記、上杉家記

(第三章) 最上討伐の準備を終つた。

九月四日、兼續は、甘粕景繼に答書して、最上義光より局面打開の申込あるを以て、其の攻撃を延引するが、兩三日にして決定すべき旨を告げた。多分義光に、人質等の約束履行の、返事を待つたのであらう。

御狀披見、仍昨日爰元(米澤)迄罷越候、最上表急度可相働候處、少々懸望之儀候條、延引候、二三日中に相濟可申候、可御心安候、正宗も右同前ニ候、縦動ニ成候共、人無不足候、是又大丈夫ニ候、上方之儀、所々城落候由、心地よき儀ニ候、猶重而可申入候、恐々謹言。

(慶長五年) 九月四日

直山

兼續

甘備 御報

甘備文書、讀史堂史料

然るに、義光は、契約進行の意志なきのみならず、秋田實季の、我が屬城坂田(城將志駄條、理亮義秀)襲撃に、援軍を送つたとの報に接したので、兼續は、九月八日、清野長範を通じて、愈々明日出陣、十二三日頃、敵地進出を景勝に上申した。

追而、佐竹へ被遣候返札披見仕候、關東の儀、無相替儀候、以上。

御書拜見、仍而此表之儀、度々申上候最上、付延々仕不相濟候、明日當地罷立、相動可申由存、先衆ハ今日より遣申候、人數も相調候條、御心易可被思召候、敵地へ討入候事者、十二三之時分さる可し、其内追々注進可申上候、此等之段、可然様ニ御披露、恐々謹言。

山城守

(慶長五年) 九月八日亥

兼續

清野文書、讀史堂史料

助次郎殿

上杉氏が、最上討伐を決するや、兼續を總軍將とし、各將士の部署を定めた。

第一 直江 兼續 色部 光長 春日 元忠 上泉 泰綱

水原 親憲 溝口 左馬助

第二 本村 親盛 松本善右衛門 横田 旨俊 篠井 泰信

(東村山郡) (南村山郡) (同上) 抑も畑谷・上之山・長谷堂の三城は、義光の所領で、出羽村山郡(羽前)に在り、山形城の西南に棋

布し、上杉の領地に接する連山の要所を占め、米澤より來る道路(上之山は本道上に在り、長谷堂・畑谷は間道に在り)の咽喉

を扼する所である。

九月八日、春日元忠・上泉泰綱等、先づ發し、九日、兼續は、其父樋口兼豐を米澤城の留守と爲し、第一軍二萬餘人を率ゐ、水原親憲を軍監とし、米澤を發し、小松に宿した。十日は、萩野に屯し、斥候を縱ち、敵情を偵察して、十二日、畑谷に逼つた。

是より先、義光は、領内の諸寨を修築し、上杉氏に備へた。然かも畑谷・上之山の二寨は、前記の如く、其の要衝である。兼續の兵、本道上の山を避けて、間道畑谷より來ると聞くや、畑谷は狹隘であつて、周圍概ね山岳、大兵を拒ぐべき地ではないので、義光は、城主江口五兵衛道連(六千石を領す)を諭し、城を捨て、山形に歸らせようとしたが、道連武名を惜んで同城を固守し、寡兵善く拒いだ。兼續又彼の勇武を聞き、屢々之を招いたが、敢へて従はないので、十三日黎明力攻し、上杉の兵も大いに損傷したが、衆寡敵せずして、道連父子は自刃し、防戦二時間で城は陥つたのである。義光は、矢柏相模・飯田播磨等に、兵百餘人を附し、畑谷に赴援せしめたが、城既に陥り、其の附近に於て、上杉兵と戦ひ、播磨之に死し、相模は殘兵を收めて、山形に還つた。

兼續既に城を抜き、色部光長をして之を守らしめ、民家に放火し、露營を布き、人馬を休憩した。梁澤等の諸寨之を聞き、皆守を棄て、走つた。

十四日、兼續進んで谷粕に屯し、山形の通路を斷ち、長谷堂・上之山兩城に向ひ、同時に之を攻撃せんとした。蓋し、二城の距離僅に一里で、互に相應援するを顧慮した爲である。日本戰史

十五日、最上義光は、弟甲斐守光直・三子清水大藏大輔氏滿をして、長谷堂城將志村高治を援けしめたが、水原親憲は仙道の兵を以て之を撃退した。慶長軍記、義光物語、小山田文書

是の日、兼續は、秋山伊賀守を通じて、畑谷の戦況を景勝に報じた。秋山文書

猶々此書中調候半之、敵動候由申候間、則乗出、敵の打つけニ入り、頸二百餘取候、飛脚如見分候、猶追々可及注進候、庄内人數、白岩、寒河江請取在陣候、以上。

御狀披見、仍去十三日最上領畑谷城乗取、撫切ニ申付、城主江口五兵衛父子共頸五百餘討取候、築澤之城をも明逃候、即在々令放火、昨十四日向最上居城在陣候、然所、山形近邊之城五六箇所、是茂明逃候、内二三箇所降參候條、仕置丈夫申付候、近日障明可申候、可御心安、此旨可被達上聞候、恐々謹言。

(慶長五年)
九月十五日

直江

兼續

秋山伊賀守殿

御報

秋山文書、上杉年譜、讀史堂史料

上之山は、最上氏の部將里見越後の居城であるが、此の時、越後は、軍監に任せられて、山形に在り、其の子民部、及び義光の援兵草刈志摩等が、守本山の郷士五百餘人を率ゐて來り、之を守つて居た。

上杉の兵の上之山に向ふものは、第二軍であつて、第一隊は本村親盛、第二隊は篠井泰信、第三隊は横田旨俊(中山城主)是に將として、兵凡四千餘、十六日、兼續の命を受け、中山城に會し、十七日出發し、焚掠して進んだ。上之山城將等は、こゝで出撃か否かを評議し、民部は防守の利を説いたが、其弟主水は、上杉の前後兩隊の距離甚だ遠く、其の隊も亦靜肅ならず、地は山谷深岨なり、且つ、逸を以て勞を討たば、必ず勝たんと主張したので、民部遂に同意し、兵を奇正の二部に分ち、志摩をして奇兵を以て迂回して物見山に至り、戰酣なるの時吶喊せし

め、上杉の兵が、背後の遮斷を恐れて退却せんとする時、急に追撃して之を谷に擠し、又後軍來援せば、之を引致して俯撃すべしとなし、精兵三百餘を志摩に附し、間道を赴かした。

親盛は、上之山の容易に陥れ難いを見て、援兵を乞うて徐ろに攻めんと欲し、泰信は、畑谷城の陥落を羨み、即戰を主張して、意見一致しなかつた。然るに城兵夜襲し、親盛等之を防禦せんとしたが、兵は疲勞し、部署も亦定らないので、退いて後方の隊に合せんとし、先鋒一時に崩潰し、争つて物見山に登れば、志摩の兵之を迎へて、大石巨木を投下し、上杉の兵多く之に死した。餘は小徑を走つたが、嶮峻山に傍ひ、川に臨み、馬蹄の通せざる所凡そ十町許、親盛等馬を返して、奮戰之に死し、泰信・旨俊、讒に殘兵を收めて、中山城に退却したのであつた。

長谷堂に在つた泰綱は、收報を聞いて來援したが、志摩側面より瞰射して五六十人を斃し、正面の兵尋で至り、共に之を撃退した。(日本戦史・上杉年譜、何れも、此役泰綱戦死すと、記載してあるが、泰綱の戦死は十月朔日、兼續が撤兵して軍を荒砥城に收めた時である。)

十八日、民部は、親盛以下の首級、合計四百餘を山形に送つた。義光大いに悦び、其父越後に告げ、之を褒賞した。